

第九十八回国会 大蔵委員会 議録 第十五号

昭和五十八年四月十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 麻生 太郎君

北村 義和君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

白川 勝彦君

森田 一君

山崎武三郎君

阿部 助哉君

広瀬 秀吉君

武藤 山治君

玉置 一弥君

箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

経済企画庁調整

局審議官 横溝 雅夫君

経済企画庁総合

計画局審議官 及川 昭伍君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房審

議官 吉田 正輝君

大蔵大臣官房審

議官 水野 勝君

大蔵省主計局次

長 窪田 弘君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省理財局長 加藤 隆司君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君

国税庁次長 酒井 健三君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保

險部長 猪瀬 節雄君

資源エネルギー

庁長官官房総務

課長 見学 信敬君

資源エネルギー

庁公益事業部業

務課長 黒田 直樹君

資源エネルギー

庁公益事業部開

発課長 渡辺 光夫君

郵政省電氣通信

政策局監理課長 吉高 廣邦君

建設省計画局民

間宅地指導室長 小鷲 茂君

建設省都市局都

市計画課長 城野 好樹君

日本電信電話公

社経理局長 岩下 健君

参考人

池田 正範君

大蔵委員会調査

室長 大内 宏君

委員の異動

四月十三日

辞任

補欠選任

北村 義和君

同校 敬雄君

同日

北村 義和君

補欠選任

今校 敬雄君

四月十二日

納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願

(井岡大治君紹介)(第二二七八号)

同(小川国彦君紹介)(第二二七九号)

同(城地豊司君紹介)(第二二八〇号)

同(武部文君紹介)(第二二八一号)

同(堀島雄雄君紹介)(第二二八二号)

同(森井忠良君紹介)(第二二八三号)

同(上原康助君紹介)(第二二八四号)

同(浦井洋君紹介)(第二二八五号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二八六号)

同(高沢寅男君紹介)(第二二八七号)

同(竹内猛君紹介)(第二二八八号)

同(三浦久君紹介)(第二二八九号)

同(岩垂孝喜君紹介)(第二二九〇号)

同(加藤万吉君紹介)(第二二九一号)

同(川俣健二郎君紹介)(第二二九二号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第二二九三号)

同(後藤茂君紹介)(第二二九四号)

同(佐藤敬治君紹介)(第二二九五号)

同(清水勇君紹介)(第二二九六号)

同(中村重光君紹介)(第二二九七号)

同(日野市朗君紹介)(第二二九八号)

同(前川且君紹介)(第二二九九号)

同(森中守義君紹介)(第二三〇〇号)

同(米田東吾君紹介)(第二三〇一号)

同(井岡大治君紹介)(第二三〇二号)

同(島田琢郎君紹介)(第二三〇三号)

同(田邊誠君紹介)(第二三〇四号)

同(福岡義登君紹介)(第二三〇五号)

同(藤田高敏君紹介)(第二三〇六号)

同(武藤山治君紹介)(第二三〇七号)

同(山田趾目君紹介)(第二三〇八号)

同(渡部行雄君紹介)(第二三〇九号)

同(新村勝雄君紹介)(第二三一〇号)

同(野口幸一君紹介)(第二三一一号)

同(山花貞夫君紹介)(第二三一二号)

所得税減税及び大型間接税導入反対に関する請願

(武部文君紹介)(第二二八四号)

所得税の課税最低限度額引き上げ等に関する請願

(上原康助君紹介)(第二二二二号)

同(枝村要作君紹介)(第二二二三号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二二二四号)

同(福岡義登君紹介)(第二三〇五号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三〇六号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三〇七号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三〇八号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三〇九号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一〇号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一一号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一二号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一三号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一四号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一五号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一六号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一七号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一八号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三一九号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二〇号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二一号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二二号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二三号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二四号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二五号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二六号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二七号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二八号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三二九号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三〇号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三一号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三二号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三三号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三四号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三五号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三六号)

同(松沢俊昭君紹介)(第二三三七号)

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出第一号）

○森委員長 これより会議を開きます。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案について、本日、参考人として日本中央競馬会副理事長池田正範君の出席を求め、その意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 相当設題を多くしたものですから、途中カットするところもありますので、それから、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

大臣にお伺いをしたいと思ひますが、五十八年度の財特法の性格について、五十八年度の財特法、五十八年度の財政運営に必要な財源確保のためと制定の理由が末尾に載せてありますが、それにしても、この法律案は従来の法律制度や国会審議関係等を無視したものでないのかという気がするのですが、大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 確かに、この法律案については、いわゆる所管の異なる諸制度に関する特別措置を一つの法律にまとめたということについての指摘、議論がある法律の仕組みであると私も思っております。

これは、非常に素人っぽい話をいたしますと、私なりに、財源関係の法律は国庫大臣として蔵入を一括して取り扱う立場からはなるべく一本化した方がいいんじゃないか、こういう議論もいたしてみましたが、しかし、制度そのものを恒久的に変えるようなもの、たとえばいわゆる補助貨幣の問題でありますとか、あるいは国庫の平準化の問題でありますとかいうようなものは一本化にできない。そうすれば、言ってみれば立法の動機、趣旨、そして性格が一緒で、すなわち五十八年度限りの特別措置というものを一括して御審議いただくということも一つの考え方であろう。

従来とも、いまちょっと私も記憶しておりますが、まだボツダム勅令で残っておりますもの、あるいはかたかなの法律、それから太政官、そういうのがいっぱいあります。それを、ちょっと数字は忘れましたが、千何百であったかと思ひますが、できるだけ同質同種のもを一本化して整理する必要があります。必要もあるという議論もございまして、したがって、立法の動機、趣旨の同一性と法律の性格の同一性、こういうことで一本で提出をしたこと、御審議になる方は、これは国会でお決めたこととございまして、率直に言って、従来ともこの問題についていっても、議論をいたします。ある種の後めたさを感じてみたり、またその方が効率的ではないかという一つの角度からの議論もしてみたりいたしますので、今回まさにその動機とか性格の同一性ということで一本化したということのお答えに尽きるんじゃないかなというふうに考えております。

○戸田委員 財政法で禁止されている赤字国債、この発行をするときに法的根拠を財特法に求める、これはわれわれも立法論としてはわからないわけではない。しかし、今回の財特法はそうした範囲をはるかに超えていると私は思ふのです。結局、あらゆるものをぶち込んで法案に仕立て上げているという状況じゃないかと思うのです。

たとえば、五十六年度の財特法には中央競馬会の納付金それから電電公社の納付金等々を加えて一本の案で提出しました。そのときにも国会で問題になりました。当時大蔵省としては、反省いたしますよ、こういう答弁であったわけですね。ところが、反省どころか、今回出てきたものもそれより輪をかけてひどいものですね。こういった法案提出というものは、やはりいままでの国会審議ないし法案提案等々の慣行から言っても、私はどうも当を得てないんじゃないだろうかというような気がいたします。結局、財源確保というこの一点の共通性、これを最大限に利用して全部提案してきたということじゃないのでしょうか。言ってみれば雑炊的な法案ですね。何でもかんでもめちゃくちゃにあらゆるものをぶち込んで、そして味の悪いもので持ってきているわけですね。味が悪いなら話は別だけれども、これは私は非常に問題があるんじゃないだろうかという気がいたしますが、どうですか、大臣。

○竹下国務大臣 決して味が悪いとも私も思っておりません。だから、そういう観点から御意見を交えた御質問をなさることに對しての立場で言え、私は、やはり必ずしも適当な措置ではないというふうにも言えると思っております。

確かに、いま法律が千五百十四、それからまだ勅令で残っておりますのが百三十四、そういうふうにあるわけですね。そういうボツダム勅令とかあるいは太政官とか全体の法律千六百八十三ございしますものを、ある意味において動機が一緒で性格が一緒のものを一括してみようという一つの考え方であろうと思ひますが、審議する側にとってみた場合、一括法案についてはやはり御指摘のような議論が起こることは私も理解をいたします。

したがって、いわば今年度の蔵入に関するものならば皆一緒にしてみたらどうかということすら考えてみたのでございしますけれども、恒久法をいじるものとはより一緒にするわけにもまいらぬ、いわゆる法制局見解、すなわち無原則に一括してはならぬというのがございしますので、それか

ら見ますと、いわば無原則という中には入らない。しかし、審議する側に対しての親切の度合いとでも申しますか、そういうことになるかと、やはり問題がないとは私も思っております。が、一括することの合理性というものは全くないわけでもない、こういうような感じでございます。

○戸田委員 大臣にしては珍しく明快さを欠いているのですが、具体的に私は指摘したいと思ふのです。

たとえば今回の財特法の第三条ですね、これによつて、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ停止の規定を入れてありますね。これは、蔵出削減の効果があつても蔵入増加にはならないと私は思ふのです。したがって、定率繰り入れ停止は蔵出問題で、蔵入問題ではないのですから、これを蔵入法案に入れるということになると、これはちょっと理由がわからない。この理由をひとつ教えてください。

それから、私はさっき雑炊法案と言つたのですが、それ以上に蔵入蔵出、こういった区別しない法案ですね。もし蔵出削減の根拠法として財特法をつくることすれば、国民年金の特別会計への一般会計の繰り入れ停止もあつてしかるべきじゃないでしょうか。これは全然ないのです。

だから、私はそういう面において全く一貫性を欠いていると思ふのです。こういった法案の提案内容というものはどうしても私は納得できないのです。どうですか。

○窪田政府委員 定率繰り入れの停止は、御指摘のように確かに蔵出の削減になるものでございします。しかし、定率繰り入れを停止いたしますとそれだけの財源が浮いて、その定率に充てるべき財源をはかに振り向けることができる、こういう意味では財源の確保になる。

私も、実はこの法律をまとめるときに、一緒にしていいものかどうか検討いたしました。また法制局にもお伺いを立てまして、これは蔵入確保法ではございしませんで財源を確保する法律でございしますし、しかも、この定率繰り入れの停止は

特例公債の発行措置とながりのあるいわば親戚関係のような関連のある措置でございます。これも一緒に含めてよろうということを含めさせていただきます。また、この定率繰り入れも広い意味では国庫内部の振りかえという措置でありますために、ほかの税外収入の確保措置と共通している点もございます。そういったいろいろな要素を勘案いたしまして含めさせていただきます。

国民年金の特会への繰り入れ停止でございますが、これは五十八年度限りの措置ではございませんで、今後七十二年までにはわたって影響の続く措置でございます。今回の財源確保法では五十八年度限りの財源措置に限定をいたしております。そういうことで、国民年金の方の特別会計法の改正はここに含めなかつた次第でございます。

○戸田委員 いまの局長の答弁は、結局、国民年金は、今後八共済法案の統合案七十二年まで、こういう臨調答申等を含ましてこれから取り扱われる問題ですから、そういうものを指していま答弁をされているのだらうと思うのですが、しかし、五十八年度単年度といつても、これは異質の問題だと思ふのです。そういうものは、これはどうなんでしょうか。実際は国民年金への繰り入れ停止については大蔵委員会で現に質疑をして別途審議したのじゃないですか。だから、そういうことからいけば、どうも私はつじつまが合わないのじゃないだらうかという気がするのですが、それはどうですか。

○逋田政府委員 先ほども大臣の御答弁にもありましたように、法制局の見解をいたしまして、無原則に一緒にするわけにはいかない、結局、法案に盛り込まれた政策が統一的なものである、趣旨、目的が同じであるということ、それから内容的に条項が相互に関連しているものである、こういう原則を掲げておられます。

そこで、国民年金の特会法の改正も、今後改正法をこの大蔵委員会で御審議をお願いするわけでございますが、財源確保法という趣旨、目的から

申しまして、そこまで一緒にするのは無理ではなからうか、こう考えているのでございます。

○戸田委員 では別な角度でひとつ。たとえば五十八年度予算の財源不足の補てんのために財特法を提案したと述べているが、先ほどの国債償還の定率繰り入れ停止とは逆に、この法案に本来入れなければならぬものを入れてないのじゃないですか。

それから、五十八年度の財源確保策として政府がとつた対策のうちの税外収入、これはどういふものがあるですか。ちょっと調べてください。

○逋田政府委員 五十八年度予算では例の五十六年度の歳入欠陥の穴埋めのために税外収入の確保に非常に努力をいたしまして、特別の財源対策二兆一千五百億ほどをやっているわけでございまして、その中には、たとえば補助貨幣回収準備資金の受け入れのようなものもございまして、これは、まさに法改正を先般の大蔵委員会でお願いを申し上げたものでございまして。

これなんかは、仮に財源確保という見地からすれば一緒にすべきではないかという御指摘ではなからうかと思ふのでございますが、特別の財源対策を一つのパッケージにして全部入れれば、それは国民にもわかりやすい、理解しやすいという意味では確かにそういう面はあると思ひますが、ただ、補助貨幣の回収準備資金は造幣特会法の恒久的な改正でございまして、と申しますのは、準備資金はいままでは補助貨幣の発行残高に見合うだけを持つておりました。それを今回は流通額の一〇％に相当する額までよろしい、つまり準備資金の額を上限を下げていただく法案でございまして。その上限を下げましたために、初年度においては一兆四百億ほどの財源が浮くわけでございまして、この資金制度そのものはずっと続いてまいるわけでございまして。この補助貨幣の回収はその資金を取り上げるといふ法律ではございせん、その制度の仕組みの改正という点でございまして、一時的な措置であります財源確保法に含めるのは無理である。法制局の先ほど申しました原則から申

しましても、この中には含めるわけにはいかぬという御見解でございますので、私どもも、別途の法案で御審議をお願い申し上げた次第でございます。

○戸田委員 造幣局特別会計の資金から一般会計が受ける補助貨幣回収準備金、これは約一兆五百億円ですね。これは五十八年度の財源確保と違ひますか。

○逋田政府委員 五十八年度の財源確保ではございしますが、いま申しましたように、造幣特会の基本的な仕組みの改正、つまり、準備資金の持つべき額を従来補助貨幣の発行額まで持つべしという規定でございましたのを流通額の一〇％までと下げていただいたために、初年度におきまして一兆四百幾らという財源が浮いた、それを五十八年度の財源対策に利用したという点ではそうでございますが、しかし、他の財源法の中に含めております税外収入は一回限りの、五十八年度単年度限りの措置でございまして。それとは若干、基本的な造幣特会制度の改正であるという点で異なっておりますので、含めなかつたわけでございまして。

○戸田委員 補助貨幣回収準備金は別建ての法律で三月末に国会を通過してまふ。この金額は税外収入の総体の四分の一を占めてまふ。これは五十八年度の財源に必要な財源確保、財特法に入れないのです。そして、今回は自賠責特会の二千五百六十億円、あへん特会の十三億円、造幣局特会の四億、こういった小物だけ財特法に入れているのです。私は、全く御都合主義ではないかという気がするのですが、財務当局の都合だけだ勝手に法案をくつつけたら離したり、そういうものをやられては困ると思ふのです。これは大臣どうですか。

○竹下国務大臣 これは議論のあるところだと私も承知しております。

一つは、法律をいま正確に調べてみました、千五百億円と言つておりましたが、千五百十五、政令が千七百二、それから勅令が百三十、恐らく太政官もまだ勅令の中に入つておると思ひます。

それから閣令というのが十八本、それから省令が二千三百六十一、合計五千七百二十六、こういう数字がありまして、かねて法律というものは動機を二に性格を三にするもの、一緒にしようという一つの考え方が存在しております。それから一方、やはり租税法主義とかあるのは財政民主主義とかいうたてまえから言へば、できるだけ一つ一つのものを分けて法律として御審議をいただくというのが一つの考え方、二つの意見があるわけでありまして。

したがって、それについて意見は、ある意味においてはこれからずっと続く議論だと私は思つております。したがって今度の場合は、私は、前者の意見に、官房長官を長らくしておりますので、とかくそういう方向に走りがちでありますので、いま御指摘のありました補助貨幣もあるいは国庫一本にできないか、こういう注文をつけてみました。しかし、これはいわば平準化の法律であつて、国庫の場合は七十二年までを拘束する、それから一方の補助貨幣は、なるほどその大宗を占めるものは五十八年度の財源確保に充てるわけであるが、将来もこの制度そのものは、比率はうんと下がりますが、いづれにしても残つていくという、これはまさに本年度限りの財源を目的とするだけの法律の中に一括するにはいささか問題があるんじゃないかということで、私は、そういう法律をできるだけ簡素合理化すべきであるという立場からこれを一括して、同じ性格であり、動機を同じくしておるということで、いわばみだりにのりを越えたとは思つておりませんが、そのような次第で、この法律、その二つの補助貨幣と国庫を残しましたものは一本化をして御審議をいただくことにすべく、いわゆる国庫大臣としてその提出の責めに当たつた、こういう考え方でございますので、国会に対しては親切的な出し方かと思ひますが、今回の場合、動機の一性とか性格の同一性とかいうことについて、みだりにのりを越えたものではないということで一括して御審議をい

ただくことにした。されば、審議する方でこの問題について、いまの戸田さんのような御指摘はあり得るということは私も十分承知しておりまして。

したがって、おれの言っていることが断じて正しいのであって、あなたの言っていることが間違っているのかというのを言う考えは全くございません。だから私は、どっちかと言えど同質同種のものについては一括するのが合理性があるという考え方、審議する立場から見れば、一本一本別で出すのが親切だ、この議論はまだいままでも続く議論じゃないかなということ、私の決断で造幣特会、国年以外のものを一括させていただいた、こういうふうに御理解をいただきたい。議論はまだ残る問題だということは私は十分承知しております。

○戸田委員 大臣もそのことを大体お認めになっておられると思いますが、本来ならこの特別会計の性格からいって、当該常任委員会というものがあって、そこで十分検討されて、そして最終的に決定していくというふうな手順を踏むことが私は一番いいと思います。そうでないと、いまのように何でもかんでもぶち込んでしまつてやってくるということになると、財政法なり特会法そのものからいって全く紊乱の限りではないかと私は思う。そういう考えもあって、前回五十六年の財政法のとときには中央競馬と電電のそういうものを一緒にして持つてきて問題になって、そして、反省をいたします。こう大蔵省は答弁しているのですから、いま大臣が大分余韻のある回答をされておりますから、これはもう一度検討していただきたいと思うのです。要望しておきます。

それで、自賠責特会から一般会計への繰り入れ問題について若干質問しておきたいと思ひます。が、財特法の第四條で「政府は、昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千五百億円、同特別会計の保障勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。」ということにしまして、

以下、二項、三項、こうあるわけですが、この財特法の第四條で自動車損害賠償責任再保険から二千五百六十億円を一般会計に繰り入れることにした、これはなぜこういう措置をとったのですか。

○窪田政府委員 基本的に、いまの一般会計の状況が非常に厳しいということがございますが、その上に、五十八年度予算では五十六年度の歳入欠陥の穴埋めをするために二兆二千五百億円ほどの異常な歳出需要がございました。そういうことで、私どもかねがね各方面から指摘をされておりました特別会計でございますと特殊法人あるいは国有財産の処分、いろいろなものを総点検をいたしまして極力努力をいたしたわけでございます。

その一環といたしまして、自賠責特別会計に累積運用益を積み立てているものがございまして、この使途につきましては、現在運輸省におきましてどういうふうなこれを使うかということとは検討中でございますが、自賠責の積立金の状況から見ると、当面直ちにその全額をいま必要とするものではございませぬので、これを一時お借りしたい、特別会計に繰り戻しをするを前提といたしまして五十八年度で二千五百六十億円繰り入れていただいた、つまり、お借りをするという措置をとらしていただいたわけでございます。

○戸田委員 結局、五十六年度の歳入欠陥二兆二千五百億円、国債整理基金から借り入れて決算処理をしている、その返済だ、こういうわけですね。

それで運輸省、自賠責特会の目的はどういうものでしょうか。

○熊代政府委員 お答え申し上げます。

自賠法による自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を明確にするため自賠責特会を設置し、一般会計と区分経理するというのが特会法の目的になっております。

○戸田委員 それはちょっと僕が質問したこと内容が違ふ。それは後からいくので、その答弁はちょっと間違っているんじゃないですか。

結局、自動車の事故が発生した場合の被害者救済、それからまた、事故を起こした者が賠償能力がない場合の救済を目的としているわけでしょう、自賠責の目的は。そうじゃないですか。

○熊代政府委員 お答えいたします。

先ほど先生の御質問を特会法というふうな理解したものですから……(戸田委員「特会の目的です」と呼ぶ)自動車損害賠償保障そのもの、自賠保障そのものが、おっしゃる通りに自動車の運行によって人の生命、身体が害された場合における損害賠償を保障する制度の確立、特会はこの保険事業を再保険するということが目的でございます。

○戸田委員 この自賠責特会の目的は特会法で非常にはっきりしているのです。だから、結局は自動車保有者が保険料という形で支払っているもので、これは税金とは性格が違ふでしょう。したがって、五十六年度の政府の税収見込みの穴埋め措置に使うということは、大臣、問題じゃないでしょうか。

○竹下国務大臣 したがって、この問題については、いまの御指摘のように税金とは性格が異なるのではないかと、私もそのとおりだと思っております。だからといって、この運用益について、保険設計上は毎年の保険収入の枠外にあるものでありますから、あらかじめその使途が定められておるわけのものではないというふうな考え方でお願いをしたわけです。

しかし、いま御指摘のように、まさに税金とは性格を異にしておる、私もそういうふうに思っております。こういう財政危機のときでございまして、から、まさにわれわれとしてはお借りするというお願いする立場にあって、したがって私どもも、この問題については、ただ大蔵大臣と運輸大臣の協議にとどめることなく、一応総理の方からも運輸大臣に協力方の要請をいたしました後、私からも正式にお願いして、事務当局同士で詰めてましてこのような措置をとった。だから、やはり一時お借りするという精神で私どもも対応したというところは事実であります。

○戸田委員 それで、大臣どうなんですか。今回はやむを得ない措置で、いま大臣が御答弁になったようなことで処置をしましたが、これは一回限りで、後はやりませぬか。

○竹下国務大臣 本質的にたびたびお願いすべき性格のものではないような気が私もしております。

○戸田委員 大臣もお認めになったように、税金と保険料は性格が違いますからね。しかも、自賠責特会の支払い目的もはっきり限定されているわけですから、こうした性格、法制度のあり方から見ると、財特法をつくれれば繰り入れ可能という考えは間違いであり、財政制度を紊乱するものだ、こういうふうに私は考えます。

そこで、国の財政運営の基本法である財政法十三条に会計区分の規定がありますね。特別会計の設置対象を限定的に掲げ、特に一般会計の歳入歳出と区分して経理することを義務づけております。したがって、一般会計で苦しいから特会の金で穴埋めをするというのは、財政法の精神に反するのじゃないかと私は思うのです。財政法十三条、明確に区分しないといふとありますね。そういうものからいって、私は、非常に違反だらけの積み重ねじゃないかという気がするのですが、どうですか。

○窪田政府委員 財政法十三条は「国の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。」戦前の会計制度では、特別会計が従って一般会計は主だということとでございまして、戦後の財政法では、この国の大きな会計を一般会計と特別会計に分けるといふいわば並列的な書き方になっております。

ただ、特別会計を設けられる場合は、ここに書いてございまして「特定の資金を保有してその運用を行う場合」とか「特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」というふうな限定をしているわけでございます。ただ、国がやっている大きな事業あるいは収支の一部であるという点には変わりはないので、一般会計から特別会計に繰

り入れをしている例もたくさんございますし、あるいは特別会計から一般会計に繰り入れをしている例も、それぞれ法律に基づいて行っているわけでございます。そういう必要性があれば、その一般会計と特別会計との間のやりとりというものは許されることになっております。今回の自賠責からの繰り入れにつきましても、この法律をもちまして国会のお許しをいただきたいというお願いをしているわけでございます。

○戸田委員 運輸省にお伺いしますが、自賠責特会の経理状況から見て、二千五百六十億ものお金を出す用意があるのですか。

たとえば自賠責の運用益、五十七年度末に保険勘定で五千億、保障勘定で百二十億、こういうことになっていきますね。けさ、あなたの方から資料をもらったのですが、これをずっと見ましても、保険勘定で五十七年度運用益累計はざっと五千十億、五十八年度で五千七百五十五億、それで運用益としては確かに五十七年度二千四百五十億、それから五十八年度二千八百八十八億。

しかし、最近の収支状況を見ますと、五十三年度から収支として、五十三年度が二百六十億、五十四年度が四百九十三億、五十五年度が五百二十九億、五十六年度八百二十九億等の赤字になっているわけでしょう。確かに、累計残としては五十七年二千九百五十五億、それから二千二百六十億、これはありますよ。ありますけれども、これは積立金へ行っちゃって、そして資産になったものと流動資産、流動資産を分けますと大体八百億くらいしか残らないのじゃないですか。その中から今回の処置ですよ。これでいいんですか。

○熊代政府委員 お答え申し上げます。

先生お持ちでおっしゃった数字がちょっと私理解できない面があるのですが……（戸田委員「自賠責収支状況」と呼ぶ）自賠責収支状況というのは、実は私どもの方は再保険をやっておりますので、あるいは保険会社の四割部分の収支かと思

ますが、自賠責特会の最近の収支状況を御説明申し上げますと、確かに保険料だけで運用益を除きました純収支という計算でいきますと五十五年度二百十六億の赤字。ただその場合、純収支のいままでの累計でいきますと約二千二百億の残。五十六年度同じく四百五十七億ばかりの赤字ですが、残が千七百四十七億。まだ結了しておりませんが、五十七年度は六百八十億ぐらいの純収支の赤字が予定されておりますが、それを差し引きましても、残が純収支でまだ一千六十七億程度残る。各年度それぞれ運用益収支がありますので、これは五十八年度御提出申し上げておりました予算におきましても、純収支の赤字を運用益収支でもってカバーして、なお五十八年度予算におきましても三十三億程度の黒が残るというふうに考えております。先生おっしゃいました数字は、約六百億というのは、四割部分を担当しております民間の保険会社の部分の運用益は五十七年度末で約六百億程度になろうかというふうに思っております。

○戸田委員 特別会計の本来の目的からすれば、この運用益というやつは保険金を納めた自動車保有者の財産でしょう。だから、もしそういう運用益で余ったものがあれば、当然これは保険者に還元するというのが金の使い方がないでしようか。この点はどうか。

○熊代政府委員 自賠責保険の運用益は自賠責特別会計に帰属している財産でございます。しかし、そのもとは保険契約者が払った保険金にあるわけでございますから、運輸省におきまして、保険契約者の利益のために活用することを現在御検討中でございます。ただ、現在その積立金の残高がそれぞれございまして、いま直ちにその全額を必要とするという状況ではないものでございまして、この半額を一時お借りするというところをお願ひしたわけでございます。

○戸田委員 私がさっき指摘したような赤字になっているわけですが、一月の二十七日の日程によりますると、保険料をさらに上げるという考えがある、こう言うのですが、それはどうですか。

○猪瀬説明員 自賠責収支でございますが、いわゆるポリシー・イヤー・ベースと申します単年度で見ました場合に、先生先ほど御指摘のように、五十三年度以降赤字になってきておるのでございまして、ただ、過去の蓄積でございまして収支というものとあわせ見ますと、累計で見ますと、なお若干の黒字が見込まれておるところでございますので、いま直ちに自賠責の料率を引き上げなければならぬという状況にあるとは思っておりませんし、また、現にそのための準備なしの検討というよりなこともいたしておらないところでございまして。

○戸田委員 交通事故、これは大蔵省からいただいたのですが、警視庁にもちょっと電話で確かめてみました。この数字で間違いのないようだけれども、四十四年をピーク時にいたしまして、ずっと、五十一年度あたりからは若干減少傾向にございまして。ですから、この点では交通事故がふえておりませんから、そういう点では保険料率その他、六〇％台でもって十分間に合うような気がいたします。ただ、保険金支払いの額が、五十三年度七月、五百万円が二千万円に引き上げましたね。だから、その点のはね返りが一つあるのじゃないのかということ。もう一つは医療費が高くなっていると思いませんか。そういうことから、どうしても料率引き上げをやらなければいけないんだ、こういう話を聞いているのですが、その辺の見解はどうですか。

○猪瀬説明員 自賠責保険の収支の悪化の原因が、ただいま先生御指摘のように四十四年度以来料率を据え置いておきまして、十三年余料率は据え置いておるのであります。その間におきまして、支払い限度額を五百万から一千万に、さらに千五百万、それで五十二年七月から限度額を二千万に引き上げてございます。

さらに、御指摘のように治療費、物価等の上昇を見込みまして、査定単価とも申すべき支払い基準も、二年に一遍の割合で引き上げております。さらに、もう一つ大きな原因でございまして自

動車事故もや上昇の傾向にあるというようにことを勘案いたしますと、将来において、保険収支の累計残におきましてもこれがなくなるのであらうというところは容易に想像がつくのでございまして、その場合に運用益というものをどういう形で料率の引き上げの中に繰り込んでいくかということとは、これから検討したいと思っております点でございます。

○戸田委員 もう一つ運輸省に確かめておきたいのは、自賠責特会法第十条に利益と損失の処理を規定していますね、内容はどういふものですか。

○熊代政府委員 お答え申し上げます。特会法第十条は「保険勘定又は保障勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理するものとする。」ということ、いわば会計外に流出させてしまふということじゃなくて、積み立てるということの規定しておる次第でございます。

○戸田委員 結局、十条では、利益が出たときは積立金とする、損失が出たときは積立金を減額して処理をしない、こういうことになっているのです。非常に明確なんです。そういふものをさらに財源確保のためにまえてということ、性格のはっきりしている、目的をはっきりしている、それからいま言ったような、利益が出た場合にはどうする、事細かに自賠責特会法に書かれてあるわけですが、十何条しかないけれども、そういうものを取り崩すというのはどうなんでしょう。車保有者の財産でしょう。だから、それを勝手に、本来はそちらにやるべきものを国がそれを借りる。ことに二千五百六十億ということになりますと、三年据え置き七年返還でしょう。返すという。しかし、そのときは無利子でしょう。六％ないし七％ということになると、私自身試算してみますと約一千億になりますよ。これはピンはねです。こういうことが許されるのかなという気がするのですが、どうですか。

○窪田政府委員 法律の制度はもう御指摘のとおりでございますが、一般会計の状況がこういうこととございまして、また、五十六年度の穴埋めというふうなこともありまして、特別の御協力をいただいたものと考えております。

取り崩すとおっしゃいましたけれども、これは一時お借りをして、また返すわけでございまして、いま直ちにその全額を必要とするようなお金ではないものでございまして、いろいろ御指摘のような事情はあると思いますが、一般会計の状況を理解をいただいて、格別の御協力をいただいたものと考えております。

利子につきましても、いまの一般会計の状況から、利子をそろそろゆとりもございまして、また、運用益というものがこの保険の性格上予定されているものでもございまして、無利子でお借りをするというのをお願いした次第でございます。

○熊代政府委員 十条との関係を補足して御説明させていただきたいと思うのですが、十条では、先生御指摘のとおり、剰余金の処理は積み立てる、あるいは欠損を生じたときにその積立金を取り崩す、こういうことになっております。

今回の運用益の累積は、過去の決算におきまして、端的に言いますと五十七年度決算で先ほど先生御指摘のように保険勘定で五千十億ばかり、これらはすべてその決算処理としては積立金として計上いたします。したがって、今回は、その積立金として計上したものの運用の仕方としまして、約半額を先ほど大蔵省の方からの御答弁もありましたように貸し付けという形で、一般会計への繰入金という貸借対照表上の処理として資産性を明確にさせるということにいたしておりますので、十条との関係の問題点はないというふうに考えております。

○戸田委員 最後に一点だけ。料率引き上げは当分やしませんね。

○猪瀬説明員 料率問題は今後の保険収支の動向にもよる点がございますので、この段階でいつま

でやらないというふうなお約束はできかねるのをごさいます。ともかく先ほど御説明申し上げましたように、収支の累計でなお赤字が見込まれておりますので、いまの段階で料率引き上げの検討をいたすというふうなことはございせん。

○戸田委員 一説によると、審議会に出す諮問案を策定しているということですが、それはありませんか。

○猪瀬説明員 これは若干誤解があるかと思うのでございまして、実は一月二十六日に自賠責審議会を開催いたしまして、その際に自賠責保険料率の一部改正を諮問したことがございまして、これは、御承知のように、道路運送車両法の改正によりまして車検が新車につきまして二年から三年に延長されました。それに伴いまして、自賠責の保険料も二年分から三年分一括して徴収するといふことになったものでございまして、その三年分についていかなる保険料率を設定するかという点で諮問し、かつ答申をいただいたのでございまして、その混同ではなからうかと思ひます。現在その準備はいたしております。

○戸田委員 多くの問題を抱えておりますので、いずれ時間のあるときに一度やりたいたいと思っておりますが、きょうは時間ありませんので、次に移りたいと思ひます。

次に、赤字国債の償還方法でございまして、五十八年度の財政法二条では例年の特例法と同様赤字国債の借りがえはしない、こう規定しております。これは守れる自信はありますか、大臣。

○竹下国務大臣 答弁でも、なおかつ法律でも、単年度限りの問題としてそのことはしないということとを絶えず明示しておるわけでありまして、したがって、いわゆる特例債の借りがえといふことが念頭にあって、それなりに公債発行政策に対してイージーな考え方がちであるといふことからしても、その都度そのことを法律でも明示していくのが筋だと私は思っております。

それじゃ自信があるかとおっしゃれば、私どもとしては、自信を持ってこれに対処していかなければならないという決意でもって当たるわけでございまして、原則論として言えば、歳出削減をやめるのか、負担増を求めるのか、借りがえあるいは新規発行でもって対応するかという三つの方法しかない。そうすると、これは中期的に国会の議論等を通じて検討しなければならぬ課題であるといふふうには思っておりますが、いま直ちに借りがえを念頭に置いたとすれば、それこそ公債政策自体に対する歯どめの問題あるいは気持ちの緩み、こういうものが出てはならぬ、だから原則は貫きたいものであるといふふうに考えております。

○戸田委員 政府が言う建設国債と特例国債の性格の違いの一方は借りがえの有無にあるわけでしょう。建設国債は大体十年債を六回借りがえする方式、特例国債は十年目に全額現金返還、こういうことですからね。

いまのような財政が非常に窮乏した状況の中で、これは借りがえなしでそのまゝいけるのかどううかという疑問が一つあるわけですから、ことに国債整理基金特別会計法、明治三十九年法律第六号、この第五条の規定による償還のための起債は行わない、こういうことで明確になっておるわけですね。したがって特例国債の借りがえをするといふようなことはないのでしょうか、大臣。

○窪田政府委員 財政法にも規定しておりますように借りがえをしないという規定を入れております。借りがえをすることは考えていないわけでございます。

○戸田委員 そこで、けさも資料をいただきました。十年を経過した特例国債は必ず現金償還、こ

ておるのです。これは現金償還をいたしますと約束できますか。

○窪田政府委員 償還とか借りがえとかいう言葉の意味でございますが、満期が到来した場合、その国債をお持ちの個々の保有者に対しては全額を必ず現金でお返しするわけでございまして、

そこで問題になりますのは、その償還財源をどうやって調達するかという問題でございまして、理論的には、特別会計によって借換債を出す場合とか、国債費として一般会計で計上いたしますが全体の収支の中ではあるいは特例債の増発になつてしまふ場合等々、いろいろな場合がござい

ますが、いま御審議をお願いしている法律では、借換債の発行によってその財源を調達することはしないといふことを方針として掲げております。また、その個々の年度に実際どうなるかといふことは、そのときの予算編成の状況はどうなるかといふことによるわけでございまして、いま明確には申し上げられないわけでございますが、借換債を発行して償還に充てるということではないといふ方針は、この法律上明らかにしているわけでござい

ます。

○戸田委員 これはかつて予算委員会に出された資料です。いわゆる赤字国債脱却三年、五年、七年、A、B、C。その大蔵省の提示によるCの仮計算を実は資料としていただいた。

これを見ますと、新規国債発行額、五十八年十三兆三千四百五十億、四条債借りがえ額が四兆五千億、小計で十七兆八千五百五十億、特例債償還額が一千三百億、その仮計が十七兆九千八百五十億。こういうことでございまして、これがほとんどふえていくわけですね。これだけの財源調達を一体どこに求めましようね。どうですか。時間ありませんから全部読み上げません。これは大蔵省からもらった資料です。

○窪田政府委員 いまおっしゃった数字は、財政中期試算の新規国債発行額と四条債の借りがえ額とそれから特例債の償還額を三つを足したものでございまして、それそれまた実際の年度において

○戸田委員　そういうことになりますから、大臣、どうしてもこの辺で、予算委員会等でもいろいろ問題になりましたけれども、今後の財政再建ですね、ことに中曽根内閣としては最大の政治課題は財政再建と行革だ、こう言っておるわけですが、その財政再建の青写真が一向に示されないのですね。これはどうでしょう、いろいろな論議があつたけれども、まだ衆参の論議で赤字国債脱却の目途すら政府は明らかにしていないのですね。五年とか七年とか、いろいろ新聞では言われておりますが、もうすでにそういった内容について明らかにすべき時期じゃないかという気がするの

ついでに、換討をより深く行っていかなければならぬということでございますので、私どもとしては、可能な限りその一つの方法である赤字国債脱却の年度というものを示ししなければならぬという考え方を持ちながら、いまだ少し経済審議会の審議等を見守りながら精力的な努力を重ねていきますので時間をかしていただきたいと、こういう素直な心境であります。

○戸田委員　ただ、念を押すように申しわけないのですが、いま大臣も言われましたように、財政中期試算ですね、これはやはり財政再建の手がかかりと見ていいのですか。それから、七、五、三と

千六百億、六十年、六十一年とこうありますが、
 こういふものの解消、これは何としてもやつてい
 なくてははいけないわけですから、この解消策に
 は一体どういふものがあるのか。歳出削減でいく
 のか、増税策でいくのか、また国債発行で乗り切
 るのか等々いろいろありますが、一体どういふも
 のでこれは解消をしていかななくてははいけないのか
 という点について最後にお伺いをして、終わしま
 す。

○竹下國務大臣　これは、いまおっしゃいましたように、理論的に言えば、この要調整額を前提とした場合、歳出削減が負担増かあるいはこれまた

かねがね国会等でも、特別会計あるいは特殊法人の資金で使えるものは総点検せよという御意見もございました。そういうことで、税外収入を総ざらいをいたしまして最大の努力をいたしました。そのうち五十八年度の臨時のものをこの財確法でお願いをしておりますが、そのほかにも造幣特会いわゆる補助貨の取り崩しでございますとか、あるいはたばこの臨時の値上げでございますとか、ほかの法律でお願いしているものもございます。最大限の努力をいたしました、今後こう

いった規模での税外収入は期待できないのではなからうかというふうな考えております。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○阿部(助)委員 この後期待できないからやらないということですか。それとも、こういうやり方は本場の一時的な緊急避難としてやったのであって、これからはそういうことはやらないという方針なのか、それを聞いておるのです。

○窪田政府委員 こういう巨額なものは種もございませぬし、また臨時異例のやりくりでございまして、過渡的にはやむを得ないと私も思っておりますが、基本的にはやはり財政収支を根本的に健全化していくという、何といえますか大きな正道で努力をしてまいりたいと思っております。

○阿部(助)委員 私は後で述べようと思つたのですけれども、歴史の教訓に学んでいくと、これは皆さんの大蔵省の編さんされた資料です、これを見ますと、いまこういう形で特別会計と一般会計との境目がなくなってきた。それは昭和十一年にいわゆる準戦時体制に入つた、そこでこの措置は一年限りだと言つて特別会計から一般会計に移した。一年限りということをやつたのです。

ところが、その後、この皆さんのつくつた「昭和財政史」に書いてあるけれども、一年限りだったのが次からはもう恒常的なものになつてきた。その上に今度は、それだけならまだいいけれども、特別会計を片端からいっばいつくつていって、それでみんな料金値上げやいろいろなことをやつていって、それを一般会計にぶち込んでいく。これは戦時で特別だと言ふかも知れぬけれども、そういうことが行われてきた歴史を私たちは承知しておるわけです。

いま苦しいからといって財政法をがちゃがちゃにして、そしてこういうことをおやりになる。金がないからしょうがないということである。先ほど来戸田委員の質問にもありましたように、こういう形で財政法という法律をめちゃくちゃにしていったら、一体どうなるのだからかという不安を私は持つておる。

だから、なぜ特別会計をつくつたかという問題を大臣にも大蔵省にももう一遍しっかり考えてもらわなければいけません。私たちもよく言われるのでありますけれども、いろいろ困難なときほどやはり原則に立ち返つて、原則を踏まえてやるというのが、そのときは苦しいけれども立ち直るための一番近道だ、こう教えられてきたけれども、私もそう思うのです。ところが、皆さんは安直に何でもかんでも金を集めさせればよいという、今度の財政法を立法するよりもまだやるべきことはいっぱいあったのじゃないですか。なぜ税収のちやんとした、たとえば利子配当の総合課税とかという税収をきちんと上げる道を講じないで、こういう安易な道に走ろうとするのか。そして、戦争中行つたような財政がめちゃくちゃになる、いま財政法を皆さんはどう考えておるのですか。三、四数十万の人命を失つて日本は荒廃して、あれだけ大きな犠牲を踏まえてその反省のもとにできた憲法、それをある程度担保すると言われるこの財政法、いま皆さんはこれを踏みにじつていこうとするのは、私は何としても承知ができません。

だから、その辺に大蔵大臣、これは私は大臣だけを責めるわけにいかぬ。われわれも国会議員として、ある意味ではまた同じように責任を負わなければいかぬのじゃないだろうかと思うのです。が、大臣、財政法のウェイトというものをどうお考えになつておるのか、私は、これは一番基本としてお伺いしておきたいと思うのです。

○竹下国務大臣 これは、国に憲法が存在するごとく、そして財政というものを扱う者にとつては、まず財政法というものは財政に対する憲法であるという基本認識は持たなければならぬ問題であるという基本認識については、私も意見を同じくいたしております。

○阿部(助)委員 一般会計の歳出は一般会計の歳入で賄うのが財政法の大原則だと私は思う。これは異存ありませんね。

○竹下国務大臣 私は、本来国の歳出は租税などの経常的歳入をもつて賄うことが基本であるとい

う考え方は言うまでもないことであると思つております。

○阿部(助)委員 税収が足りないから特別会計にまで手を伸ばして、なりふり構はずと言ふと失礼かも知れぬが、みんな金をかき集める、そして一般会計に充ててよいなんという条文は財政法のどこにもないと私は思うのですが、あつたら教えてもらいたい。

○窪田政府委員 財政法は健全財政主義に基づいたりつぱな原則でございしますが、ただ、日本の財政の戦後の歴史を振り返つてみますと、やはり高度成長に恵まれてそれぞれ特別会計その他に蓄積を持つたものがございします。それはそれで国の蓄えがあるというところは決して悪いことだとは思いませんが、こういう一般会計が逼迫した状況のもとにおいては、まずそういうものを活用すべきじゃないかという御意見も世上非常に強いわけでございます。先ほどから安易にというふうにおつしやつておりますが、私も決して安易に考えておるわけではございませんで、やむを得ずこういうことを努力をしております。

こういうたとえ話をしては恐縮でございますが、終戦直後、私のうちも大変貧乏をいたしました。私、私えぬものは先に延ばすと売れるものは全部売るとか、まあ最近自分で予算をやつていまして、昔の自分のうちの状況などを思い浮かべるわけですが、そうやつて最大限の努力をしませんと、やはりそこから先に進めることについて世間の御理解もいただけないのではないかと、このこと、過去高度成長下に蓄積したものの他も洗いざらい活用する、それは一時の便法ではございませぬけれども、その努力をまずやるべき段階ではなからうかと思つておるわけでございます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

○阿部(助)委員 いまの御意見からいいますと、何でも洗いざらいやるなんといったら、これは先ほど私が指摘したように、特別会計、一般会計などという区別をしないで、会計は、釈迦に説法だけれども、統一的会計の原則というのがあります

ね。これはコメントと書いてあるのですから間違いないと思う。そういうものまで無視しておやりになるならば、特別会計なんというものはやめて、できることならば一般会計でやるというのが財政のたてまえなんで、それなら特別会計はおやめになった方がいいじゃないですか。

活用すべきものはみんな活用していく、いまの特別会計、一般会計という区別、なぜ特別会計をつくつたかという意義も何も踏みつぶして、いまのようなあなたの御意見、苦しいからしょうがないんだとおつしやると、これは全然理論が私とは違つてくる。それなら特別会計はやめなさい、一般会計で皆やりなさい。あたりまえじゃないですか。あなたのいまの議論からいくとそういうことになつてしまふ。みんな活用するなら一般会計でいいじゃないですか。

会計はできるだけ統一のな経理をやるといふことが原則です。これは、戦前の財政法でもその原則はあつたし、文章は違ふけれども、今度の財政法十三条も同じように、これはコメントとよりますと、もう釈迦に説法でしようけれども、「特別の資金の運用をはかる場合とか、その他特定の限局された行政分野においてその収入を経済的かつ能率的に運用しその分野における収支の計算を明らかにしようとする場合に生ずる。」これは特別の場合なんです。本来、できることならば、特別会計じゃなしに一般会計でやるべきものなんです。どうも私はあなたの御意見はいただけないのです。あなたの家庭の昔のことのお話は、それはそれでわからぬではないけれども、国の財政のあり方としては、私は納得できません。

○窪田政府委員 私は、何も特別会計とかその区分をめちゃくちゃに踏みこじつてもいいということを申し上げておるわけではないし、また私の話も、必ずしもそうならんとは思つたのでございします。一般会計の状況からして、もし活用できるものがあれば、また、法律を設けて国会のお許しを得てやれるものがあれば、それは最大限の努力をすべきである、こう考えているわけでございます。

○阿部(助)委員 いまの御意見からいいますと、何でも洗いざらいやるなんといったら、これは先ほど私が指摘したように、特別会計、一般会計などという区別をしないで、会計は、釈迦に説法だけれども、統一的会計の原則というのがあります

ね。これはコメントと書いてあるのですから間違いないと思う。そういうものまで無視しておやりになるならば、特別会計なんというものはやめて、できることならば一般会計でやるというのが財政のたてまえなんで、それなら特別会計はおやめになった方がいいじゃないですか。

活用すべきものはみんな活用していく、いまの特別会計、一般会計という区別、なぜ特別会計をつくつたかという意義も何も踏みつぶして、いまのようなあなたの御意見、苦しいからしょうがないんだとおつしやると、これは全然理論が私とは違つてくる。それなら特別会計はやめなさい、一般会計で皆やりなさい。あたりまえじゃないですか。あなたのいまの議論からいくとそういうことになつてしまふ。みんな活用するなら一般会計でいいじゃないですか。

す。
○阿部(助)委員 話が飛び飛びになって、私も予定した順序が狂ってしまうのですが、たとえば電電公社から納付金をまた特別会計で取り上げる。もしそんな金があるなら、電話料金を下げて利用者には還元したらどうなんですか。これは特別会計としては当然のことだと私は思う。

あなたの理論からいって、私が心配したのは、先ほど申し上げたように、戦争中は金がないということ。特別会計も一般会計もごちゃごちゃなようにして、特別会計をいっばいつくってしまつた。それで、そこから収入をふやしていく、そのふやしたものを一般会計にぶち込んでいく、そして戦争遂行の財政をつくつた。その反省の上に今日の財政法がある。私は思うのです。それから、冒頭に引いたように、これが恒常的になつてはいかぬのだ、いまは本場の緊急避難なんですとはつきりとさせていきたい、私はこう思つてお伺いをしておるわけなんです。

大臣、その点どうですか。あなたは、本当にあと財源が、取り上げるところがないとか言うけれども、またつくればあるのですよ。また特別会計をつくつて料金を上げなかつたりしてやれば、戦争中と同じようなことをやろうとすればやうていける。大体、いろいろ困つているとき、人間の知恵というのはそんなにいっぱいはないものです。昔やつたようなことをまたやりつつ、また誤りをやるものなんです。だから、そこへ行かないように、できるだけもつと原則に返りましようやというのが私の質問をしている趣旨なんです。大変つらいところでしょうけれども、大臣、いかがですか。

○竹下國務大臣 困ったときには原点に返れ、これは私もわかります。過去に犯したいろいろな過ちに對しての反省——しかし私は、日本国民と申しましようが、それにある種の総意がもたらされておるといふのは、言つてみればこの国会といふものの存在ではないか、国会といふものは、与野党がそれぞれの立場にあつて、しかも、議会制民主主義ですから、政権交代という前提を踏まえてもろもろの議論をしていく中に、かつての翼賛国会でも申しましようか、そういうものとはおのずから違つた結果が出てくるのではないかと、ことに對するある種の誇りと期待を持ちながら、しかし、それは言いながらも、過去に犯したいろいろな問題についての反省を踏まえて取り組んでいくならば、日本の全体の経済、それに伴う財政運営というものも、困つた中にもその活路を見出していくだけの知恵とバイタリティーは持つておるのではないかと、こういうある種の自信といふものでぶつかつていかなければならぬ課題ではなからうかといふふうに考へております。

主主義ですから、政権交代という前提を踏まえてもろもろの議論をしていく中に、かつての翼賛国会でも申しましようか、そういうものとはおのずから違つた結果が出てくるのではないかと、ことに對するある種の誇りと期待を持ちながら、しかし、それは言いながらも、過去に犯したいろいろな問題についての反省を踏まえて取り組んでいくならば、日本の全体の経済、それに伴う財政運営というものも、困つた中にもその活路を見出していくだけの知恵とバイタリティーは持つておるのではないかと、こういうある種の自信といふものでぶつかつていかなければならぬ課題ではなからうかといふふうに考へております。

○阿部(助)委員 どうも私の質問とちよつと焦点が外れておるようすだけれども、国会は皆さんが多数でお決めになれば一応法律として出るのだから不可能ではないでしょう。しかし、それを多数だからといってやつていつたら、原則を踏み外していつたら、一体しまいにはどうなるんだらうか。

そう股離れからず。私はこの席で、三木内閣のときに出した特別公債の問題で初日に質問をした。そのとき私は、これはアヘンのようなものであつて、必ず赤字公債は赤字公債を生んでいくという形で膨張していくのじゃないかと。大平さんは、ここに速記録がありまふけれども、これは緊急避難だとおっしゃつておるのですよ。特別公債は緊急避難で、何とか早いうちにこの赤字公債から脱したいといふことはそのときおっしゃつた。しかし、それにきちんとした原則を立てられなかつた。

私は要求したのじゃないのです。ある意味で赤字公債といふものは借金なんだから、借金にはやはりちゃんとした担保が要る、それにはインフレで返すのか増税で返すのかどうなんだと私が言えれば、インフレではやりません、こう言う。そうすれば増税で返すということになる、その増税はどういう増税なんだ、こう聞いたら、とにかくいままだそれは決まらなから、十年たつたら必ず耳をそろえて返しますという決意表明で終わつておるわけだ。

それは、大平さんも間違ひなしに十年たつたら現金で返すつもりだつたでしょう。しかし現実にはもうそれはならない。あなたの先ほどの戸田委員に対する答弁でも、持つておる人には現金で払うけれども、その財源はまた赤字公債となれば、いわゆるこれが借りかえといふことになるのじゃないですか。だんだんごまかしていかうといふことにならざるを得ないでしょう。ないそでは振れないといふことになつてしまふ。これじゃ、われわれがここで幾ら議論をしてみたって、それは何もないことなんじゃないだろうか。私自身も、本当に私の力のなさなから、私の不勉強なのか、政府に納得してもらえなかつたという残念さが、いまでもあるわけだ。私も責任を感じます。だけれども、この特別公債は、もう六十五年前後になればとも耳をそろえて返すなというわけには私はいかなくなつたと思う。それはやはり原則というものを無視して安易にやつてきた。私は、当時これはアヘンだと言つた。そのときはいいけれども、だんだんアヘンはいけい必要とするようになつてくる、アヘン患者になる、サラ金になるぞと言つたけれども、まあ不幸にして私の言つたことが的中しておるような気がするわけだ。まだ六十年にならぬから皆さんどうおっしゃるかはおからぬけれども、私は、もう六十四年、六十五年になつたら、これは耳をそろえて返済するなんというあのときの決意表明は飛んでしまふと思う。現実にはそうだと思うのです。そうすれば、財政をどうするかという、こんな財政法なんというものが

よりももつともつと根本的なものが、皆さんも選挙があるとかいろいろなことがあれば一遍に出せなくても、もう少し国民に理解のできる方向でやる方法があるのじゃないですか。

私たちは、もう総合課税の問題とかいろいろ提起をしてきたのであつて、問題は皆さん勇氣がないんだ。ここまで来たら、もう一遍大臣も勇氣を出すときじゃないですか、決断をすべきときじゃないですか。竹下さんは将来の総理大臣を囑望されておる人なんだから、それを考えれば、いままぐらいつつてももう少し決断を出して、私は総合課税をやるべきだと思ひ、抜本的な対策をいまから考へても本当はもう遅過ぎるんだけれども、もう少しその辺で決断をするときなんじゃないでしょうか。大臣どうですか。

○竹下國務大臣 これは阿部さんの、私を含む政府に對する鞭撻、こういう意味で私は謙虚に承つたわけでありまふ。

財政を預かる者として基本的に考えなければいかぬのは、先人の蓄積に手をつける場合と、そして後世の納税者に負担をそのまゝ先送りする、この二つが財政を預かる者としてその都度厳しく心の中に受けとめていかなければならない一番課題である。その二つを、一つは、これはいろいろ議論は別として、いわば今年度税外収入を確保するに当たつて、ある意味においては先人の蓄積に對して手をつけたという感じもしないでもありまふ。そして、なにか言葉を使われまふけれども、アヘンといふ言葉を使われまふが、赤字公債とはすなわち麻薬であるといふような論評も当時からありまふ。

しかし、私どもとしては、とにかく現金で所有者に對してお返しする、これはもう必ず実行すべきことであり、これをしなかつたらまた大変なことにもなります。ただ、その現金でもつてお返しする調達の手段として、理論的に言えば三つの手段がある。それが歳出のカットであり、そして負担増であり、あるいは借りかえを含む赤字公債の発行、形式は別といたしまして公債発行、そ

ういうことであるということになれば、やはりあとの二者というものを安易に念頭に置いてはならぬ、こういう考え方で対応していかなければならないところに私も大変な厳しさを感じておるわけであります。

確かに、戦争中は別といたしまして戦後の、まあ六十五歳以上の、阿部さんその一人かも知れませんが、その人たちの蓄積が今日の日本の繁栄というものを支えたと。しかし、その間に行われた、オリンピック直後の戦後最大の不況の際の建設国債は別に別といたしまして、ドルショック後、そして第一次石油ショック、そして第二次石油ショック、そこにいわば公債政策というものが導入された。しかし、その公債政策があったからこそ、また今日の日本経済全体のある意味におけるバイタリティーの基礎は支えられたではないか。それが限界に来て、今日いざ対応力を失った財政をどうして立て直すかというの喫緊の課題となつておりますので、今後ともそうした御鞭撻の趣旨の意見を政策の中に反映していきたいかなければならない課題である。

おっしゃるとおり、私は、自由民主党政府の重荷である十分責任は感じつつも、国民合意の中で、せつかく日本には熟した議会制民主主義というものが今日定着しつつございますので、その中で一生懸命努力をしていかなければならぬ課題であるというふうに考えております。私は、多数というものが考えたことが絶対であるという考えは持つたこともございせんし、また、政党政治である限りにおいては、絶えず政権交代もあり得るという考え方には立つて、さればそれぞれがみずからの主義主張に立脚して政策遂行に力をいたしておる、ある意味においては復元力というものがあつかうかという反省も政党人としては絶えず念頭に置くべきではなからうかというふうにも考えております。

○阿部(助)委員 政権交代ができればいいのですが、いまそういう情勢じゃないのはわれわれまことに残念なのだけれども、だからといって、いま

多数党だからここで多数決で決めれば何でもやってもいいということには私はならぬと思うのですよ。

合法、非合法なんといった方がいいかげんなんものでして、ヒトラーだって、やったのはみんな合法なんだよ。彼は全権委任法というのを通したのだから、ヒトラーのやることはみんな合法だということになってしまったのだ。そうやっては大変なものでして、私は、もう少しそのときにいわゆる憲法とか財政法というものを遵守するというお立場をとってもらいたい、こういうことなんですね。

そこで、私は、この財確法なんというものをお出しになる、緊急避難だとおっしゃるならば、いまこれは緊急避難ですが、この次にはこういうふうにしてこういう緊急避難から逃れますというものがついてこなければ、どうもまた特例公債と同じことになるのじゃないだろうか。いま緊急避難でやむを得ません、何とかお認め願いたいというなら、それはそれである程度また判断をすることやぶさかではないけれども、それには、来年の予算はこういう方針で臨みます、再来年はこうやりますという方が明示をされない。いま大蔵大臣は、歳出カットに重点を置くかのようなことで負担増と公債という問題をいま考えるべきでないとおっしゃった。気持ちにはわかります。現実にはそうならないのじゃないですか。気持ちはこんな財確法なんか出したくなかったらう。緊急避難とおっしゃるくらい出したくなかったらう。しかし、現実はどうしようもないということ、皆さんこれをおやりになったのではありませんか。

だから、私は、政府のいままでのいろいろな財政の質疑や何かを聞いておても、できもしない歳出カット、何がしかはできるだらうけれども、今日の特例公債、赤字公債をなくするような歳出カットができるなどということをお考えになつておる人は、日本じゅうで大臣だけのじゃないだらうかと思うんだ。まだ本大臣そんな気持ちは——そのお考えは、基本はこうだというのはわ

かるのですよ。本当に国民に真実を訴えるということがより大事なんじゃないだろうか。それなしには、大臣、言葉は少し悪いけれども、国民をたぶらかすということになりやせぬですか。やはりその辺に政治不信というものが来るのじゃないだらうか。苦しいときは、こうなのだ、しかしこうやるよという夢も必要でしょう。しかし歳出カットで、いまの財政再建がそれだけでできると大臣はお考えになつておるのですか。

○窪田政府委員 大臣のお答えの前に、事実をちょっと振り返らせていただきたいのです。

五十年代前半、私が主計官それから主計の総務課長でやりくりをしておりました時代、特に五十二、三年は、私どもは国債依存度を三割までにとどめていたのだと申し上げておりましたが、その三割とは何の根拠もないではないか、それは財政エゴだと言つて盛んに言われました。そういう時代から比べますと、最近の世論の支持といひますか、それは私ももとよりは大変な御支援でございまして、こういう御理解が進んだ時代にさらにそういう歳出の内容の合理化を私ども進めてまいりたい、これは本当にそう思つておるわけでございます。

五十四年度予算を編成しますときに、当時の長岡主計局長が、肉を切らせて骨を切れという歳出カットの号令を出しました。これが歳出抑制の第一歩ではなからうかと思ひますが、五十三年度二〇%の伸びであつた一般会計を、その年一二%に抑制いたしました。そのとき、非常な抑制を要したような気が私はしましたが、いまから考えますと非常になまぬるいものでございまして。

そういうふうな、だんだん時代が変わり世論も変わつてまいりますと、とうていできなかつたこととがだんだんできるようになつてまいります。ことしの五十八年度予算の中身でも、二、三年前ではとうてい考えられなかつたようなことがいろいろ可能になつておるわけでございます。したがいまして、今後私ども、いろいろな各省とも御相談をして最大の努力をしてまいれば、また新しい

局面になつてくるのではなからうか、こう考えておるわけでございます。

○竹下国務大臣 いまの御意見を交えての御質問もいざば鞭撻であると思つております。

私は、公債政策というものは、いまも五十四年というお話が出ておりましたが、五十四年までが言つてみればその燃熱期という言葉が適切であるか、実りがそれなりに実つてきた時期ではなかつたか。したがつて、五十四年というものは大幅な自然増収に支えられて、結果として一兆八千億でありましたか、発行を予定しておつた公債を発行しなくて帳じりを締めることができた。

したがつて、それが限界で、今度は公債の消化の問題にも当然問題が出てくるし、そこで一兆円の当初予算比減額というもので組まれた五十五年予算。しかし、最終的に四百八十四億でありましたか、まだ剰余金が出る時代であつた。そうして五十六年、五十七年は、世界経済の不透明の中で歳入欠陥というものを大きくもたらした。したがつて、なほ一層財政改革というものの必要性が現実の問題として厳しく覆いかぶさつてきた。これが現在の時点ではなからうかというふうに考えております。

したがつて、私どもはもとより勇断をふるわなければなりません。戦後の今日までの推移の中で、国民自身が賢明でございまして、政府なりわれわれ行政当局者が国民自身をリードしていくということとはもとより必要な要件の一つであります。それ以上に国民の選択する方向にむしるわれわれが引張られていっても、日本という国は知識水準からしても勤勉性からしても世界一高い国民であるだけに、この難局は最終的には国民の理解と協力の中に乗り切らなければならぬ問題である。そうなれば、国民の方にその判断を下す一つの、再三御指摘になつておりますある種のプランニングの問題でございまして、そういうものの提供をより確実にしていかなければならぬ。しかし残念ながら、その財政の展望に関するプランニングというものが、現実問題として非常に

確度の高いものをつくりにくいというのが現在の
実情ではなからうか。したがって、一つの方向を
明示して、こういう国会の議論等を通じながら、
国民の理解と協力を深めながら、国民の志向する
方向に対してわれわれが力をつくしていくべき問
題ではないか、こういうことを常日ごろ考えて
おる次第であります。

○阿部(助)委員 国民を信頼されるのは結構で
す。しかし、そのプランニングをつくりにくいと
おっしゃるけれども、つくりにくいのではなし
に、つくる勇気がないということじゃないです
か。問題は勇気ですよ。それがなければつくるこ
とができないのじゃないですか。

私たちは幾つか提案をしておるわけでありま
す。先ほど言ったように、まず不公平税制の是正
という形で利子配当の総合課税等であるとか、こ
の他にもありましたけれども、大臣が法律をつくら
れてまたやめたグリーンカードの問題であるとか
か、そういう問題や懸案が多々あるわけですよ。
そういう問題に目をつぶって、このプランニング
ができないとすれば、これは勇気がないことだと
思う。勇気があったけれどもできないとすれば、
失礼だけれども、私は無能だということを言わざ
るを得ない。これはどちらかなんです。問題は、
勇気があるかないか、無能かということになつち
やう。これでは財政も運営する担当者としては少
しおかしいのじゃないだろうか。

皆さん幾ら言ってみたって、歳出カットの努力
は結構です。努力をする気持ちは結構だけれど
も、いまの十三兆もある国債をなくするほど私は
歳出カットができるとは思わない。そういう点か
らいつて、財確法を出す、こんな財政法に背くよ
うな法律を出しになる、緊急避難をするために
は、先ほどから言うように、それならば次にはこ
うやります、しかし、これは緊急避難でこうで
すというものがなければ、また赤字公債と同じこ
とになる。私はあのときに、大平さんが大蔵大臣
でありましたけれども、お出しになるなら、これ
は緊急避難ならば、ここからこういう形で、来

年、再来年にはこういう形で抜けますということ
をおっしゃらなければ、あなたの決意表明にすぎ
ない。十年たつたら返しますというものは、これ
は何の足しにもならぬのです。中小商店の皆さん
や商工業の皆さんや私が銀行へ行って金を貸して
くださいと言つて、必ず返します必ず返しますと
言つたつて、だれも銀行は信用しませんよ、貸し
ませんよ。同じことなんですよ。政府だからそれ
がまかり通るという理屈にはならない。やはりし
やばの理屈は通つておるんですよ。だから、それ
をやらないから、いまのような緊急避難であつた
はずの赤字公債がいまや恒常的なものになつてし
まった。だから、財確法もまた恒常的なものにな
るんじゃないだろうかという心配を私はしておる
わけです。

いま、見渡す限りこれしかありませんと言つ
けれども、もう戦争中に経験がある。次から次へと
特別会計をつくつていつては、そこを収入を増加
させて一般会計へぶち込んで来た、金も借りた。
しかし、借りたけれども敗戦で一つも返さないで
パアにしてしまったという。これは皆さんのこの
「昭和財政史」でちゃんと書いてある。私は、そう
ならないだろうか、いまここでこの財確法を見
ながら、昔を思い出しながら、その不安を持つか
らお伺いをするのでして、大臣、いま見れば確か
に大体洗いざらい取り上げたな、だけれども、ま
た皆さんが知恵を出すと特別会計をいっばいつく
つて値上げしていくなんということになりはせぬ
だろうか、私はその不安があるわけですよ。

だから、私は繰り返す言うけれども、財確法を
出すときには、次にはこれはこういう形で、こう
いうことはもう緊急避難で二度とやらないように
するといふ何かなければ、私は、財確法というの
は何とも合点がいきませんな。大臣どうなんです
か、その辺。いますぐ私はここでそのプランニン
グを出せとは言わないけれども、もう少し出す努
力をちゃんとされなければ困るじゃないですか。
○竹下国務大臣 このたび御審議いただいている
財確法、いわば五十八年度の、この五十六年度の

繰り戻し等も含めた財政需要に對しての措置
としてお願いをしておるわけでございますが、い
づれにいたしましても、この財確法というもののそ
のものを、もちろん特例債の発行の問題も含まれ
ておりますので、基本的にはこれが中長期のプラ
ンニングを提出して、このような時点にはこのよ
うな手法によつてこのようにいたしますというの
が、御審議をいただく側に対してそれなりに一
番親切なあり方であると思つております。

したがつて、公債政策というものに踏み切つ
て、それが緊急避難と言われ、しかも一番短時
で効果を上げたのは、やはりオリンピックの翌年
の不況に對する応急施策のときの公債政策ではな
かったかと思つております。それが徐々に、いわ
ばお言葉をおかりするならば恒常的な性格を帯び
て今日に至つておる。私はそれを否定する考へは
ありません。しかし、そこでこの恒常的な特例債

依存体質あるいは大きく言えば公債依存体質から
どのようにして脱却するかというのがまさに財政
改革そのものであつて、それにはやはり、いわば
一時的な大手術によつてそれをするといふことに
對する国民の体力の問題もあるであらう。し
したがつて、そこに中長期のプランニングといふ
ものが必要であるといふ議論はますます當を得た
議論になつてくるわけでありますが、それをお示
しするに、言つてみれば世界の中の日本と言わ
れる今日、それを確度の高いそのような一つの展
望を見出すといふことについては、国際経済が余
りにも不透明である。さようしからばといふこと
で、私もといたしまして、院の要求に基づいて
仮定計算とはいへ中期試算等をお示ししたな

ら、なお今後、いわば経済審議会でも御議論いた
だいておる将来の経済の中長期展望に對して、それ
に合致せながら財政の果たすべき役割りといふの
を基礎に置いた財政の中期展望について作業をい
ま進めておる。その中において、国会でこのよう
にして御議論をいただいておりますことが、そ
れらのものを作成するに当たつてのまた大きな参
考になる、こういうスタンスで承つておるわけで

あります。
○阿部(助)委員 どうも私は、大臣、お伺いして
おると、確かに国際経済はなかなかむずかしい、
いろんな問題があるとおっしゃる。それは当然あ
ります。

前の大蔵大臣は、経済は生きておる、生き物だ
なんというお話をなさつたことがある。生き物だ
から優秀な竹下大蔵大臣が就任したんじゃないで
すか。死んだ物ならだれでもやれますよ。中学の
一年生でもやれますよ。生き物だから、これは優
秀な大臣や大蔵官僚、そうそうたる連中がそろつ
ておるんじゃないですか。だから、国際経済がど
うだこうだ、それは影響は大いにあります。しか
し、日本の財政がこんなにまでおかしくなつてし
まうといふことには、私先ほど言うように、勇気
といふか決断といふものがなさ過ぎるんじゃない
だろうか。

私は、先ほど堀さんと雑談したのだけれども、
財政法でたつた一つ守られておるといふのは、本
当に日銀引き受けをやらぬといふことだけじゃ
ないですか。あとは皆崩れてしまったじゃないで
すか。私は本当に残念だけれども、これだけ戦争
の犠牲の上に成り立つたこの財政法が、いまやた
つた一つ柱が残つただけで、もう大半が崩れ去つ
たんじやないだろうかという不安を非常に私は感
じておるんですよ。

ここで聞かぬでもないことかも知れぬが、日
銀引き受けだけは何としてもこれは守る決意を大
臣はお持ちなんじゃないかな。

○竹下国務大臣 私どもも過去の暗い夢、言つて
みれば日銀引き受けといふ問題が日本経済の根幹
を揺るがしてしまつた。だから、やはりわれわれ
として、当然のこと、財政法にも書いてあるわけ
でございますが、これを踏み外しするようになこと
をしてはならぬといふふうに心得ております。

○阿部(助)委員 そこで、私ももうこれ以上言つ
てもしょうがありませんけれども、いつごろまで
に大臣、大体このプランニングといふものをおつ
くりになるおつもりですか。あの財政の中期見通

し、あれはだめですよ。あれはいろんな前提もあるし、ただこうなるであろうという数字を並べただけでして、私はあれを一番最初出す前に相談を受けたんだけれども、あれは予算委員会があれでとまってしまうわけですよ、本當言うと。返済計画を出すか出さぬか、出せというのときでないというのでとまってしまうわけですよ。そこで、何とかそれを出すから委員会をやれというところで話が合ったわけですよ。しかし私は、あんなものは余り当てにならぬし意味はなさぬだろうから、そんなのは承知しないと言ったんだけれども、党と党との話で私にやれと言ったんだけれども、会再開に際しては、そういう経緯を持っておるわけですよ。あんなものはだめですよ。それよりも、やはり財政再建はどこまで——歳出カットをするならカットするでいいです。私は歳出カットは否定しません。だけれども、それだけではだめだということを私は言っておる。

そうすると、どういう図式で財政再建をやるかとするのか。ただ抽象的に、理念としてはとか、あるいはまた鈴木前総理のように、ただ抽象的に五十九年度には赤字公債をゼロにしますなという希望意見では、この委員会ではだめだと私は思うのです。お持ちでないものをいまずぐ出せとは言いませんけれども、どの時点までにそれぐらいのものを出そうとされるのか、時間的なものは全然いまだ頭にないのか、私はそれをお伺いしたいのです。こういう、財政法を食ひ散らすような財政法を出しになるというならば、当然それをつけるべきだという考えを私は持っているだけに、本当はいま出してもらいたくけれども、いつごろまでにそういう案を出しになるかとするのか。全然用意がなしに、いまは緊急避難、緊急避難と言われたって、これは恒常的になります。そういう点で、私は、大臣の決意というか御意見をお伺いしたいと思うのです。

○竹下国務大臣 確かに、振り返ってみても、いわゆる収支試算、それから中期展望、中期試算と、こういう変化を見ながら、国会の御審議

の手がかりとしてのものを提出してきたわけであります。なにかんなく、その一つの考え方の方の基礎にあるものは、やはり後年度負担推計ということであるわけであります。

しかし、先ほど来御指摘がありましたように、中期展望にいたしても、今日その要調整額だけを見ても大変な乖離が生じておるものが現実予算案として御審議いただいたりしたわけでありました。したがって、基本的には、経済は生き物という言葉もお使いになりましたが、そういう場合に、財政改革に対する基本的考え方に対して、その理念の中へ確たる数値を当てはめていくというのはなかなかむずかしい問題だと私は率直に思っています。しかし、先ほど来申し上げておりますように、経済審議会の審議が進んでいく、そうして私どももそれを横にらみにしながら、これからの財政運営の改革の基本的考え方に沿って、それらのものを工夫して当てはめていく努力をしなければならぬと思っております。

したがって、政府側の考え方としては、出せる限界はこれまでもですと、これが、いまお話をしたように、今回の中期試算に対しても御説明を申し上げ、やむを得ぬかなとか、これでは満足できないという意見はあるものの、一応提示したものをまあ受け取ってはいただいた。だから、これからどういふものの中身を詰めていくかということに對しては、やはり御議論を通じて相談をしながらやっていかなければならぬ課題であります。いま、いつまでにしますかというのを確認と言え状態にはない。一つのめどとしては、五十九年度予算審議に当たっての考え方というものについての工夫したという試算が出てきますか、それが一つは考えられますが、その前に、少なくとも赤字国債の脱却年度を含めた、そうしたもののについての作業は、いまだ少し早目に進めていかなければならぬ課題である。これからは御意見を聞きながら、そして部内でも経済審議会の方の御意見をも参照しつつ、作業を進めていく課題であるというふうに考えております。

○阿部(助)委員 大臣は答弁が非常にうまいというかあれですが、御意見を聞いて御意見を聞いて言うけれども、わが党がいろいろと意見を述べたって、さっぱり聞いてもらっていないのでして、その辺、言葉はうまいことをおっしゃるけれども、どうもさっぱり聞いておられないと思う。それよりも私心配なのは、皆さんがいまお考えになつておる主観がどうであれ、こうであれ、こういう形で流れていきますと、そこに大きな問題が出てくるのじゃないだろうか、そのことが心配なんです。

先ほど来言うように、緊急避難が恒常的なものになり、そしてやっていった、それは戦前の話、戦後も赤字公債は緊急避難であつたものが、いまや恒常的なものになって、ここまでやってきた。そしてその根拠も、これからどうするかというものが提示されないまま、いまのような御答弁で、御意見を聞いて御意見を聞いてということはいくけれども、やがて行く先はどうなるのだらうか。口先だけでそれを言われたのでは、財政危機は直らないだけじゃない、財政民主主義を破壊して、そして戦時下の戦時財政と同じような形の道を切り開いていくのじゃないだろうか。皆さんの御意図がそうであるとは私は申し上げないけれども、たどる道はそれしかないのじゃないだろうか。

冒頭に申し上げたように、一般会計と特別会計の問題もそうであります。そして赤字財政の問題もそうであります。ということを考えていくと、いま主観的には、皆さんは何かしよう何とかしようと思つておるだらうけれども、ならないから、これはやむを得ません、やらないから、やむを得ませんでやっていくと、同じような道をたどるのじゃないだろうかという不安を私は持つておるわけであります。どうも頭が古いと言われるかも知れませんが、戦争中を通じてきた私にはその不安がある。

だから、私が繰り返すように、財政法は、ある意味では憲法第九条を保障するものだ、こう書

かれてあるあの解説書、私も全く同感なのはそれなんです。だから、財政法原則にもう一遍立ち返っていただきたいという願望も込めながら、この質問をしておるわけでありまして、その辺でどうもそれが不安でならぬわけであります。

どうかそういう点で、二度と昔の間違ひを繰り返さないようにするためには、いまの大臣の御答弁にはどうもちょっと物足らなさを感ずるわけであります。確かに、いまこうする、ああするといふものが出しにくいだらうとは、私も重々御想像申し上げます。しかし、どの時点か、なるだけ速やかな機会に、政府が勇気を出して財政再建の道、そしてそういうものをきちんとなさないと、ますますサラ金財政になっていくのじゃないだらうか。それだけで済むならいいです。それがやがて戦争中と同じような形で進んでいくのじゃないだらうかという不安を私は持つておるだけに、もう一遍大臣、もう少し勇気を出して、まあ皆さんの御意見を聞いてと言われるが、これだけ私は同じことを繰り返して申し上げたのだから、もう意見も大分聞いたでしようから、大体腹を決めていいときじゃないですか。私は、何月幾日までにしなさいとかそんな無理な注文はしませんが、ただけれども、もっと速やかに、本当に財政再建の決意を固めるときなんじゃないだらうか、こ

う私は思うのですが、どうですか。

○竹下国務大臣 戦争中の悪夢という問題と今日基本的に違つております一つの点は、やはり戦争鎖国というような状態の中であつて国際経済の中の位置づけというものが考えの外においても運営できたのが、ある意味における戦時財政というものではないかと思ひます。

今日、平和憲法を持ち、そして世界全体がこの国際経済の中に、なにかんなくGNP一〇％くらいでございますか、そういう巨大な経済、ある意味において大國でございますし、そういう中において、いわば国際経済を無視したわが国の経済、それに伴う財政というものは成り立ち得るものではない。そこには国民全体の良識というものがそ

ういうものをディスプレイするとでも申ししますか、そういう方向に突っ走ることを許容するわけはないというふうに私は考えております。

したがって、私どもは財政改革の基本的な考え方を示しました。それに伴って審議の手がかりとしての中期試算をお示しした。だから、言ってみればその基本的考え方についてのいわばプランニング、そしてその手法、そういうものをできるだけ具体的に示しをするということが私どもあるべき姿、好ましい姿であると思っておりますが、それを直ちに拙速的にこれを出すということができない、事ほどさように全体の方向がつかみにくいというのが今日の状態ではなからうか。

しかし、いずれにいたしましても、五十九年度予算のいわばシーリング、そしてその次の概算要求、こういうふうに通じていくわけでございますから、それらの作業と並行しながら、私は御満足のいけるものであると思っておりますが、御意見を聞きながらそれに適応するようなものを出していく努力は、これからも引き続き、鋭意続けていかなければならない問題であるというふうに、しかと認識をいたしておりますので、いろいろな機会を通じての御叱正、御鞭撻をお願いするわけであります。

○阿部(助)委員 あなたがおっしゃるように、確かにいまは戦争中じゃないのです。その点は違ふと思ひます。戦争となれば何もかもそこに集中せざるを得ないだらうから。だけれども、中曽根総理は、アメリカで憲法改正の時間表は私の頭の中にあるんだ、こうおっしゃっておる。あなたは、平和憲法があるから、こうおっしゃるけれども、それもういふようになるのかという不安を持っております。

それで防衛費の問題は、御承知のように社会福祉やいろいろな問題を切り詰め圧縮する中で、われわれの言葉で言えば突出をしている。GNP一％というものの一つの歯どめかまわかりませんが、本當を言いますと、防衛費というものは赤字公債を出す限り――私は、健全財政こそが防衛費の歯

どめである、そう思っております。赤字公債を出しながら防衛費を太らしていくということは、私は何としても合点がいかない。本當に平和国家ということになれば、私は、健全財政こそが防衛費増大の歯どめになるべきだ、こう思うのです。

そうすれば、健全財政の中で社会福祉をこう切つてこうなるということに対して国民の批判も出るだらうし、いろいろな問題が出るだらうけれども、これはGNP一％、それも超えそうでありますけれども、そういうものよりもむしろ私は健全財政こそが、ある意味で言うところの日本の経済にとつても日本の防衛費の抑制のためにも必要なんだろう、こう思っております。

そういう点で、戦争中のものがストリートにはならぬけれども、いろいろな問題が非常に似た形になつてきておるんじゃないかというのを私は不安を持つだけに、この財政再建については平和憲法として財政法、その原則をしっかりと踏まえて財政運営に当たつてもらいたい。そのためには、もう二度とこういう財政難なんというものを出さないような、そしてそういうときには必ず裏打ちを持って、それはいろいろな事態が起きるかも知れませんが、私もそれは想像します。そういうときには緊急避難はあり得ると思ひます。あり得るけれども、その場合には、これは緊急避難であつて、すぐにそれをその緊急避難から脱却するといふ裏打ちを持って国会に臨み、国民のために審議をしていただくように、これは私は強く要望いたしまして、大休時間のようにありますから、私の質問を終わりたいと思ひます。

○森委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時四分開議

○森委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○柴田委員 大臣、どうも連日大変御苦労さまです。私は、きょうは財政法に関連をいたしまして

財政問題を中心に御質問させていただきたいと思ひます。

そこで、過日の当委員会においてもいろいろ申し上げましたが、今回のこの財政法をいろいろ見てまいりました。五十八年度予算、これはもう通過をいたしましたわけですが、やはりこれは大臣も、財政再建、いまは財政改革というふうにおっしゃっているわけなんです、その第一歩の予算である、予算成立後の記者会見でそのようにおっしゃっているわけであります。なるほど、一般会計の規模を前年度予算から実質マイナス三・一％に切りかえた、あるいは国債発行額を五十七年度の補正予算から一兆円減額した、こういうことであるわけであります。しかし、その実態を見てまいりますと、本當にいろいろな、あちらからこちらから御都合主義の財源対策による歳入の水増し、先取り、これは本委員会においても申し上げば指摘をされておりますが、こういうことをやるには財政再建への一つの確固たる展望といひますか一つの指針といふものがあつて、その中でこういう財源案をやっていくんだ、それは国民の前にきちつとしていかなければ、財政改革に対する国民の共感といふものは得られない。大臣の所信表明演説の中でも、財政再建は国民の英知と努力、こういうふうにおっしゃっているわけでありますが、そのように国民に求めるならば、やはりきちつとした財政再建への展望といふものを持つて対応されていかるべきではなかったか、こんなふうに私は思ひます。ございますが、その辺はどのようにお考えになつていらっしゃるのか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに財政再建の展望、その中で従来国民にもそしてわれわれにも非常に強烈に印象づけられておる点は、やはり五十九年度赤字国債脱却、これは一つのめどとして強烈に印象づけられたものだと思ひます。

それが事実上困難になりました、断念をいたしましたというところになりました今日、さてどのような計画のもとで進めていくか、こういうことになり

なりますと、御提示申し上げましたのは財政改革に対する基本的な考え方、これだけは御提示申し上げることができた。しかし、少なくとも従来、十分なものとは言えないがいわゆる収支試算あるいはその後は中期展望、それに類するものに対する努力をすべきだ、こういう矢野さんの御要請に基づいて、それで私どもいろいろ工夫いたしました。後年度負担推計という前提の上に立つて中期試算といふものをお示しした。しかし、その中期試算も、いわば七、五、三といふあくまでも一つの試算であつて、その中へされば何年にどうするかという数値は全く入っていない。したがって、財政改革に対する基本的な考え方の中にどれだけに数値を乗つけていくかというようにすることがこれからの課題ではなからうかと考えております。

それをいつ作成するか、いわば自由主義経済のもとに計画そのものは非常に立ちにくい情勢にありまして、ある種の展望を示す、なかなか、赤字国債からの脱却年次をギブアップしましただけに、新しいものを示すというような必要は私もあるかと思ひます。

したがって、いま経済審議会の御議論をお願いしておりますのでございますが、それらの経緯を見つめながら、部内で鋭意これが検討を続けておるといふ状態でございます。いざ五十九年度予算の御審議もいただかなければいかぬし、その前にシーリングあるいは概算要求というような手続を踏んでいくわけでございますから、それこそこうした議論を聞きながら、そして私どもとしては、それにどれだけこたえられるか、できるだけこの要請に沿うようなものを提示していきたいというふうに考えておるところであります。

○柴田委員 国民の目から見れば、財政再建の手順も方策もなく、いわば荒海に羅針盤もなしに航海に出た船のような、そういう感じが正直言つて持つわけであります。これはきわめて失礼な言い方をしたかもしれませんが、現在の政府には財政再建に対する確たる展望、指針というものがないではないか、そういうことになるわけであり

ます。

それで、いま大臣も後段で答弁されましたが、何かきちつとした完備なものとは言わないまでも、財政計画、これは財政計画と突き詰めて言ってしまうとちょっと大臣もたじたとされますので、これは私の勝手な言い方で大臣はどんな御理解でもいいわけでありまして、そういった財政計画的なものを提示を早急にされまして、国会の審議あるいは国民の前に財政再建、財政改革への重要性というものをわかりやすい形で提示をするということがきわめていま大事なことでないかというふうに私は正直に申し上げて思います。

たまたま大臣が先々回の大臣のとき、昭和五十五年でございまして、四月の二日、私は、財政改革の問題につきまして、いろいろ御質問をいたしました。当時の主計局長は吉野さんでありましたが、相応しい議論をしたと私は思っております。これは大臣も御記憶があらうかと思ひます。

いまその会議録をひもといてみますと、こういって「財政計画策定の意義は、今日の財政の現状にひそむ諸問題をそのままにわかりやすい形で国民の前に明確に提起する、そういう形で財政再建に大いに役立っていく、その財政再建を進めることだけでも十分に意義がある」というようなことを言うております。政府側も、基本的にはそうだが、こういうふうに答弁をされておられるわけでありまして、具体的なあるいはまた技術的な問題についてもいろいろ質問したわけでありまして、一つは、税制改正との関連、あるいは公共事業の長期計画の取り扱い、あるいは行政改革、補助金等の整理合理化の問題、あるいはまた特別会計をどうするか、地方の財政計画をカバーしているかどうか、それぞれそういった問題を含めて、完璧とまでは言えないにしても、とにかく財政収支試算のような数字の羅列ではなく、国民にわかりやすい形で提示をしていく、こういった議論をいたしました。これは、僕はいまになって考えますと非常に意義があったことだと思ひます。

それで、そういう議論の中で、五十六年度、五

十七年度財政の中期展望が出されました。そこで、この財政の中期展望によって——しかし、かつては財政収支試算は増税計画書だ、政府側はそれでいいと言っておりますが、そういうような非難もあった。財政の中期展望は、これは財政収支試算よりも一歩前進をして財政再建を進める一つの手がかりになったというふうに、正直に言います。私は考えております。ところが、今度また五十八年度は、いま大臣がお述べになったように、三つの七、五、三ですか、分けて中期試算という試算的なものに逆戻りしてしまったのではないかと、いうような危惧を私は正直に言っております。そして、五十九年度の赤字国債の脱却も放棄をし、それから増税なき財政再建も、口では言うものの、果たして今後貫くかどうか、これも非常に疑わしい。この辺が、正直に言ひまして国民が非常に不安を持っているところであると私は思ひます。

まず、本論に入る前に、財政の中期展望をどうしようか大臣、私がいま言ったように、一つの財政再建の足がかりになったということでは評価をしているわけですが、この辺の大臣の評価がありましたら、一遍お聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは、先ほど申しましたように、御要請により、まず財政の収支試算、それから中期展望、これはやはり予算を御審議いただきまして、一つの手がかりとしての役割りは果たしたのではないかと私は思っております。

しかし、いま五十九年度の赤字公債脱却という一つのターゲットが崩壊したという状態の中に、われわれにもそれなりのある種の反省があったわけですが、これは理由をつけられ、いわゆる国際経済に対する不透明さというものが膨大な歳入欠陥をもたらし、そういうことは言えると思ひますが、しかし、そのことはそのこととして、別の意味において、政府が申し上げておりましたそういう一つの目標があえなくもついで去るといふことは、ある意味においては政治不信そのもの

にもつながりかねない、より慎重になったという点もあらうかと思ひます。

それからいま一つは、費目ごにいろいろな数値をお示しした、それも私はそれなりの意義があったと思ひますが、一方、それは現行の施策、制度を前提に置きます限りにおいては、それを受けとめる側においては、そこまでは既得権であるという意識が固定形成されていく可能性が強い。そうすれば、これがその施策、制度の根源にさかのぼって歳出カットを行う場合の一つの障害にもなるということもあつたかと思ひます。

したがって、そもそも自由主義経済体制の中で確たる計画というものはなかなかなじみにくい問題でございまして。したがって、お出しすることとなれば、現行の制度、施策を前提として、これを物価とか成長率とかいろいろの問題で将来に投影していくという、いわゆる後年度負担額推計というものが基本となるということは、他の先進諸国もその範囲を出ていないということがあつたわけでございます。

したがって、確たる計画というものはなじみにくいものではあります。私は、手がかりとしての役割りを果たしたと評価をするとするならば、いわばこの財政改革に当たつての基本的考え方というところにある種の計画性を持たせたものは御提示する努力はしなければならぬ。それは十分御満足がいくかどうか、これは問題があると思ひますが、その都度協議をしながら、御趣旨にできるだけ近く沿つたものをやはり提示していく努力はしなければならぬことだというふうに考えております。

○柴田委員 それで、いまも大臣が答弁になりましたが、確かに確たるものは出てこないと思ひますが、また、現行制度を基本にした後年度負担推計、この考え方もそう、私はこう思ひます。ただし、先ほど言ひましたように、三つに分けた七、五、三の中期試算じゃ何ともならぬということなんです。これだけは完全に私は否定をしておきますし、大臣も恐らくそういう考え方はない

かと思ひます。

そこで、たまたま客観的に見ましても、政府が国民の理解を得ながら財政改革を進めていく条件は整つてきている、私はこう思っております。これは非常に目がまもれませんが、まずその一つは、臨調答申でも、財政再建の手順と方途を明確にしない、こう言っているということ。二つ目には、いままで財政計画というものをいかにして、再建計画というものをいかにして理由にしたいわゆる経済社会の中期計画、これも長期展望というふうになるにしても提出せざるを得ないと思ひます。三つ目には、歳出面における問題は、臨調の最終答申も、これは提出すべきであるということ。四つ目には、税制調査会、これもことしは中期答申を行う年になっている。

だから、こういったものを受けて、ここで財政再建、財政改革の手がかりとなる財政計画を提出して、国民にわかりやすい形で財政再建、財政改革というものを進めるいま一番大事なときではないか。そして、しかも、でき得ればそれが五十九年度の予算審議に間に合うような形で提出をしていくべきではないか、こういうふうに考えるわけでございますが、これは大事なところでございまして、その辺のところをひとつきちつと一遍お聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに、いま御意見の中におつしやいました五十九年度予算審議の手がかりとなるためにもというの、私も一つの時期であると思ひます。ただ、そのときに、どのような努力によつてどのように理解していただけるかという問題につきましては、本院における議論を通じてたりまたは個々の接触の中で、できるだけ乖離の少ないもので提出する努力をしなければならぬというふうに考えております。

○柴田委員 いま、できるだけ提出をする努力をする大臣がおつしやったわけですが、主計局いらつしやいますね。

この中期試算、三つのあれじゃ本当に何ともいふやうがないわけですよ。国民の選択を、こうおつ

しゃつても、判断するものがないものですから選択のしようがないです。せっかくいま大臣がそういった御答弁をなされたわけですから、事務当局として、いまの問題はどうでしょうか。

○窪田政府委員 五十六年度大きな税収の欠陥が生じ、まだその傷がいえない段階でございますので、今年度は試算としてA、B、C、三つ出させていただきましたが、いま大臣から御答弁のありましたように、五十九年度に向けては、私も真剣に今後の財政の姿を考えてまいりたいと思います。たまたま、いま御指摘のありましたように、将来の経済の姿について経済審議会の答申等がございしますれば、それなども参考に真剣に検討してまいりたいと思っております。

○柴田委員 大いに期待をいたしている次第でございます。

せっかく五十九年度予算審議まで、こういうふうな御答弁があったので、計画の期間ですね。これは大体五年か七年、まあ五年が大体一つの、中期展望でもうだと思ひますが、そこら辺のところはどう考えていらっしゃるのか。

○窪田政府委員 こういう中期の展望をつくり出す場合、私もいつも技術的な限界にぶつかるわけでございますが、人間の想像力の限界と申しますか、いまある制度は最近時点に盛り込めますが、だんだんゆがんだ形にならざるを得ない。それから、経済自体が非常に変動の時期でございますので、今後どうなるか必ずしも的確に見通せないというふうな、いろいろ技術的な壁にぶつかるわけでございます。今度経済企画庁で経済審議会に諮問しておられます経済の今後の姿、これをどのぐらいのレンジでお考えになるか、その辺なんかもひとつ参考にしていただながら検討させていただきますと思っております。

○柴田委員 とにかく期待をしておりますので、よろしく五十九年度予算審議までにひとつわかりやすい形で国民的なコンセンサスを得られる、あるいはまた、われわれがその予算審議をできるようなものを御提出いただくことを重ねて要望いたします。

てまいります。

続きまして、これに関連をいたしまして、五十九年度予算編成の基本方針、昨日来本委員会においてもいろいろ議論がなされましたが、簡潔に尋ねさせていただきます。

三点あります。一つは、一般歳出つまり国債費と地方交付税交付金を除いた支出、これを当然原則マイナスシリングになされると思ひますが、その幅、つまり、五十八年度はたしか五%でありましたが、それ以上切り込む方針であるかどうか一点。

それから第二点は、五十八年度はマイナスシリングが別枠となりました防衛費、これも聖域化なしで切り込んでいくのかどうか。私は、突出があるとは何ののためのマイナスシリングであるのか、これは非常に疑問に思っておりますので、その辺もひとつ明確に御答弁をいただきたい。

それから第三点、これは大臣になるかと思ひますが、第二臨調の答申どおり増税なしを貫くのかどうか、これは大臣の政治姿勢としてお答えをいただきたいと思ひます。

以上の三点についてのお考えをお聞かせください。

○窪田政府委員 五十八年度予算をまだ四月に国会で御承認をいただいた間際でございますので、従来私どもは予算が終わるとやれやれということとで一段落するわけでございますが、ことしは四月五日に早速主計局で来年度の予算編成に向けて勉強を始めるといふ会議を開いたところでございします。

それでは、具体的にどういうマイナスにするかあるいはシリングを設けるかということになりますと、まだこれはいろいろ検討してみなければならぬ点が多々ございます。シリングというのはいざわば総量を規制するやり方でございますけれども、いまの制度、仕組みをそのままにしてマイナス何%というやり方はだんだん壁にぶつかるというか、むずかしくなってきたつあります。そこで、私どもは、財政改革というところで制度、仕組

みにまで触れて、そこを検討してまいらうということに踏み出したわけでございますので、いま、その率としてどうかということはまだもう少し検討させていただきますと、ここで申し上げるわけにはまいらないのでございます。

それから第二点の防衛費でございますが、これは防衛費を聖域として例外にしたわけではございませんで、国庫債務負担行為の歳出化とかあるいは国際的な約束、義務に基づく支出でございますとかあるいは人件費のようなもの、それから特定財源というふうな経費の性質に着目しまして、それを切り込むあるいはその増加を他でめり込ませるのが非常にむずかしいという性格のものを例外とした。その結果、たまたま防衛費にそういうものがあるためにシリングが高くなるというところとございまして、防衛費を聖域扱い、別枠とするという考え方は持っておりません。

○竹下国務大臣 申すまでもなく、臨調の最終答申で「そのような行政改革を推進するテコとして当調査会が掲げた方針が、「増税なき財政再建」にはかならない。すなわち、予算編成において、いざわば糧道を断ちつつ、歳出の削減によって財政再建を図る限り、おのずから既存の制度や政策の見直しは不可避となり、」こういうふうに書かれてございます。

したがいますと、私どもは、この増税なき財政再建という問題につきましては、糧道を断ちつつという表現、めったにこういう文章には使われな表現でございますが、それだけに、これをてことしてまずは財政再建に当たっていかねばならぬ。言ってみれば、安易な増税というふうなものを念頭に置くことなく、施策、制度の根源にさかのぼりながら守備範囲を見直していくということとは、まず理念として持ち続けていかなければならぬ課題であるというふうに理解をしております。

○柴田委員 そこで、五十九年度の予算編成について、これからスタートするわけでありますが、私どもの考え方を一通こでただらと申してみ

ますので、お聞きいただいて、後で大臣に御意見があればお聞かせいただきたいと思う。

その前に、五十八年度予算は財政再建のめどのないまま福祉切り捨て、防衛予算増大のみが前面に押し出され、減税も景気対策も抜け落ちた最悪の予算である、これは通っちゃったからなんです、私もそう考える。長期不況も、こうした見通しのない消極的な財政運営が影響している。つまり、一般会計だけでもGNPの二〇%を占めることを考えれば、この運用の是非によって国民生活は重大な影響を受ける、これは申すまでもないわけでありまして、でありますから、五十九年度予算編成がスタートするに当たって望むことは、まず財政の見直しを明確にすることであると思ひます。

いまもお話がありましたように、新経済計画は長期展望という形で策定をされますが、これを早期に策定をし、新たな財政中期展望を打ち出し、歳入歳出のギャップを埋める方途を明らかにしなければ国民の共感を得られないと思ひます。その上で、臨調答申も含め徹底した行革を進め、安易な増税路線に走らない、いまも大臣から答弁ありました。大型間接税の導入はすべきではない。財源調達のために大企業優遇の租税特別措置の洗い直しや所得の捕捉率の公平化など、税制を是正する形で税収増を図るべきである。それから行政改革につきましましては、省庁の統廃合、行政経費の節減、国鉄再建を初めとする特殊法人の洗い直し、不要の補助金整理などを中心にすべきであり、防衛費の突出は抑えるあるいは教科書無償や児童手当、年金などの福祉削減はすべきではないと思ひます。

それからもう一つは、景気に対する財政のあり方もやはりこの際見直していただきたいと思ひます。政府は、財源難を理由にいたしまして、公共事業費の三年据え置きを初めとして景気にマイナス型の財政運営をとり続けてまいりました。単純に景気抑制型の財政をとり続けていると、かえって一昨年や昨年のように税収不足となつて財政を

さらに窮乏させてしまふ。財源難は相変わらず続きますが、景気の流れを的確に把握し、柔軟な対応が必要である。でありますから、やはり公共事業の拡大あるいはまた所得税減税、こういったものも編成作業の過程で考えていかなるべきである、こう思います。

特に、所得税減税の問題はまた後でいろいろ質問しますが、公共事業の問題、生活関連型の公共事業ということでありますが、今後五年、十年あるいは二十一世紀を展望して老齢化社会が進行してまいりますと、これは大臣もよく御承知だと思ひますが、国民の貯蓄率が低下をしていく。だから、いまのうちに、財源難ということもあります。が、できるだけ後追い投資にならないような社会資本の整備というものが必要じゃないかというふうに私は思ひます。三年据え置きであります。だから、そういった観点で、三年据え置きであります。が、やはり景気浮揚という観点あるいは将来展望をした中で社会資本の整備という重要性から、十年、二十年を待たずに社会資本の整備というものを、もっとも早くやっていかなければ投資余力というものがなくなってくる。だから、これはできるだけ早くやっていくべきだというふうに考えているわけでありま。

そのような考え方をしているわけでありまが、感想で結構ですが、ありましたらひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず一番最初の財政の見通し、すなわち、議論をいたしておりますいわゆる経済計画あるいは中期展望という言葉になるかもしれないが、経済審議会の方で勉強していただいております、それをもちろん参考にしながら、一つの計画性のあるものを御提示申し上げる、そしてそれに對して、その方法、手法についての御議論もありました。これらについては、先ほど来申し上げておりますように、私どもとしても、御期待にどこまで沿えるか努力をしなければならぬ至上課題の一つであると理解しております。

以下、行革の問題に始まり、そして景気対策あるいは高齡化社会の到来に伴う貯蓄率の低下からする、言つてみれば社会資本充実のための先行投資、こういうような御議論がございました。一つ一つ私どもはそれは念頭に置くべき課題でございますので、五十九年度予算編成に当たつての貴重な参考の指針として、これを受けとめさせていただきますというふうに考えます。

○柴田委員 もう一つ、あわせてお聞きしておきますが、マイナスイノベーションの問題、一律削減予算編成方式といひますか、五十八年度の予算を見たりしております、これは、私はこのように考えているのです。

五十七年度はゼロシリングであつて、五十八年度がマイナスイノベーション、いわゆる一律削減方式、そういう予算編成をなさされてきたわけでありま。ところが、こういう方式ですと、人に関する予算が多い、たとえば高齡化社会の到来でふえざるを得ない年金などを受け持つ厚生省などは不利じゃないか。やりくりの弊害が目立っている。厚生省は、これはもう言うまでもないので、が、たとえ老齢福祉年金の不足分、これを国民年金特別会計の積み立てから三千億を超える金額を持ってきて借りてきてやりくりをしている。これは将来返済をしなければいけません。赤字国債と一緒なんです。それから同じく文部省、これは教員の給与や教科書無償を守るために公共の文教施設の整備に必要な文教施設費を前年度よりも四百九億円も削り込むことで何とかやりくりしている。ところが、比べて物件費の多い省庁、これは有利になつてくるわけなんです。これは私の考え方をおかしいかもしれませんが、その辺、もしおかしかったら指摘していただきたい。とにかくそんなふうに、やはりこれは本今の行政改革、行政財政改革と異なる方向じゃないか。

だから、財政再建のために、財政改革のために痛みをみんな分ち合うということであれば、そういう弱者にしわ寄せをする弊害というものは是正をしていかなければいけない。だから、はつきり申ししまして、当然増経費はある程度認めて

あげなければいけませんし、あるいはまた一番大事なのは、一律削減方式ではなく、政策の優先順位というものはもっときちつとつけていかなければならない。これは政府のあるいは大臣の政治姿勢の問題だと思ひますが、まずそこらの弊害が私に考へていけるようにあれば、これがなければ私の質問もおかしくなってくるのですが、私はそんなふうには率直に考へていけるのですが、その辺どうでしょう。

○窪田政府委員 五十八年度マイナスイノベーション、しかもそのでさ上りの姿は、一般歳出が前年同額というところで編成をいたしましたので、どこか出っ張ればどこかがへこまざるを得ないというふうな編成でございました。

しかし、私ども、必ずしも機械的に一律にしたわけではございませんで、予算を担当している主計官が九人おりますが、皆それぞれ自分のところの特殊な計画を主張して、毎日毎日ホットな議論をして調整を重ねたわけでございます。したがって、人件費が多いところ、そうでないところ、あるいは防衛庁のように国庫債務負担行為という過去の約束のツケが来るところ、あるいは農林省は物件費が多いといつても食糧みたいな経費がある。皆それぞれ特殊性がありますので、その状況を勘案しながら調整をしていったわけでございます。

ただ、一つ言えますことは、日本のような国柄では、自分のところだけが非常に痛みに遭うというのではなかなかおさまりませんが、あそこもここも同じように痛みを受けているというところ、わりと話がまとまりやすいという傾向はございますので、一律というやり方も悪い点だけではないというふうに考へております。

○柴田委員 大臣、そのような答弁があつたのですが、私は、政策の選択の優先順位というものは、やはりこれから一つの政府あるいは大臣の政治姿勢の問題になつてくるのですから、そこら辺も何か勘案してくれる手法というものはないだろうか、こう思ふのですが、どうでしょうか。

○竹下国務大臣 やはりマイナスイノベーションというのは、予算編成なんかなく厳しい歳出カットを伴う場合、一つの手法としてあり得ることだなど私は思つております。したがって、そういう姿勢そのものが全体に対する厳しさを持つわけでありま。

しかし御指摘のように、いわゆるマイナス対象経費ということになりますと、当然増経費の中で、言つてみればマイナス要素を比較的に持たない、マイナスしてもなお可能であるという許される範囲を持たない予算と、非常にわかりやすくマイナス予算をつけることのできる項目とあると思ひます。

そこが、おっしゃつたいわゆる政策選択の優先度、最終的にはこういう問題であらうと思ひます。その優先度というものがいわば予算の、確かにいままでの歴史を見てみましても、昭和四十八年度でございましたが、福祉元年とかそういうふうな象徴的な制度、施策が整つたとき、そのような政策選択の順位が象徴的な言葉で表現できることも、私は過去にもなかったとは思ひませんが、厳しい財政事情の中で調和のとれた予算を組むときには、象徴的な言葉が使えるか使えないかは別として、政策選択の優先度ということには、これは十分配慮していかなければならぬ課題だというふうに理解をいたしております。

○柴田委員 防衛費だけ突出せずに、福祉、教育、こころに政策選択の最優先度を置いていただいて予算編成を進めていただきたいと心から要望しておきます。

主税局長さん、お待たせをいたしました。歳入欠陥の問題で、ちよつとここで財政の問題に関連して質問していきますが、四月八日に発表されました二月の税収実績を見てまいりますと、一兆九千九百六十九億円、前年同月比五・八%増の低い水準であつた。二月までの累計が二十二兆八千四百十二億円ですか、約六%。補正後の税収というのは前年比五・三%増を見込んでおりますので、二月はかろうじてこれを上回つておる、

こういうことでありますが、しかし、今後三月期決算の法人税はどうなってくるか。あるいは申告分の所得税、これは四月、もうそろそろ上がっているかと思いますが、これがどうなるか。マスコミの報道によりますと、これは期待率じやないか、果たして補正後の税収が確保されるかどうか。

この間の大臣の参議院予算委員会では、税収の約一％、約三千億程度がまた補正後に欠陥が出るのではないかと、こんなような御答弁もあつたようでございますが、この二月の税収を項目別に見てまいりますと、所得税のうち源泉分は、利子配当税収が比較的高く伸びて、前年同月比が一・二・六％増、しかし申告分は〇・六％増と横ばいである。法人税は十二月期の決算企業が中心であり、四月・一％増で低迷。酒税は一・一％増とさえない。物品税も一・一％増で、さえない。関税はマイナス一〇・一％。ただ、株式市況のにぎわいということで有価証券取引税が四・八・五％増だ、こういうことでありますが、どうでしょう、今後税収がどのようにあるのか、欠陥は出ないのか、出るとすればどの程度出るのか、現在の段階でわかっておれば教えていただきたい。○梅澤政府委員 二月末までの税収の状況は、ただいま委員が御指摘になったとおりでございます。

二月分の単月の税収の伸び率は、ただいまも御指摘になりましたように五・八％、補正後の税収の伸び五・三％を単月分としては久方ぶりに上回ったわけでございますけれども、これもただいま御指摘がありましたように、一つには、昨年の一月の預金金利の改定の影響で二月分の利子の源泉所得税が大幅にふえたということ、それから法人税につきましても、十二月決算、実は年税ベースでは前年度を下回っておるわけでございますが、税収ベースで上回りましたのは、昨年の六月決算法人の中間申告、これも特殊事情がございまして非常にふえているという状況でございます。

は、ただいまお話がございましたように、確定申告の集計をいま国税庁がやっておりますので、恐らくこの月の末になりませんと計数的に判明しないのでありますが、それと三月期の決算法人、五月の税収を控えておりますので、年度を通じて見通しにつきましては現段階では計数的に申し上げられる段階にないわけでございますが、ただいまもお触れになりましたように、たとえ関税等は、最近の輸入量の減少を反映いたしまして、これはほとんど補正後の見込み額を下回っていることはほぼ確実であるという税目もたくさんございます。したがって、現時点で計数的にはなかなか申し上げられないわけでございますけれども、補正後の税収見込みも果たして達成できるかどうか、きわめて予断を許さない状況にあるというふうに考えております。

○柴田委員 この三月十五日の申告分ですね、これはもう出ているのじゃないですか。——出ていない。それから法人税、これは抜き取り調査をされたのですかどうですか。その辺の傾向からいって、法人税が相当大きいと僕は思うのです。いま局長が御答弁されたように、予断を許さない、それは事実そのとおりだと思うのです。やはり大臣が御答弁されたように、三千億から五千億ぐらいまた歳入欠陥が出るのじゃないかということを心配しているわけですか。どうでしょうか。

○梅澤政府委員 三月決算法人につきまして、大法人にかんがりのカパー率でヒアリング、聞き取り調査をやっておりますが、昨年秋つまり補正予算を見積もりました段階に比べまして、特に製造業を中心に、これは先般の日銀短観も同じような傾向でございますが、三月までの決算に関する限り、実は下方修正をしなくてはならない企業が多いというところで、五月に入つてまいります三月決算法人の法人税収はなかなか案外がでないというふうに私も私ども考えておるわけでございます。

先ほども申しましたように、現段階で計数的に年度の税収見込みを申し上げる段階ではないわけでございますけれども、まだ厳密に主計局等と

すり合わせはいたしておりますけれども、現段階でのきわめて大胆な前提と希望的観測をも交えて申し上げますと、厳密な意味での歳入欠陥と申しますか、つまり決算調整資金を發動するような事態にはならぬのではないかと、いうふうに主計局としては考えております。

○柴田委員 決算調整資金を發動するような事態がない、出ない。そうすれば、既定経費の節減あるいは予備費の取り崩し、この程度で足りるかどうかということですね。これはちよつと大事なところですから。

○梅澤政府委員 これは、大蔵省全体としてまだ調整して出した結論ではございませんで、主税局として希望的観測を交えて、しかも大胆に述べることをお許し願えればそういうことであるというふうに申し上げております。

○柴田委員 そうすると、その後の質問で国債整理基金の借り入れということをお聞かせいただきたいと思つたのですが、そこまでやりません。希望的観測であり、大胆なあれだということでありますが、じゃ、大体税収見込みの二・一％以内で、すくなくともわからぬ、こういう判断でいいのですか。

○梅澤政府委員 大臣が二・一％以内にとまればというふうには言っておられるわけでございますが、私どもも何とかそういうふうになればと考えております。

○柴田委員 わかりました。それで、この法人税収の所属年度の問題ですね。これは、五十三年の改正がありまして今日に至つておるわけですが、やはりこの辺の見直しということもしばしば委員会でも各委員から指摘があつたと思ひます。だから、この問題は財政制度審議会等に諮つて真剣に一過検討してもらつたらどうか、私はこんなふうに思つていますが、そのお考えはありますか。

○藤田政府委員 年度区分は財政法に關しまして主計局でございまして、私どもからお答え申し上げます。

五月分税収まで取り込みましたのは、何も金がないからというだけではないと思ひます。前年度末までに、つまり三月三十一日までに納税義務の発生したものについてその年度の歳入とするという会計法の年度区分が、年度区分は発生主義でございますからその原則を貫きますと、三月末までに発生した法人税、所得税等の税収を前の年度に帰属するということは、それなりに理由のないことではないと思ひます。ただ、そのために見通しが非常にむずかしくなつたというふうな要素があることは御指摘のとおりでございます。それじゃ、いまこれをもとへ戻すかということになりますと、三兆円ぐらいの財源の問題になりますので、いまはなかなか實際にはむずかしい、こういうふうに考えております。

○柴田委員 そういふ点もありますが、やはり税収不足あるいはまた逆に税収見込みよりも余分です。予定よりも多くなるという場合もあるわけですね。そういった税収のプラス、マイナスというのは、国家経済、国民生活の面から見れば、私はデメリットも多いと思ひます。だから、そういう観点で申し上げたわけですが、ひとつ今後のまた検討材料にしたいだけではないと思ひます。

そこで、この財政の問題に關連をいたしました、これは大臣に聞いておきますが、経済成長率の、私はこれは適正成長と云ういうことを申し上げるわけですが、財政の問題を論議する場合には、経済成長の問題も重要な問題である。従来から私は、政府に對しまして、政策転換を図り高目の成長を目指し政策運営を行つべきだ、こういうことを要求してまいりました。短絡的な発想かもしれませんが、事実三・三％台の実質経済成長では、総理府の発表を見てまいりまして、一月と二月の失業率は二・七％台、最高の水準を記録しておりますし、また中小企業の倒産も増勢が目立っている。加えて税収面でも、補正予算で税収見込みを六兆一千四百六十億も減額しても、なおかつ税収不足が発生するかもしれないわけ

あります。それから租税弾性値を見てみましても、実質成長が三・三％と三・一％に落ち込んだ五十六年度と五十七年度は、ともに〇・六五と低いわけであります。

こういった点を考えてまいりますと、わが国は、実質経済成長率が三％程度では民間経済、財政面へのデメリットが多い、やはり少なくとも四％台を何とか確保していかなければいけない、こういうふうな思いがあります。いまさら申すまでもありませんが、あくまでも財政の目的は、財政再建、財政改革も必要であります。だから、国民生活の安定向上にある、こう思います。だから、成り行き任せではなく、必要成長率のようなガイドラインを設けて積極的な経済運営というものを推進をしていかなければいけない、こういうふうな思っております。この辺についての考え。

それから財政審で、ただ財政運営のテクニクに対する建議に終わらせないで、国家経済にとってあるいは国民にとって必要な成長を達成するためにはどうしたらいいか、やはりそういう検討もお願ひしてみたらどうか、このようなことを私自身は考えているわけです。この辺のお考えはどうでしょうか。

○竹下国務大臣 まず適正な経済成長率、これは私もいつでも非常に悩む問題であります。その前に、潜在成長力がどうかという議論もあるのですが、私も、やはり高度経済成長になれてきたということからいまして、成長率というのに対して高目のものに対する期待、それが当然のこととして自然にそういう高目のものを期待しがちな傾向にもあるのじゃないか。一番問題は、無理に高い成長率を目指した場合におけるいわゆるインフレーションの問題でございます。これが国民生活の安定を損なうこととなります。

そこで、さればということになりますと、とにかく五十七年度の実質成長率、下方修正いたしました三・一％は大体達成は確実だ、こう言われておる。そうすると五十八年度の成長率、一応描か

れております三・四％ということが、これは米国の経済の底入れあるいは石油価格の下落等の明るい材料もございしますので、後半にかけて回復基調を強めるとすれば、これをより確実にするということが今日の経済運営のポイントではないか。したがって、先般経済対策というのものも出したわけであります。

そういうことを考えてみますと、多くの先進諸国がマイナス成長であるとかゼロ成長を続けておる中で、物価の安定ということからして、何としても少なくとも三％以上の成長を遂げるということとは、やはり世界経済の中では格段の実績だといふふうにそれなりに評価すべきではないか。

また一方、その成長率が過度にいわゆる外需に依存すると貿易摩擦が起きますし、財政に期待をするとは困難だということも総合的に見ますと、今度中期試算の中でも一つの参考とさせていただきます。さて、今度中期試算の中間報告の数値である三・三％ないし四・四％というところ、安定成長の一つの指標として私もこれは絶えず念頭に置くべきものではないであらうかといふふうに考えております。

○柴田委員 これは大臣もよく知っていらっしゃると思いますが、成長率が三％台に入っているのは五十六年度からですね。それで完全失業率、五十七年度は二・一％、五十六年度は二・二％、五十七年度は二・四％、五十八年度は二・七％台ですね。だから、こういった観点からいって三％ではなくてやはり四％台、こゝろが成長率のガイドラインだ、そのための積極的な政策運営というものを推進をしていかなければ、これは財政にも大きな穴があいてきますよ、国民生活も低下してきますよ、そういういろいろな観点で私は御提案申し上げているわけでございます。先ほどの大臣の御答弁もよく理解はできますが、できれば私の参考意見としてこれはひとつ今後お考えをいただきたい、こういうふうに御要望しておきたいと思ひます。

に、所得税減税について御質問させていただきますが、今後の経済対策の中でも、これは取り組むべき課題というふうに一歩後退してしまつたような感じを与えます。

大臣、端的に聞きますが、本当に五十八年度中に減税をされる意思があるのかないのか。法案を、たとえば参議院選挙が終わつた臨時国会で政府が責任を持って提出されるかどうか。そしてその実施は幾ら遅くとも来年の一月、こんなふうには私は考えておるわけでありまして、この辺、端的にお聞きしますが、ひとつ御答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 所得税減税問題というのは、与野党の合意、それに裏打ちされる議長見解、こういうことがございしますので、これは私はやはり至上命題であると思ひます。認識しておくべきであると思ひます。したがって、政府答弁は官房長官の発言によつて代表されておるわけでございます。「景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を、五十八年中に国会に提出する」との確約があつたことを承知してあります。したがって、これを目標にあくまで対応していかなければならぬ問題であるといふふうに考えております。

そこで、手続的に申しますと、七月になれば、先ほど来の決算見込みの問題がございしましたが、決算が確定する。そうなれば、いわば五十八年度の税収の土台ともいふべき五十七年度の土台がはっきりするわけでございますから、そこが税制調査会でも本格的な御議論をいただく一つの機会ではないかな。そうすると、それまでどうするかということになりまして、これは国会等で御議論いただいたものを念査して正確に税制調査会に御報告する諸準備をきちんとしておかなければならぬことではないか、こういうことになるわけであります。

それを土台に御議論をいただきます場合に、私は、法律案を少なくとも五十八年度中に国会に提

出するとの確約ということを承知しておりますと答えた限りにおいては、それを目標に努力を重ねていかなければならぬ課題である。だから、逃げて通れる課題ではないし、最終的には政府の責任でございますが、せつかく建設的な御議論もいただいておりますだけに、国会の関係者の皆さん方も従来小委員会等で汗をかいだしていただいておりますので、それらを十分参考にさせていただいて、あるいは相談させていただいて進めていかなければならぬ課題である。遅くとも、少なくとも五十九年一月一日からという御意見もございましたが、十分念頭に置かなければならぬ課題ではなからうかといふふうに考えております。

○柴田委員 わかりました。それでは、時間があと五分しかない中で、税収問題について原油値下げとの関連でお聞きします。OPECの基準原油価格が一バレル当たり五ドル値下げをされました。経企庁では、経済成長率への影響が五十八年度で〇・三五％アップする、それから通産省も同じく〇・二％アップする、このように試算をしております。

大蔵省はどうですか。この原油値下げがわが国の財政にあるいは税収にどのように影響があるのかないのか、試算をしていらつしやるのかどうか。試算をしないとすれば、どうして試算をしないのか。通産省や経企庁はきちつと自分たちの責任分野は守っているわけだ。大蔵省がそういうことをやらないらつしやるということはどうも聞いたことがない。私は、そういうことを非常に不満に思つておるわけでありまして。

私どもの方で単純に試算をいたしました。大きな試算であります。経企庁が、原油の値下げによつて原油輸入代金が年間一兆六千億少なくて済む、そうすればこの金額は法人の利益である、こういうふうになるとすれば、大企業の実効税率は国が三四・八二％、地方が一六・七三％、合計五一・五五％でありますから、国と地方の合計税収は八千二百五十億円の増収になる。国だけでも五千五百七十億円の増収にな

る。これは非常に粗っぽい計算であります。このようにふうに出してみたわけです。

あなたの方も、それはあくまで仮定計算であり非常に大ざっぱな計算であるかもしれませんが、何か出したかどうかというふうには私には思いません。これは出せないのですか。

○梅澤政府委員 私から、税収に対する影響という御指摘について限定いたしまして御説明申し上げるわけですが、原油の値下がりによりまして実体経済に影響が及ぶ以上、当然それは税収面に反映するということは考えられるわけですが、現在私どもがそういう計数作業をやっておりますのは、一つはタイムラグの問題がございます。

前回は、逆の方向でございましたけれども、原油の値上げがございまして、その時期から毎月の法人税収を追ってまいりますと、端的に非常に明瞭な形で法人税収に影響があらわれたのは、第一次オイルショック、第二次オイルショックを通じて十数ヵ月から二十ヵ月以上かかっておるわけでございます。したがって、いま問題になっております原油の値下がり恐らく五十八年度税収に顕著な形で出てくることは考えられませんが、まずタイムラグの問題がござい

す。それからもう一つは、実体経済をどう見るか、マクロ的にいろいろ議論があるわけでございますけれども、税収の影響という点になりますと、いま委員が御指摘になりましたように、何と言いましても一番敏感に出てまいりますのは法人税でございます。原油の値下がりコストの低下を通じて実質経済に非常にいい影響を及ぼすことはもちろん否定できないわけでございますけれども、各種の価格展開がどうなるかによりまして、つまり、所得移転として日本が受け取った部分が一体企業にどれだけ配分されるのか、家計にどれだけ配分されるのか、これはいろいろな見方があると思ひます。

したがって、一義的な推計をいまの時点で立て

るというところは、先ほど申しましたタイムラグの問題もあるわけでございますけれども、一義的に現段階で、たとえば五十八年度にどれだけ税収に影響が出るということは、恐らく計算する意味があるのかないのか、そういう問題があるということとで、現時点におきまして部内でそういう作業はまだいたしておりません。

○柴田委員 わかりました。それでは時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○森委員 米沢隆君。

○米沢委員 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の中身を見ますと、第一に、五十八年度における特別公債の発行で六兆九千八百億、五十八年度における国債費定率繰り入れ等の停止で一兆三千九百七十三億を浮かせる。それから、五十八年度における特別会計、特殊法人からの一般会計への繰り入れのことで、自動車損害賠償責任再保険の特別会計からの一般会計への繰り入れで二千五百六十億、あへん特別会計からの一般会計への繰り入れで十三億、造幣局特別会計からの一般会計への繰り入れで四億、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例で二千二百億、日本中央競馬会の特別国庫納付金の納付で三百億、トータル八兆七千八百五十億円の財源不足の折から確保しようという提案であります。

私の感じる印象は、よくもまあこんなに集めたものだというのが第一印象。第二の印象は、中身を見ますと何と白々しいものだろうかという印象を否めません。

たとえば、第一の特別公債発行の件であります。五十八年度における特別公債の発行は、先ほど申しましたように六兆九千八百億円の発行するということになっておりますが、従来の財政計画といましようか、一年前までは御承知のとおり五十八年度の特例公債発行高は一兆九千億前後でよかったです。これが約五兆円ぐらいて今年度提案される。五十七年度補正予算に比

べますと約三千三百億ぐらいつ減ったものの、当初に比べますと三兆円ぐらいたった特別公債の発行がふえておる。何かこういふ流れを見ておりますと余りにも安易過ぎる。これは、特例という言葉にありますが、いまや特例という言葉ではなくて、通常とか当然発行していいんだ、そういう感覚で見られるほどに、臨時的なもの、緊急避難的なものというところから脱して、逆にあたりまえだというふうに関き直つてこういふものをどんどん発行しておる、そんな感じがするのでございます。財政当局の責任は一体どうなんだという気持ちでまず最初にするのでございます。

第二に、定率繰り入れ等の停止でございます。御案内のとおり、五十七年度の補正予算で一兆九百八十四億円の定率繰り入れをやめました。五十八年度も、ここに書いてありますように一兆三千九百七十三億円の定率繰り入れを停止しよう、こういうものでございまして、五十七年度でうまくいったから今回もという感じが、それから、どうせ国債整理基金はパンクするんだから少々はいじやないかという聞き直りみたいな感じが、そういうのがどうも目につきます。私たちにどうして、何だろという感じがするんですね。定率繰り入れの停止等も、昭和四十一年の法改正で国債整理基金特別会計法をいじつて、より充実した減債制度を確立しようという趣旨のもとでできたにもかかわらず、こんな簡単に定率繰り入れをやめたんだという提案が出てくるんです。

公債政策に関する政府の態度ある姿勢を求めようというこの法改正が、結局みずからまたどうでもいいんですわというふうな感じで、こういふものが廃止されていく。一体どういふ感覚なのかというのが私にはわかりません。

ましてや、財政審議会等でも、例の五十八年度の特例公債の定率繰り入れ等の禁止の諮問を受けて何となく言うておるかといふと、「特例公債を発行しながら償還財源を積み立てること」は、結局は、それだけ特別公債の増発をもたらす

こととなり、それはまた、将来の負担によつて将来の償還のための財源を、利子を支払いつつ蓄えることにほかならず、不合理であるという意見がある」とか「特例公債を発行せざるを得ない五十八年度において、定率繰り入れを停止することはやむを得ないものと考え」なんて、何を審議しておるかからぬという不満を私は持つものでございまして。特に、特別公債を発行しながら償還財源を積み立てるのはおかしいんじゃないのだった、こんな制度なんかなくてもいい。同時にまた、「特例公債を発行せざるを得ない五十八年度において」なんて、特別公債がなくなるのはいまだから十年ぐら先の話でしょうから、それまではみんな定率繰り入れなんかやめてもいい、こんな議論になつてしまふですね。一体財政審議会なんか何を議論しているのか、いいかげんさにちよつと頭に來ますね。

そういう意味で、各項目ごとに大蔵省が考える、こんなこと取つてもいいんだ、こんな制度をやめてもいいんだ、こんなことをやってもいいんだ、あるいは特別会計や特殊法人からこんな金を取つてもいいんだという、全部整合性のある説明をしてもらいたいと思うのです。

○窪田政府委員 この財源確保法案は、いまの財政の状況からやむを得ざる緊急の措置でございまして、決して財政の本則ではございせんけれども、五十八年度においてはやむを得ざる措置としてお願いを申し上げているわけでございます。

特別公債の発行が昔予定していたよりふえてい

がやむを得なくなったわけでございます。

国債の定率繰り入れの停止でございますが、これもおっしゃる様に国債償還制度の基本でございます。この制度はあくまでも維持していくべきものと思ひますが、ただ今日の財政状況から申しますと、やはりこれを一時停止していただくざるを得ない。つまり、これを繰り入れるといたしますと、やはりそれだけの特別公債の増発になるわけでございます。今日、特別公債の増発をできるだけ抑制しようという立場からいたしまして、やむなく今年度停止をさせていただきたいというお願いをしておるわけでございます。

それから、特別会計、特殊法人からいろいろ御協力をいただいておりますが、これも今日の財政状況から見まして、あるいはさらにそれに加えて五十六年度の歳入欠陥の処理を五十八年度予算でしなければなりません。二兆二千五百億の臨時の意図せざる歳出需要がございます。これに充てるために、かなり無理をいたしまして各方面に御協力をいただき、二兆一千四百九十四億という臨時の、異例の税外収入を確保したわけでございます。そのうち、この五十八年度限りの措置でございまして法律を要するものをこの財源確保法案の中に盛り込ませていただいております。自賠責、あへん、造幣特会の繰り入れのうち四億円、電電公社と中央競馬会からの繰り入れ、これは五十八年度限りの措置としてお願いをした税外収入の特別措置の一環でございます。

○米沢委員 国債費の定率繰り入れ等の停止に關しまして、ちょっと御質問したいと思ふのでありますが、先ほど申しましたように、財政審議會等がやむを得ないというふうな判断をされて、特別公債を発行する間は定率繰り入れなんかしなくてもいいというふうなことが書いてありますね。

あるいはまた、この制度そのものを否定するようないふ、先ほど読み上げましたように「特別公債を発行しながら償還財源を積み立てること、結局は、それだけ特別公債の増発をもたらすこととなり、それはまた、将来の負担によって将来の償還

のための財源を、利子を支払いつつ蓄えることにはかならず、不合理である」という理屈を言われまして、実際こういう制度は要らないのですか。同時にまた、特別公債は来年も再来年も近い将来ずっと出さざるを得ないような状況なのであります。そのたびごとに定率繰り入れなんかやめようということなんでしょうか。どういふ議論が財政審議會でなされたんですか。

○窪田政府委員 特別公債を出しつつ積み立てるのは不合理であるという意見もあると書いてあると思ひますが、御議論の中でそういう意見の先生も確かにいらつしやいました。民間の経済界の方ですと、銀行から金を借りてそれを預金に積んでおく、いわゆる歩積み両建てみたいなものじやないかというふうな御意見の方もいらつしやいました。意見もあるけれども、しかしこの制度は国債償還制度の基本であるから維持すべきである、答申にもそう書いてあると思ひます。しかし、今日の財政状況では、五十八年度では臨時的に停止するのやむを得ない、こういう御答申をいただいたわけでございます。(米沢委員「五十九年度はどうするんですか」と呼ぶ)五十九年度以降につきましては、定率という制度がございまして、国債償還の基本でございますし、また国債管理運営上、国債整理基金特別会計にある程度の手金のあつても必要でございますので、この制度は維持してまいりたいと思つております。

○米沢委員 五十八年度に定率繰り入れをやらないという措置をとられたわけですが、やらなかった場合とやった場合と、どういふふうな後年度の負担が違ってくるだろうかというのを計数的に計算してみたのが、お配りしておりますこの「昭和五十八年度における定率繰り入れ等の停止に關する財政事情の試算」という表でございます。

大した計算をしたわけではありませんが、この第一は、定率繰り入れをわれわれが主張するようによつてもらつた場合、第二はしなかった場合と

いう計算をしておるわけですが、この表から見て結論的に言えますことは、五十八年度に定率繰り入れ約一兆四千億をしなかったことは、結局は昭和六十一年、六十二年にはね返ってくるわけです。結局、六十一年には二兆九百億、六十二年には一兆四千五百億、繰り入れをしなればならなくなる。結局要繰入額が後年度に増大する形であつて、結果的には、これは負担を先送りするにすぎないという結果が出てまいります。同時に、国債整理基金自体の立場から見ますと、余裕金残高の運用益が昭和六十一年までの分で約三千四百億減る。これは制度の趣旨からしたらマイナスに働いておるといふ結論が出てまいります。

いまおっしゃつたように、今回定率繰り入れをやらない、やろうとすれば結果的には特別公債の増発につながるからという話をされましたけれども、こゝし特別公債を出すのか、それとも六十一年、六十二年に最終的には赤字国債を発行せざるを得ないでしようから、結果的には赤字国債を発行せざるを得ないから繰り入れをやめたかという理由は理由にならない。こゝしやるのか、六十一年、六十二年にやるのか、ただその差にすぎないという感じがする。そのことは、結果的には財政體質を改善しようという見地からは全然意味をなさないものであるというふうには考えられると同時に、むしろ財政の事態を国民の目から覆い隠すという意味で、われわれはきつめて問題だというふうな認識をせざるを得ないのでございます。その点、どういふふうにお考えになるか。

第二に、大蔵省がおっしゃるの、定率繰り入れをやつたら赤字国債を発行せざるを得なくなる、その利払い費の増大がまた財政を圧迫するんだ、こういう理屈でございますが、先ほど言いましたように、しかし国債整理基金の立場からしたら、得ばかりし運用益を得られないということでございますから、逆に国債整理基金そのものの財政状態は軟弱になる。結局、何とか一般会計で負

担を案にするために国債整理基金の方にツケを回す、そういうやり方はまさにごまかしなのでございまして、そういう物の考え方というのは、私は大変残念だと思ひ、遺憾だと思ひます。そしてまた、そういうことでつじつまをうまく合わせることも自体、何人かをばかにしておるのではないかと、国民をだましておるのではないかと感じましてならないのでございます。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕臨調の最終答申にもありましたように、「五十八年度予算案においても、一般会計歳出の一部を特別会計や財政投融资に振替えさせるようなやり繰りや、現行制度の枠内での歳出の合理化にとどまつている例が見られ、本格的な制度改革は十分でない」と指摘がされておる、まさにその一例だという感じがするのです。

それと同時に、これも臨調あたりが指摘しておりますように、結局、歳出構造を徹底的に見直した基本的な制度改革が十分行われないから、このような赤字国債の発行に頼らざるを得ない。そしてまた、赤字公債をふやすと利払い費増が要るからということ繰り入れ等をやめて後に先送りするということ、何かやり方が表面を取りつくろひながら逆に財政構造がおかしくなつておるといふ事態を覆い隠すような役目を皆さん方やつておるのだけれども、これはどういふ感覚なのですか。

○窪田政府委員 いただきました計算はこのとおりでございます。後年度において予算繰り入れが多くなるということはそのとおりでございますが、その四、五年の間に私どもは財政改革を進めまして、何とか特別公債依存の體質から少しでも脱却をいたしたいということで考えているわけでございます。こゝしこの定率繰り入れをやりますれば、一兆四千億の特別公債の増発になることもまた事実でございます。特別公債を少しでも減らし、そして全体の枠を圧縮し、予算の厳しさというものをわかつていただく過程の中で財政の改革を進めてまいりたいという考え方でござい

○米沢委員 精神論としては大蔵大臣のおっしゃることはよくわかるのでございますが、実際の話、過去の財政の中期展望のものと比べたら約八兆円くらいは簡単に削れたようなことを委員会等でも答弁なされておりますけれども、その中身たるや、結局皆さん方の計算違いで、地方交付税ががばつと減額になったとか予備費が入っておったとか公共事業は全然伸ばしていないというだけの話であつて、大蔵大臣が答えられている中身は、実際は本当に歳出カットの努力をして八兆円削ったというたちの数字ではないのですね。

そういう意味で、これから先歳出カットを幾らやっても、現状のゼロリングでいまだから五年まづ続くはずがない。だから、制度改革等に相当手を加えない限り、トータルで七、八兆とか十一兆とかいう金額が歳出カットで賄われるはずがないという結論しか出ないですね。したがって、大蔵大臣のおっしゃる精神論はよくわかりますが、実際は、この数字そのものは増税をさせてくださいと言つて悲鳴を上げているような感じがするのですが、もう一回大臣の答弁を聞かせてもらいたい。

○竹下国務大臣 これは数字をだらけになる方の主観によつて、これだけのものが要調整額として必要であります。よつてもつて、これをいかに負担するか国民の皆さん考えてくださいということについての資料であるとの受けとめ方も、私はできないことではないと思つております。悲鳴を上げていられるのじやないかなという感じが私も鳴を上げていられるのじやないかなという感じが私もしないわけではございませんが、確かに御指摘のように、かつて現実問題として八兆円減つていじやないかといつても、中身はいま米沢委員御指摘のものが多く包含されておりますので、私は決してそのことを否定するものではありません。

そしてまた、当時の中期試算の方がいまよりももう少し、たとえば公共事業等の問題につきましても、七カ年計画なんというものが下敷きになつておりますから、結果としては多目に調整額があつたということも言えるわけでございます。その議論は決して否定するものではございませんが、まずは歳出削減というものに心がけていって、そして国民のニーズが本当にそこにあるということに基づいて工夫をする、こういうときに初めて受益者も国民でありそして負担する者も国民であるという理解の上に立つて、初めて負担増というのはお願いできる問題であるから、財政当局としては最初から安易にそういうものに飛びつくようなことがあつてはならない、こういうふうに考えておるわけでございます。確かに要調整額という

ものが、よしんばこれが仮定計算であるといつても、容易なものではないという認識は私にも十分ございます。

○米沢委員 大蔵大臣の気持ちがあつた上で、そこで質問したいのでありますが、歳出カットでかなりの努力をされたとしても、かなりの国債費を払つていかねばならぬことは事実ですね。

国債整理基金の資金繰り状況等を見ましても、昭和六十一年に赤字国債をゼロにするということをお前提にして、一番ピークの六十七年の国債費が約十八兆七千三百億円でなつていますね。五年間で赤字国債をゼロにしようというものに乗つたといつたとしても、六十七年度に国債費がやはりピークで十九兆二千三百億円で七年度で赤字国債をゼロにしようということを前提にして計算されたものでも、六十七年度国債費がピークで十九兆七千三百億円で、膨大な国債費です。これから先どういう形で予算全体が伸びていくかわかりませんが、予算全体に占める国債費の割合等も、五十八年度は国債が八兆二千億となつておりますけれども、定率繰り入れをもししたとすれば、全体の予算の中で二〇％弱くらいのパークメントを占めるはずですね。

今後、六十七年のピークなんか見ておられますと、どれくらい予算が伸びていくかわかりませんが、実際のところ二五％から三〇％近くが国債費に消えてしまふという数字をこれは示しておるわけですね。そうなつた場合に、果たして赤字国債を発行しなくて国債費を消していけるかというところになると、どうしても赤字国債そのものの一部借換債を発行するというようなことに手を出さざるを得ないのじやないか。いま大蔵大臣の方は、安易に借換債なんか頼らない。それも精神論としては大変大事なもののかもしれませんが、事実上赤字国債の一部ぐらひは借換債をしなければならぬ状況がこの四、五年の間に必ずやつてくるという感じがしないでもないのです。その点について、ただ単に精神論だけではなくて、本当にしてはいかぬのだという立場から絶対しないという答

弁を欲しい。そうでないと、赤字国債など野方図に歯どめがなくなつてしまふという危険性が実際にあります。

その点について、僕は大蔵大臣の御答弁をいたしたいことと、それから、もし五十九年度に大型間接税を導入できなければ、歳入不足の穴埋めに例の運用部保有国債の日銀への売却、つまり、事実上の日銀引き受けに踏み切らざるを得ないというような声が大蔵省から聞こえてくると書いてあるのですが、その点についてどういうような御見解を持っておられるのか。

この二点について御答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣 借りがえ問題でございますが、基本的にはとにかく国民手持ちの国債は現金で償還する、その現金で償還するための財源をどうするかという場合に、三つのこととして、歳出カットと負担増そして借りがえを含む公債発行、こういうことになるわけでありまして、いま安易にということをおっしゃいましたように、私も安易に、こういう法律を提出しますに当たりましては、借りがえをしないという法的な法律上の規定を置くということ自身も、安易さを持つてはならぬという考え方があつるからにはかならないわけでありまして。

しかしながら、いずれいまいのような、米沢委員がおっしゃいましたような議論をしなければならぬ時期があるかもしれない、そういう認識を私も全く持ち合わせていないわけではございません。したがつて、その時点における財政の状況、経済情勢等を勘案して、それこそ国会の議論等を中心としながらその方法を考へていくべき課題であつて、いましばらく時間のある問題でもございまして、これに対しては、それこそ慎重に対応していかなければならない問題であるというふうに私は考へております。

それから、資金運用部の国債の日銀売却という問題でございます。資金運用部が国債を保有して、ある意味における市場流通の一つのいろいろな調整の役割も果たしておるわけでございます

が、実質的な日銀引き受けというよりなもの、財政法第五条に照らして問題があるようなことをやる考えは私は持たない。すなわち、今日やつておりますいわゆる売りオペ、買いオペという感じの問題は別といたしまして、まず、手持ちの国債を日銀に売却して新たな国債を引き受けるための手段としてそれを考へるということだけは、財政法第五条に照らしても絶対に避けるべき問題であるというふうに考へております。

○米沢委員 さて次は、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰り入れの件であります。

これも、各同僚議員からやかましくいろいろと議論がなされたところでありまして、私も質問は重複するかもしれませんが、一つだけ聞いておきたいのは、簡単にこういふから二千五百六十億円を一般会計へ繰り入れさせていただきたい、それも無利子でお願いいたしますなんて提案がなされておるのではありませんか、この自賠責特会の財産はいわゆる滞留資金の運用益を含めて一体だれのものだと思つていらっしゃるのですか。それが第一点です。

それから、政府にあるいは大蔵省にどういう法的な権限があつてかういふからかう運用益から二千五百六十億円を一般会計へいただきたい、それも無利子で、それも話し合いによつて三年据え置き、その後七年で償還なんて決めるのですか。一体どういふ法的な根拠があるのですか。そんなに皆さん強いのですか。人のものまで取つてきて、これは人の金でしょう、そんなのは泥棒じやないですか。

○蓮田政府委員 この自賠責特会にありますが、金それからその運用益、これはこの特別会計に属するものでございます。そして、この特別会計はそもそも保険契約者の現金支払いによつて積み立てられたものでございますから、それは保険契約者の利益になるように今後使い道を考へていくべきものだと思つております。運輸省でいま御検討中でございますが、どう使うということは現在まだ決ま

っていない段階でございまして、いま直ちにこれが金額必要であるというふうな状況にはございせん。

そこで、特にお願いをいたしまして、これを一般会計でお借りをして一般会計の窮状を助けていただきたいというお願いをしたわけでございす。その権限につきましては、この財確法でその根拠を設けていただくようにお願いをしているところでございます。

○米沢委員 いま、この自賠責特会の財産は結局払っておる加入者のものだ、こうおっしゃいます。

それで、今後この積立金は具体的にどういうふうに契約者の利益のために活用するか考えましようなんということになっておるとおっしゃいますけれども、これは今後の話じゃありませんよ。自賠責特会の積立金は少なくとも契約者の利益のために活用するようになっておるのでしよう。これについてこんな提案をして、その後この積立金の残りについてどうしたら契約者のためになるか検討しようなんて、こんな話はおためごかしもいかげんにしてもらいたいと思うな。これは契約者の積立金でしよう、最初から契約者のために使おうということになっておるのでしよう。いまからそれを考えるのですか。運輸省、どう考えておるのか。

○熊代政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、運用益につきましては本来保険契約者に還元すべきものだということとはわれわれ当然考えております。いまのタイミングの問題として、実はこのお話がありましたときの前から、われわれとしては、この運用益の残、御承知のように再保険特別会計でございまして民間部分が四割でございます。その運用益の残の形が特別会計の方が非常に大きいかっこうになっております。それと、保険収支そのものが全体でいいますと五十三年以降悪化しつつある。そういうことを含めまして、保険金限度額の問題、それから保険料をできるだけ現状を維持し

ながらやっていくという点、あるいは事故防止対策なり交通事故被害者の救済の補完といったような四つの点につきまして、われわれとしては検討はしておったのでございすけれども、五十八年度の予算作成段階ではまだいま申し上げたような問題の整理ができておりませんし、保険収支そのものの今後の問題、事故率の推移に伴う保険収支の推移の見通しという不明確な点もございまして、いまの段階では明確にこれをどういうふうにした方が保険契約者への利益還元として一番適切であるという方針がまだ固まっております。

全体といたしまして、自賠責特会だけでいいますと、現在年間四千億程度の規模でございす。これは保険勘定でございす、それに対して運用益残が五十七年度末に五千億を超えたかっこうになっておりまして、一般会計が非常に苦しいという場合に、保険契約者への還元方策としてこれを一遍に使ってしまうという対策を立て方は余り適当ではないのかと考えまして、当面半分を、無利子でございすけれども、後日確実に返していただくということを条件に繰り入れに協力するということにいたしました次第でございす。

○米沢委員 いまの答弁は大蔵省の役人ならばわかりますけれども、運輸省の方がそんな答弁するとかおかしと僕は感じますね。

いまおっしゃったように、少なくとも五十三年度以降単年度収支がおかしくなっております。それからまた被害者が多発しつつあるのではありません。そうならば、逆に言うたら、こんな運用益をお貸しするような状態ではないんじゃないですか。まずノーと断るのが運輸省の立場でなければならぬ、少なくとも利子を取ることが運輸省の立場でなければならぬと私は思うのです。どうなんですか。あなた、大蔵省の役人じゃないんだ。

○熊代政府委員 お答え申し上げます。運輸省の役人でございすけれども、われわれ

としては、自賠責特会あるいは自賠責保険制度そのものを健全に維持していくという観点で、いま先生がおっしゃったような議論もすいぶんいたしました。その最終的な結論といたしまして、大蔵大臣もたびたびお答えいただいておりますように、一般会計が非常に厳しい情勢にあるということ、それからもう一点は、この運用益がこれだけあった原因の一つにも、一般会計から繰出されております事故防止対策の経費、これはいろいろなおとがございすけれども、直接一般会計だけ出しておるものを見ましても、最近年間三百数十億といったものが支出されております。そういったことを勘案いたしまして、こういう半分、しかも三年据え置き七年償還、無利子というかつこうでやむを得ないというふうに判断したのでございまして、決して初めから議論なしにそういうことをしたのでございせんので、御了解いただきたいと思ひます。

○米沢委員 この覚書に書いてありますように、積立金の運用益を契約者の利益のためにどう活用するか、これから具体策について検討するなんというの、こんな書き方すること自体が本職業務怠慢ですね。

同時に、自賠責の健全な運用をしようとするならば、先ほど言ったように少なくとも利子ぐらい取るというぐらいの主張をしてしかるべきものであつて、それを仕方がないとなされた方が考えたら、自賠責に入っておる連中の利益は一体だれに確保していただくのですか。そのあたりが非常に残念だと私は思うのです。百歩譲って、お貸しできたとしても、少なくとも私は利子を取るようになつてもらいたい。と同時に、三年据え置き七年で返すなんという覚書を締結されておりますが、まだ法律が決まらぬ前からこんな覚書をつくって、これも大体問題にならない物の考え方だと思ひますね。

したがって、いま保険料のアップ等が新聞等でいろいろ報道されておりますけれども、少なくとも保険料がアップする前にこんなものはすべて返

してもらおうというぐらい、覚書を破棄して約束してもらいたいと思うのです。大蔵省と運輸省の役人に答弁いただきたい。

○竹下國務大臣 これは確かに、たびたび申し上げましたように、私も、財政がこのような厳しい状態の中にありますので、したがって一般会計から特別会計あるいは特別会計から一般会計、これは繰り入れという問題は、事実法律上可能な問題であつたにしても、やはりこの問題については、先ほど泥棒という表現がございましたが、取るのが泥棒で、お借りするのは泥棒とまではいかないというふうな考え方から、これが協議に当たりましては、そういう性格のものであるだけにまず財政状態を訴えて、運輸大臣に総理の方から検討方をお願いをしております。その後私が運輸大臣の方にお願いをしまして、事務当局間の協議にゆだねたという経過があるわけでございす。

したがって、これが最終決着をつけます際には、御存じのように覚書というものもしたためることにいたしました。これは、たまたま私が大蔵大臣であつて、大蔵大臣竹下登という覚書にはなっておりまして、日本の政府の内閣の中における責任者としての覚書でございすから、これは忠実に実行をしなければならぬ課題であるということとはもとよりのことでございす。いろいろな経過の中でお願ひしてお借りしたことでございすので、この返済の問題については、私どももこれはお約束どおりきちんとした対応をしなければならぬ問題だ。

なお、金利の問題等につきましても、一般的に申しますならば、この運用益というふうなものが存在するのはそれぞれの会計の中においてあるわけでございますけれども、ある意味において、これは民間の企業であつたならばあるいは法人税として吸い上げられる対象としてのこともあり得るではないかとか、あるいは、これはそもそも当初はいわば運用益を念頭に置いてつくられたものではないというふうな理屈もございすけれども、何はさておいてお願いと、こういうことで合

意に達して、そしてお返し約束もしておるというのが素直な現状でございます。

○熊代政府委員 先ほど先生の御指摘のありました保険料との関係でございますが、実は保険料は大蔵省の銀行局の方で所管しております。

ただ、私も少しは聞いています。鋭意検討しておりますのは、現在のシステムのみならず、先

ほどこよと触れましたように四割の民間部分と六割の再保険部分で運用益の残に大きな格差がございます。民間の部分が約六百億ぐらいで、六割部分に相当する再保険部分が五千億。私どももいたしましては、この保険契約者への還元策といったしまして、保険料をできるだけ長く安定化させるといふ要請、それと保険金の支払いを、支払い基準といった具体的な査定基準の改定と、そのほかに保険金の限度額を引き上げるといふことによつて被害者救済を手厚くする、この二つの要請にどうやつて対応していくのが一番いいかというふうな点を中心に検討をしておるところでございます。

○米沢委員 最後は何ですか。最後がわからぬ。

○熊代政府委員 保険料の改定につきましては大蔵省の銀行局の方から答弁していただくことにしたいと思います。

○米沢委員 料率でございますので大蔵省からお答えいたしますが、自賠責保険の収支が悪化しておりますことは先生御指摘のとおりでございます。単年度で見ますと五十三年度以降赤字になっておりますが、収支の累計につきましてはなお黒字でございますから、いまだ料率を改定する

という必要があるとは思っておりません。ただ、今後支払限度額の引き上げであるとかあるいは自動車事故の急増というふうな状況がありますと、これはまたその時点で検討しなければいけないと思っております。

なお、先生御指摘の運用益でございますが、これは民間にも運用益が発生しておるわけでございます。まして、運用益の使用につきましては、自賠責の審議会におきまして、将来の収支の改善のための財源として留保する、そのほか自動車事故の防止対策あるいは被害者救済といったことのために使用すべきであらう、そういった形で契約者への還元をうたつておるわけでございます。従来はそういった方針でやつてきております。

ただ、いま御説明申し上げましたように、収支状況がいま悪化の方向にあるわけでございますから、今後の検討をいたしましては、いよいよ料率の引き上げを考えなければならぬという時点になった場合に、この運用益をどう活用して料率の引き上げ幅を低くしていくかということも一つの方向ではなからうかと考えている次第でございます。

○米沢委員 水かけ論になりますから、これはこゝらでやめます。

電電公社の臨時国庫納付金の納付の特例の問題であります。これは五十九年の分まで前借りしようという提案ですね。これは電電公社の方に聞きたいのだけれども、こんなふうにして何か極道おやじが、まじめな息子が一生懸命稼いでいるのを借してこれとたかっているような感じがするんだけれども、これは将来の経営に問題が出てこないのですか。こういう姿で金が足りないから何とかしてくれという形をそのまま認めるということになると、何か経営努力がばかしくなるような感じがするのです。同時にまた、電電公社はいまからかなりの研究投資をされると聞いているのですが、そこらにも何らかの影響が出てくるのではないかと感じます。同時に、利益隠しをした方が得だという形になりますね。

これは、中央競馬会だつて同じような気持ちを持たれるような気が私にはするのですが、こういうのを提案されて電電公社は一体どういう対応をされたのですか。大蔵省ベースの余りにも安易な提案であり、同時に安易に認めておるような感じがしてならないのです。そんなに余つておるなら、電電公社は電話料金を下げてもらいたい、こう思

うのです。

○岩下説明員 今回の国庫納付金の前倒しの問題につきましては、率直に申し上げまして、先生御指摘のような問題をわれわれ自身も感じたわけでございます。

五十八年度予算案編成の過程におきまして、今回御提案されているような形のもの調整の結果出てきたわけでございますけれども、私どもとしては、先生おっしゃつたような利用者サービスの改善のための投資とか通話料の遠近格差の是正といった事業特有の課題に現在取り組んでおりますだけに、経営に対する影響はもろんなしといたしません。一方、決して私どもから望んだわけではございませんけれども、国の現在の危機的な財政状況等といったものからの御要請でございますので、現行の四千八百億円の総額の範囲内というこゝでもございまして、政府関係機関としてはやむを得ないものと受けとめて今回の措置になつたわけでございます。

御指摘のような利用者サービスの問題あるいは今後の設備投資の問題につきましては、いろいろ困難といえますが問題がございます。特に五十八年度からは、利用者の方々に債券を引き受けていただくいわゆる拡充法も期限切れになりました。こういう点からの資金上の影響もございまして、そういう問題もございしますが、しかし、われわれの基本的な使命は利用者の方々によりよいサービスのより安く提供するということに尽きるように思っています。そのためにできる限りの経営努力を重ねてまいりたい、もちろんこれには職員の協力が必要でございます。

具体的には、利用者の方々の還元の問題としては、御指摘のような電話料金の問題については、五十五年の夜間料金の値下げに始まりまして、一昨年の遠距離通話料金の引き下げ、引き続

きまして本年夏を目途に第三段階の遠距離料金の引き下げを予定いたしました。現在国会に上程して法案の御審議をお願いしようと思つておるわけでございます。これは金額で申し上げまして

約一千四百億円の値下げになります。ただ、利用の増加が逆にございまして、平年度で約九百億円の減収でございますけれども、こういった形で利用者への還元と同時に、サービスの充実改善という形で還元も当然考えているわけでございます。

いづれにしても、利用者の方々によりよいサービスをより安くということにつきまして、これを基本的な使命と考えまして今後も努力をしたいと思います。このように考えております。

○米沢委員 これは来年の分まで納付金をもらつてしまつたのですが、五十九年度は一体どうされるおつもりですか。六十年度のものをまた借りてくるのですか。それとも、五十九年にもらつたから取らなくていいのですか。それともまた、そうではなくて、新たに納付金制度を変えてたくさんもらふような方法を考えるのですか。大臣、聞かしてもらいたい。

○窪田政府委員 この国会でも、電電公社の利益は加入者に還元すべきものだとかあるいは設備投資需要があるということは十分伺いました。そういう事情も十分頭に入れて考えなければならぬと思つておりますが、こういったことは安易に考えるべきものではないと思つております。

○米沢委員 五十九年度の財源確保というものは、もうこゝろがつつり取つてしまいましたが、ほかにもうないような感じがするのですが、五十九年度の財源確保について大臣はどういうふうな感触を持っておられますか。いま、余りこういうのに頼るべきではないとおっしゃつたのですか、来年度は一体どうされるのか、はっきりしてもらいたい。

○窪田政府委員 五十九年度の税外収入はことしの、五十八年度のような規模のものはもうないと思います。

しかし、世上いろいろ批判がございまして、たとえば国有財産なんかと売るべきものがあるじゃないとか、税外収入についてももっと努力せよという御批判もございまして、したがって、五

最後に、結局こうして苦勞されて財源確保に努力をされておるわけですが、要は、やはり自然増収が図られるような財政運営をもう少し積極的に展開してもらいたいというのがわれわれの

そこで実質成長率、五十七年度下方修正して三・一％、これは達成は確実というふうに私は考えておるところであります。したがって、五十八年度にわたってのこのたびの対策というものは、

なお、住宅問題につきましても、税制上の問題あるいは住宅金融公庫の融資条件の緩和等お決め

やなくて、もっと、今後の課題の中に抽象的に書いてあるようなこういうことが逆に具体的に表に出てくるような経済対策がいま連中が求めている政策ではないか。そういう意味で、サミット等でもかなりまた日本が矢面に立たされるような感じがするのでありますが、ぜひサミット等ではがんばっていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○森委員長 正森成二君。

○正森委員 私の前にそれぞれの委員がお聞きになりまして、調査室からおおよその質問項目も見せていただいておりますが、大臣や答弁者にとっては多少重複することがあるかもしれませんので、それをお許し願いたいと思います。

私は、まず第一に、今度の予算上定率繰り入れが停止されるわけですが、五十七年、五十八年、二年連続ですね。この機会に、昭和四十一年十二月の財政審の報告を中心に、やはり初心に返って、制度ができたそもそもの初めから考えてみる必要があるのではないかとように思います。

財政制度審議会の昭和四十一年十二月の報告では「より充実した減債制度を確立すべきである」とし、償還財源の繰入方式として、国債残高に対する定率繰入れを基本とし、「言うまでもございませぬが一般会計剰余金の二分の一以上の繰入れをもつてこれを補充し、さらに必要に応じて予算措置による繰入れを行う」ということになりました。そして、こういうことをする理由として、まず第一に、国債政策に関する国民の信頼の確保。それから二番目に、財政負担の平準化。三番目に、財政の膨張に対する間接的な歯どめ。四番目に、公債の市価維持等を挙げていたわけでありませぬ。

これがこのたび二年間停止され、かつ五十七年十二月二十四日の財政制度審議会の報告では、もう予算委員会等でも申し上げましたから多くは繰り返しません。こういう見方があるという言い方で、「特例公債を発行しながら償還財源を積み立てることは結局は、それだけ特例公債の増発をもたらしこととなり、それはまた、将来の負担によって将来の償還のための財源を、利子を支払いつつ蓄えることにはかならず、不合理であるという意見がある。」これは基本的には四十一年十二月の財政審報告を否定するものでは、二番目に「他方、国債整理基金への繰戻しが五十八年度に実施されれば、同年度の定率繰入れを停止しても、同基金は、公債の円滑な償還に必要な流動性を確保し、また、公債の市価維持のためある程度

の資金を保有することとなる。」「これらの諸点にかんがみれば、特例公債を発行せざるを得ない五十八年度において、定率繰入れを停止することはやむを得ないものと考ええる。」「こういうぐあいになっているんですね。

そうすると、この五十七年十二月二十四日の財政審の定率繰り入れの取り扱いの項目についての第一項ですね、こういう見方があると言いなから、基本的な国債整理基金制度の存在意義を否定するものであり、第二項は、ともかく金を返すだけのものは持つておるのではないか、少なくとも今年度はということであり、第三項は、特例公債を発行している限りは歩積み両建てみたいなのだからやめても仕方がない、こういうことになるので、これを縮めて言えば、結局、減債資金制度の本質をそもそも否定するような意見を第一に書き、第二に、何ばか今年度の返す金さえあればもういいではないかということになれば、毎年毎年その年に返す金が残つておれば余分なものは積み立てぬでもいいということになる。その年度ごとの予算繰り入れと相隔たること一年分だけというように言うてもいいぐらゐの考えですね。

こういうものを同じ財政審が、片や四十一年に出し、片や五十七年に出すというところで、やはり基本的な原点に戻って考え方を整理してみる必要があると思うんですね。どういうぐあいに考えになっているのか、大蔵大臣の御見解を承りたいと思います。

○竹下国務大臣 いま御指摘にありましたように、この四十一年、ちやうどオリンピックの翌年の戦後の最大不況、そのときに福田大蔵大臣だったと思いますが、公債政策に踏み切つて、そのときの議論の焦点はまさに歯どめ論であつたわけですね。それが、いまおっしゃいました四つの問題が議論されました。

したがって、今回の定率繰り入れの停止ということ、これは財政審でも一方このような意見はある、と。私は、しかし基本的には四十一年の答申の趣旨というのはそのまま残されておる。た

だ、やはり一番問題が変化してきたのは、四十一年は建設国債とは銘打つてありませんでした。ところが、そういう性格のものであつたが、赤字国債というものがあるの効果が上がったといひまして、も、そのときからあるいは物の考え方、少し変化が出る土壌ができたなあと、この感じを私個人持つておりました。しかしながら、やはりあのときの精神はそれなりに堅持すべきであるということからして、いわばこれもイーजीに陥らないように、年度ごとでないことのようなお願いができれば、法律でそのようなことを定めておるわけでありませぬ。

したがって、今度の場合、やはり減債制度そのものの意義はこれからは失つてはならぬ。確かに最近の議論にすれば、諸外国においてもペルギーとか一カ所ぐらゐいじゃないかという議論もございますけれども、私は、やはりこれが大きな歯どめの意義というものは今日も継続しておるではないかというふうに理解をしております。

○正森委員 大臣の御答弁は、従来の政府の考え方を依然基本は踏襲しているということなのですが、いまの答弁で、竹下大蔵大臣、多少私がひつかりましたのは、四十一年の財政審の報告は、主として建設国債、当時はそうですね、最初は赤字国債でしたが、翌年から全部建設国債、それを念頭に置いておるもので、特例国債を発行するようになってから考え方が、多少基礎が変わつてきたのじゃないかというお言葉でしたが、それはどういうぐあいに変わったのか。むしろ特例公債を発行するようになつたとき、建設国債の場合には資産が後に残るのだから六十分の一ずつ返せばいいということだったので、特例債の場合には十年たつたら全額返すということ、むしろあつてはならないものという考えをどう法律でできたかすれば、昨日ですか、別の委員から意見がございまして、本来なら十分の一を積み立てる。しかし、これは歩積み両建てのひどいことになるとしても、むしろ早くなくさなければならぬ。

したがって、私は、いま革命的転換というのですか、コペルニクスの転換とは必ずしも思つておりませぬ。言つてみれば、この財政の非常に厳しい時代に対応して、なお歳出削減をし、さらに五十六年度の繰り戻し等を含めて議論をした結果ここに到達した問題であつて、これは大きな政策の転換をしたというふうには私は考えておりませぬ。

ばならないという方での考え方の変化であつたはずですね。

ところが、それは五十七年の財政審の考え方から見ると、むしろ特例国債を発行しているときに利子を払つて積み立てるといふのは、これはおかしい、あるいはむだであるという考え方だとして、まさにこの五十七年の財政審の報告というのは、特例債を出し始めたころの考えとは百八十度転換したものであると言わざるを得ないので、これは結局ないそでは振れぬということから、考え方に革命的变化が起こつたのか、それとも合理的理由があるのか、承つておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 四十一年は赤字国債であつたが建設国債であつたか、要するに、戦後最大の不況に対応するための初めての措置とでも申しませうか、そういうことであつたと思ひます。内容自身は建設国債的な内容であつた。したがって、六十分の一という数字があつて、むしろその議論が赤字国債の発行に当たつては、いま正森委員も御指摘なさいましたように、その土壌が変わつたという表現はいささか適切を欠いたと私も思ひます。議論になつたのは、それならばむしろ十分の一ずつ積み立てるべきじゃないか、こういう議論でございまして。しかしながら、それこそまさに歩積み両建てではないか、こういう議論に基づいて、一応当初の減債制度の精神は今日まで貫きつづけていこうということ、今日継続しておるわけでありませぬ。

したがって、私は、いま革命的転換というのですか、コペルニクスの転換とは必ずしも思つておりませぬ。言つてみれば、この財政の非常に厳しい時代に対応して、なお歳出削減をし、さらに五十六年度の繰り戻し等を含めて議論をした結果ここに到達した問題であつて、これは大きな政策の転換をしたというふうには私は考えておりませぬ。

法律第六号でできたように思われます。

私が手元に持つておきますのは、大蔵省の編さんの「明治大正財政史」第十一巻でなければ、その中に出てくる文章を読みますと、当時の公債というものは、わが国の経済力が弱かったためにロンドンその他外国で調達したものが多かったので、

而も戦時公債の大部分は外国に於て募集したるものなるが故に、若し整理の途を誤るときは、其の影響する所単に内国市場のみに止まらず、延いて海外に対する帝国の信用をも毀損するに至る虞あるべし。是を以て政府は公債の整理償還に關し予め確固不動の方針を定めて財政の基礎を鞏固にし、以て内外市場をして倚安せしめ、其の信用を中外に維持せんと図り、而して之が為には國債整理基金を設置して、毎年度一般会計より相当の金額を之に繰入れ、以て國債償還財源の涵養に努むるを必要と認め、即ち明治三十九年一月第二十二回帝國議會に、國債整理基金特別會計法案を提出したり。

こういうぐあいになつてゐるのです。これをみますと、ともかく内国市場だけでなしに外国からも集めたので帝國の信用を棄損する。だから、ちゃんと償還計画を定めておかないと信用が落ちるし、それから市場が安定しないと、いいますか、そういうことだと言つてゐるのです。

そうしますと、相手が外国から借りておるものは大いに信用を高め、市場を安定させなければならぬけれども、国内でやつておる部分は、それは構わぬという理屈にはならないわけで、それなのに財政審が、ともかくそういう意見があつたというこの形ではありながら、五十七年十二月にはああいう意見を言うというのは、よほど困り果てたからではなからうかというように思わざるを得ないのです。

それで、明治三十九年に償還制度ができてから定率繰り入れが停止になったのはどういう時期ですか、それをお答えください。

○窪田政府委員 たびたびございまして、大正九年から大正十一年の間は停止をされております。

これは第一次大戦後の景気の停滞、反面財政需要がいろいろあつたということのようございまして、それから昭和六年におきましては、やはり不況のために要繰入額から、四千六百万円本当は繰り入れるべきところを四千四百万円減額した。つまり二百万円だけ繰り入れたということございまして、その後、翌昭和七年からずっと減額をいたしまして必要な繰入額から三分の一だけ繰り入れ、つまり三分の二削減をしたということのようございまして、それから、二十八年から三十五年まで、これはその時期は國債が非常に減少いたしましたので、剰余金繰り入れのみで國債償還が可能になつたということで停止をされておりますし、三十六年以降四十一年までもずっと停止をされております。

○正森委員 いまの次長の答弁は、非常に下世話なことわざをもつてすれば、みそもくそも一緒に答えたというふうな感じがする。昭和の二十何年になつてからは國債が残り少なくなつて、定率繰り入れなんかしなくてもいい、剰余金の二分の一だけ繰り入れれば十分だというのが停止になつたので、いまの事情とは全然違ふわけで、われわれも早くそんな結構な身分になりたいと思つてゐるわけですから、それを取り上げて、たびたびございましてと言つと、今度の措置があたかも異例でないかのような答弁をするというのには、これは人を惑わすものであり、少なくとも正森成二はそういう答弁に惑わされるということはないです。

それから、その前のいろいろな財政事情が困難になつたというもので、いまの答弁をお聞きして、私にはここに資料を持っていますけれども、これは大蔵省の役人が、優秀な者が書いたのですけれども、それを見ますと、えらい多い多しと言われますが、大正九年から十一年を除けば、全部、定率繰り入れはやるけれども、その額を減少させるということで、定率繰り入れを停止

したなんということはないのです。

私の質問そのものは、定率繰り入れを停止したことがありますが聞いてゐるのに、定率繰り入れの割合や額を減らしたものであつても挙げて、たびたびございましてなんと言ふのは、これはまた詐欺的答弁ではないかということで、主計局長としましてはよく困つた。

そして、さらに三番目の詐欺的な答弁は、大正九年から十一年になぜ國債償還繰り入れを停止したかという理由の眞の原因をごまかしておるので、そういうことを國會の中で言つたらいいですね。

ここに大蔵省編さんの「明治大正財政史」がある。この中に何と書いてあるかという、あなたがそういう答弁だから、大正九年から十一年のところを読んでみますと、こう書いてあるのです。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕

大正七年九月寺内閣に代りて原内閣成立し、同内閣は同年十二月開會の第四十一回帝國議會に大正八年度予算案を提出せしが、其の中、國債償還繰入額に關しては、前内閣の方針を踏み、之を三千万円に減額することとした。此の繰入減額案に關しては、兩院とも別の大なる異論もなくして可決せられしが、翌第四十二回帝國議會に方り、政府は國防充実に關する新規計画を立て、而して之が財源に充當する為め新に租稅増収の計画を定めしが、尙ほ其の不足額に對しては、當分の内國債償還を停止し、之に充當するを最も機宜を得たる措置と認め、右に關する法律案を提出したり。

こうなつてゐる。だから、大蔵省の編さんした財政史は、この大正九年からの停止は國防充実に關する新規計画を立てて、これを実行するために租稅増収を決めたのだが、それだけでは不十分なので定率繰り入れを停止した、こういうぐあひになつてゐます。あなたが言われたような表面的な事情ではないのです。

御承知でしょうが、本當の法律は、大正九年から四力年にわたつて停止するということだつたの

です。それを實際は三力年だけ停止して、四力年目からはその停止措置を撤回して再び繰り入れせざるを得なかつた。そのときにまたこの財政史は何と書いてあるかという、

而して前述の如く、大正九年度乃至十一年度三箇年間公債の償還を停止せしことは、當時に於ける一般經濟界の不景氣と相俟ちて、公債の市価を漸次低落せしむると共に、新規募集に對する市場の消化力をも減殺せんとしたり。茲に於て政府は將來に於ける公債の信用を高め、公債の市価を維持し、且つ其の發行を円滑ならしむる手段を講ずるを以て最急務と認め、前掲法律に依る償還資金繰入停止期間は尚一箇年度を残せるに拘らず、大正十二年度に於ては償還資金繰入の制度を復活することに決定したり。斯くて大正十二年度予算案に於ては、政府は國債總額の百分の百十六に相當する額を標準として、四千二百萬円の償還資金繰入を計上し、第四十六回帝國議會の協賛を得たり。

こうなつてゐるのです。だから、あなたは、こういうことはたびたびございましてなんと言ふけれども、私はあなたの答弁を三つぐらゐに分析したけれども、昭和の二十年代以降のは、全く積み立てる必要もなくなつたからやめたというものを今回と同じように答弁してゐるという意味で完全に人をごまかす答弁であり、そしてほかのは、何分の一かに減額しただけなのにそれを停止したように言い——停止したように言いと言ふと語弊がありますが、後では正確に言ひましたが、そして肝心の「大正九年から十一年について」は本當のその理由を誤つておるということをおぼろげに言ひます。

だから、いままでのわが國の明治三十九年に國債整理基金に關する法律ができてから完全にその年度全部停止したというのには、大正九年から十一年まで三力年しかない。しかも、それは軍備充實のためであるということ、大蔵省編さんの「明治大正財政史」にちゃんと出てゐるのです。それを今度は五十七年度、五十八年度二力年

が比較的少なく、日銀だとかあるいは資金運用部が持つて乗りかえが十分であるという時代についての借換案の方針が出ているだけで、乗りかえが非常に無理であるというほど多くが市中に出回っている。あるいは出回っている時期については答申、考え方が出ていないのです。それはどうなさるおつもりですか。

○加藤(陸)政府委員 五十五年の十二月だったと思いますが、いまお話しのように、五十九年までの借りかえの問題につきまして勉強してあるわけでございます。その趣旨は、もっぱら中期債が借りかえになりますので、中期債を中期債で借りるというのが骨子でございます。

いまの、五十九年までに出了した公債が六十年度以降相当大きく借りかえになってくるわけでございますが、これをどうするかという問題でございます。また時間がありませんので、その前段階といたしまして昨年の六月に、非公開のものでございまして、国債問題研究会というところで学者と銀行と証券と日銀と私どもでございまして議論をいろいろやっております。そういうものの上に立つて、従来からありました借りかえ問題の勉強会の方へシフトして勉強しようというところで、率直に申して、目下のところは具体的な考え方はあるいはアプローチは全く白紙でございます。○正森委員 大臣、白紙であると正直にお答えになったのですけれども、それだからわれわれが非常に心配しているのです。

まだ時期もございまして、確かに二年余りございまして、その間に政治情勢も変わるでしようし、これから以後お伺いする国民の負担の問題もございまして、実際に當たる者として、それらが決まらないうちにいろいろ案を考へましても机上の空論になりますから、理財局長の言われることもわからないではないのですが、しかし、それにしても策が白紙のままで進行しているということになりますと、大臣、いよいよ五十九年度以降に蔵出カットや国民の負担はどういうぐあいにすることが早く決

まらないと、相互に関連はいたしますが、その後の問題もなかなか決まりにくいということにならざるを得ないと思うのです。

その問題を次に伺いますが、その前に、銀行局長せつかくおいでいただいておりますので、一問だけ聞かせていただいて、あとはどうぞ。

借換債、これはいまは特例債のことを言うているのじゃないのですよ、一般的に言うているのですが、借換債の消化が新規財源債と違う点はどういう点でしょうか。

○加藤(陸)政府委員 いろいろな整理の仕方がございまして、法律で申しますと、一つは、借換債は国債整理基金特別会計法の五条でやるわけでございます。それから新規財源債は、通常は財政法の四條、もう一つ赤字公債の場合は特例公債法ということになります。

実質的な違いを申しますと、新規財源債の場合には新たな国民貯蓄の中に入り込んでいくわけでございますが、借換債の場合にはすでにある国民貯蓄に籍があるわけでございます。

またほかにもございまして、大ざっぱに言えば形式、実質二点が著しい相違でございます。○正森委員 理財局長の御答弁は、私が簡にして要を得て答弁していただきたかったことをすばりとお答えになりました、私が採点したならば満点の答弁です。

実質の方をこれからお聞きしますが、新たなものはこれから新しく銀行等へ預金されたものの中から取り上げるわけですが、借換債の場合は、すばり言いますと、すでにあるものをどういうぐあいに吸収するかという再投資の問題になってくる。

そうしますと、再投資の問題の場合に、これまで日銀あるいは資金運用部などにありました場合には事は非常に簡単だったのですけれども、このごろのように市中消化が盛んになりますと、それを再投資させるにはやはり金利選好といいますが、国債の売買などで国債価格が下落している場合には、すでに発行されている債券についての利

回りは上がってきますからね。価格が低下するから、したがって利回りが上がってくるということになりますと、幾ら借換債とはいえ、それを適法に適正に発行して消化させるためには利回りを考へていかざるを得ないということになるのではなからうか。

そういう面から、金利の序列とかいろいろありますけれども、最近も事道逆転などと言われまして、金利の自由化という方向によかれあしかれ進まざるを得ないのではないかと思います。銀行局の立場としてはどう考えておられますか。

○宮本政府委員 先生御指摘のとおりかと思ひます。

借換債の円滑な消化のためには、実勢金利といいますが、市場の実勢を尊重した発行条件を決定していくことが必要でございますから、そういう意味におきましては金利全体の自由化へのインパクトといえます。そういうことに働く可能性はあります。金利の自由化までつながるかどうかという点については疑問かと思ひますが、全般的には自由化促進の要因にはなろうかと思ひます。

○正森委員 銀行界では資金運用の面から国債を買うわけですが、そういう運用面でも金利をできるだけ市場実勢に近づけてほしい、余り大蔵省が介入するなという言葉を一方で言ひまして、同時に、今度は調達金利の方についても余り政府関係機関が介入するのは困るということ、具体的にははかものか、あるいは郵貯が変わらないと足手まといになってかなわぬとか、あるいは公定歩合がなかなか動かないとかいうようなことを言うのですね。

しかし、これは一々著者の名前を挙げませんが、物の本によれば、一方では、運用金利というのは市場実勢を反映して自由にしろと言ひながら、自分の調達金利の方は低く固定する金利であつて、そして郵貯というのは大抵高目に高目に設定されて動かない、それがけしからぬというのであ

れば、これは強者の理論であつて、片や自分のもうけになる方は金利の自由化で、片や自分のもうけにならない方は金利の自由化ではなしにむしろ金利の固定化というふうな議論というのは、これは筋が通らないのではないかと意見があるのです。

それと同時に、国債の大量償還もしくは大量償還をしない場合にも特例債の償還が六十年、六十年から大量に始まりますと、一年、二年、三年未満の期近物がふえてくる。これは一年定期、二年定期ともろに競合しますから、そうすると、資金を持つておる者は、退職金を持つておる者くらいになりますと、金利選好で一年定期や二年定期にするなら期近物の国債を買つておこうかということになるので、そういう意味から言ひまして、運用面だけではないに調達金利についても、遅かれ早かれ一方的に金利を固定して決めているというところは打ち破られざるを得ないというものが、国債の大量償還と絡んで起こってくるのではないかと、私には思ひますが、これも物の本に書いてある方がおられますので、伺つておきます。

○宮本政府委員 この点も、一般論といたしましては先生御指摘のとおりかと思ひます。

期近物等が大変大量になってまいるわけですが、ただ期近物につきましても、これが実際に市場に出回るかどうかという点につきましてもは両説あるようございまして、まだ実際はわかりかねます。ただし、一般論として、期近物の残高がふえるという点につきましても、いま御指摘のような預貯金等との競合が生ずることは当然考えられるわけでございます。

ただ、日本の場合に、金利の自由化を進めます場合に実体経済に及ぼす影響であるとか、あるいはわが国の場合にはなお公定歩合政策を有効に活用いたしまして、預貯金利もそれに連動して上げ下げすることによりまして金融政策というものも実施いたしておるわけでございます。それからまた、中小金融機関等のことを考えますと、急激

本的なスタンスですというときに申し上げた言葉であります。

○正森委員 私の方で試算してみますと、五十五年十一月税調の中期答申の税負担引き上げを財政の中期試算のケースC、七年で七分の一ずつ赤字国債を減らしていく、つまり年一兆円というのに適用してみますと、五十八年のGNPは二百八十一兆七千億、こう見られておりまして、五十九年度以降の伸びは経済審の経過報告、その中位ととりますと六〇年度であります。一般会計の歳出もGNPの伸びと同じとすると、臨調では同じ以下となっておりまして、同じとするとどうしようかと考へ、それから一般歳出の八〇％は国税収入で賄うという、それぞれの数字を置いてみますと、六十五年のGNPは四百二十三兆六千億円になり、一般会計の歳出は七十五兆八千億円になる。昭和六十五年年度です。七〇年度は八〇％賄うとしましてその税収は六十兆六千六百億円、そういうことになる。

それを見ますと、一般会計の歳出のGNPに占める比率は一七・九％で、これは当然のことながら、五十八年の一七・九と一緒ですね。同じような名目で伸ばしたわけですから。これは五十七年が一七・八ですからほぼ変わらないということになります。ちなみに五十五年は一八・〇です。それから、一般会計歳出のうちどれだけ国税収入で賄っているかというのは、五十七年、五十八年も六四・一％程度である。それを八〇に引き上げたわけですが、そうしますと、GNPに比べてみた税収の割合、つまり国税収入をGNPで割りますと、五十八年度は一・一・五が六十五年度は一四・三に、約二・八％上がることになります。この二・八％のうち、税調でも、その三分の一程度、ほぼ一％前後は自然増収で大体いくだろう、こうなっていますから、この計算では大体二％ぐらゐが実質税を上げざるを得ないということになる。これは当然にそうなるわけですね。

それから、これはGNPとの対比ですが、国民所得との対比です。租税負担率というのは国民所得との対比ですから、それで考えますと大体三・六％ぐらゐやさなければならぬ。そのうちの三分の一は自然増収です。いずれにせよ、二％余りが増税だということになります。六十五年のGNPが四百二十三兆円ですから、大体八兆円を超えようということになるのです。だから、大体そういうようなことを実行しようと思ひますと、これはあくまで仮定に仮定を重ねたのですが、小型、中型ではとても無理なんで、大型の間接税ということにならざるを得ないのじゃないかというように思われるわけです。

そこで電電公社来ておられますか。それではお待ちせしめました。

電電公社に伺いますが、電電公社は五十六年の財政法で毎年千二百億ずつ四年間四千八百億円国に出してもらうということ、特に五十八年度は金がないから、五十九年度に出すべきものであったのを、千二百億円追加して二千四百億円出せ、こういうことを言われておりまして、非常に御苦勞さまで。お金を取られた上国会へ呼び出されて、言うことは何もない、こういうことでお気の毒ですけれども、しかし新聞を見ますと、それぐらゐお出しになつても、なおかつ五十八年度も利益があり、五十九年度も利益が上がるということになっていくようですが、おおよその見込みをおっしゃってください。

○岩下説明員 お答えいたします。

現在の電電公社の財務状況を端的に申し上げまして、なかなか大変な状況の中ではあるけれども一生懸命やっております、どうやら利用者の皆様に御迷惑をおかけするような状態にはしていないというところかと思ひます。

具体的には、五十七年度の状況では、予算では約一千億円の収支の差額を予定いたしました。これをかなり上回るものが収入並びに経費の節約面で見られるものというふうな現在を考えております。五十八年度につきましては、予算におきまして約一千三百億円の収支差額を計上しております。

なお、電電公社におきまして収支差額は、これは改めて申し上げるまでもございせんが、利用者の方々のサービスの充実に改善のための設備投資の財源に当年度すべて使われるということでございます。したがって、改めて申し上げるまでもございせんが、そういう収支差額の使途でございます。五十七年度の予算を上回る収支差額についてもまた同様でございます。

○正森委員 いまの経理局長の答弁で、一般の利益と同じように思つてもらつたら困る、サービスを上向させるための投資等に回されるべきものである、こういうことですが、しかし、それにもかかわらず国として必要だから千二百億ずつ出せ、こゝとは二千四百億出せ、こういうことですね。

そこで、大蔵大臣にお伺ひしますが、たびたび申し上げてございせんが、きょう朝日新聞を読んだら、五十九年度までの特別措置となつてゐる日本電信電話公社臨時納付金の六十年以降の取り扱ひについて「現行の法律は当然打ち切りであるが、その後の取り扱ひについては軽々に判断できない」と述べ、財政再建のため、この臨時納付金制度を六十年以降も続ける場合もありうることを示した。この後は解説ですが、私も上田さんの質問のときにおきまして、そのあらかたは聞かせていただきましたが、この御答弁をまつまでもなく、金が非常にないから、ないからというので四年間千二百億ずついただくというの、五十八年がないからというので五十九年度空にして全部もらつてしまつたということになりますと、五十九年度に何か目の覚めるような増収措置が上りて、おそれられれば格別、いまでもお見受けしたところ、お手元非常に不如意のようですから、そうすると、せっかく、利益と言つたらいいけれども、再投資のために使つておくようなお金が幾らかあれば、六十年、六十一年度はいざ知らず、五十九年度は二千四百億から一躍ゼロになるというのではつらいから、二千四百億とかあるいは五十七

年度並みに千二百億とかいうようなお気持ちで動いて当然である。動かないぐらゐお楽な世帯ではなからうというふうに思ふのです。

そうすると、この朝日の最後のところに書いてある三行ぐらゐは、大臣の御答弁を聞いた上での朝日の判断ですね。これは、こういうぐらゐに理解していいのですか。五十九年度をやめてしまふなんというところは軽々に言えない。やはり五十九年度財源がなければ、先に一年間年貢の先取りみたいに取つてしまつたけれども、改めてもう一度年貢を申しつけるということになるんじゃないですか。

○竹下國務大臣 これも言葉を選んで申し上げたのですが、この間、専売の問題等々の質問も、本院から、また参議院ですつと質疑応答を繰り返しておりました。

そこで、そのときにやはり関連して経営形態等の議論がありました。そうすると、私はそのことが念頭に非常になりましたので、いわば電電公社の経営形態がどうなつておるかということについて見きわめがついていない。だから、現行の形そのままではいささかという仮定でお答えすることに對するいささかのちゅうちょを感じておつたわけですね。それが一つ基本にございまして。

それからいま一つは、軽々に判断できないと申しましたのは、むしろイー・ジーにこれを考えるべきでないという考え方が私にはありました。率直にそのような気持ちがあったことを申し上げておきます。

○正森委員 そうしますと、蛇足のようですが、この新聞が「財政再建のため、この臨時納付金制度を六十年以降も続ける場合もありうることを示した」というように書いておるのは、必ずしも大臣の真意ではないと言へるのですか。それとも、そうまで言われたら後々の含みがなくなるかと、こういうことでしょうか。

○竹下國務大臣 正確に整理してみますと、今後については国の財政状況も公社の財務状況も明確でございせんので、絶対に納付金を取らないと

確言はできませんが、このような納付金は軽々に考えるべきものではない、こういうふうに申し上げたわけであります。

○正森委員 言葉を選ばれた確定版が出ましたので、この問題はこれで終わらせていただきます。それで、ほか伺いたいこともございますが、競馬会に伺おうと思つたのですが、ちょっと時間がなにかもありませんが、国税庁に伺います。

こういうように国の財政が非常に厳しいということになりますと、歳出はカットしなければなりません。税収を上げる第一線に立っているのは国税職員ですから、国税職員の待遇といふのは、士気を鼓舞するといふことも、少なくとも士気を低下させるようなことはすべきではないというように思ふので、以下質問させていただきます。一、二の点にしよう。

国税の職場では、単身赴任の問題が非常に問題になっておりまして、昨年の当委員会でも私は実例を紹介しながら幾つか配慮をお願いしましたが、そのうちの相当な部分について、その後の報告では御配慮いただいたということで、この席をかりてお礼を申し上げておきたいと思ふ。

それで、今度再び私が申したいのは、北海道、東北、北陸、四国等における単身赴任の問題であります。この問題は、改めて申し上げるまでもなく、職員の中にも子弟の教育や将来の生活設計等からマイホームを持つ人があつておられるわけですが、マイホームができた、子供が軽々にかねない学校へ行つた、高等学校でいよいよ大学に行かねばならぬから、そのときにかねるから、お父さんとしては、家を動き子供を転校させるわけにいかない。そこで単身赴任をするということで、単身赴任の比率が非常に職員の中で高まって、それで二重生活、場合によつたら三重生活というものもふえてきておられることでもあります。

その中で、役付の者ですね、これは役付者の数は限られておりますから、課長で行けと言われれば、ある意味では課長で行かざるを得ないということ、これをなくしていくことが非常に困難であるといふことは、管理者の立場としてもわかりませんが、役付でない、まあ言葉は余りよくありませんが、平さん平さんと言われている平の職員、これらの人が単身赴任になり、しかも私が一年前にたしか質問しましたときに、ほぼ二年をめぐに、できるだけ単身赴任は減らしたい、二年はしんぼうしてもうかもしらぬという話がありましたが、その二年をはるかに超えて、三年、四年というように続いている人もあるというようなことがあるようにあります。

その中で、幾つか申し上げたいと思うのですが、たとえば宮城県の気仙沼署から岩手県の盛岡署に配置転換された樋川君という人がおりますが、これは本人が頸腕障害症ですか、それから自律神経失調症。それから奥さんが頸腕障害。それからお父さんが健康を害し、長男が川崎病で定期的に検診だ、もともとは両親のめんどろを見るために昭和五十二年四月に東京局から転勤した、こういう人なんです。それが、かわつたのに実際上は別れ別れにならなければならぬような状況に達しておる。金、土、日で一月に何回か帰ってくるらしいのですが、非常に時間がかかつて、しかも六千円の運賃がかかるという状況である。

あるいは、いわき税務署勤務の羽田正雄君は、両親のめんどろを見なきゃならぬというので東京局から五十二年七月に転任したのに、自分が単身赴任させられておるといふことで、お父さんは交通事故で片足が不自由で膀胱結石とヘルニア、六十四歳のお母さんは白内障で右眼失明、妻も最近白内障で加療中であるという状況だと言われているのですね。これについて、いわき税務署へ配置がえをして通勤不可能になったわけですが、管理者にあなたが家にいたからといって状況がよくなることはないと思ふ。それは、家におつたからすぐに白内障が

治るといふことはないかもしれないが、しかし、本人が病氣をしたときには奥さんがまた看病に出かけたとか、いろいろ不便があるのですから、こういう点は何とかしてあげるべきではないか。

あるいは、富山税務署の宮本実君は、本人が十二指腸潰瘍で加療中で、家族は父が狭心症で寝たきり老人で家族の看護が必要であるということであるにもかかわらず富山へ転勤になった。

あるいは上田久敏という人は、高岡税務署で六十一歳ですが、本人は過去二回にわたつて肝炎を患つておるにもかかわらず、富山税務署から高岡税務署に転勤になったために往復三時間半を超える通勤となることだ。

あるいは、もう一例だけ挙げさせていただきますが、北海道の滝本正彦という人は、自宅から滝川署まで通おうと思つても時間の関係からどうしても通えないので、必ず遅刻することになるのでやむなく単身赴任しておるが、そのために四十六歳ですから非常に苦痛になるといふような訴えが寄せられております。

一々これを読みますと、何ページもありますので長いですが、こういう点は、数少ない職員で配置をやりくりしておられるのですから、単身赴任をゼロにせよと言つても無理でしょうし、特に管理職の場合にはある程度やむを得ない場合もあるでしょうし、いろいろございしますが、原則としては二年をめどとする、特に事情のある者は二年たたなくても考慮してやるというようにすることをやらないうと、非常に精力をとられて仕事が多分にできないという点も出てくると思ふのですね。

その点について、どういふぐあいに考えておられますか。あるいは事情を調査されて、事情が非常に気の毒であるという者については御配慮いただけるかどうか、一応伺つて質問を終わらせていただきます。

○酒井政府委員 私ども税務の職員は非常に厳しい環境のもとで一生懸命仕事をしておりますので、できるだけ働きやすい環境のもとで、一人一人が健康でかつ十分その能力を発揮して働いていただきたいというのが私どもの偽らない率直な気持ちでございます。

したがって、職員の異動に当たりましては、個々に身上、希望等を的確に把握いたしまして、できる限り個人的な事情にも配慮するようにいたしておりますけれども、何分、税務官署の所在地と職員の居住地の状況が必ずしも一致しないこととか、各種の公務上の要請ということもございまして、また、特にたまたま御指摘のありました東北とか北海道等の地方の国税局にありましては大変広い地域に税務署が散在し、しかも交通が便利でないという状況でございますので、ある程度の単身赴任とか転居が異動のたぎに発生することは避けられない事情にございします。

持ち家のある方の場合には、先生も御指摘のように、子弟の教育等の問題もございましてどうしても遠距離通勤とか単身赴任という事例が多くなります。一方、持ち家を持ってない、公務員宿舎に住んでおられるような方は、わりあいと家族ともども転居なさるような事例が多いわけでございます。したがって、単身赴任だけの解消を図ろうとしますと、持ち家のある方は通勤可能地に勤務させ、一方、公務員宿舎に住んでおられる方は転々と各地を転居していくというような問題も出てまいりますので、単身赴任の回避のみを優先してやるということとは人事の公平確保という面からはなかなかやりにくいという事情を御理解いただきたいと存じます。

そこで、職員の異動に当たりましては、先ほど申し上げましたような身上等にきめ細かい配慮を加えるとともに、職員の単身赴任等の負担ができるだけ皆さんに公平になるように努めるとともに、やむを得ず単身赴任となる場合には、公務員宿舎を行く先ではつきり確保するとか単身赴任の期間が余り長期にわたらないよう、私ども、できるだけ配慮をしているところでございします。単身赴任の期間につきましては二年程度を目安にと

いう考えもござりますが、各国税局管内の地理的条件等に差異もございまして、必ずしも一律的な運用はしないという状況にござります。

いづれにいたしましても、単身赴任や転居というものは人事に当たりまして当局としては大変頭を痛め、最も心を砕いているところでござります。ただいま幾つかの個別事案につきまして御指摘をちょうだいいたしました。さらに一層個々の事情に応じたきめ細かい配慮が行き渡るよう、改めて各国税局に伝えるようにいたしたいと存じております。

○正森委員 私に挙げました教例は、持ち家を持つてお子供の教育ということだけでなしに、それプラスアルファですね、両親が非常な病気で、だてでなくプラスアルファがついておるものから、特に配慮していただくことを要望しました。時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員 野口幸一君。

○野口委員 同僚議員がそれぞれ入れかわり立ちかわって御質問を申し上げておられます。重なる部分が多分あるだろうと思いますが、お許しをいただいて、ぜひ中身のある御答弁を切にお願い申し上げます。

最近の財政再建議論を聞いておきますと、実は財政再建論というものと経済再建論というものがどうも判然としないという、その関係をもっと密接に論じていらっしゃる方がないような気がしてならない、これは私の偏見かも知れませんが、そんな気がするわけでありまして。

経済再建のない財政再建というのはないはずでありますから、もっとその経済再建という問題について大蔵当局も前向きにいろんな御発言をなさるのがいんじゃないかと思ひますが、大蔵省は立場が違ふというのか、そういうことを余りおっしゃらないで、しばしば大蔵省の立場といたしましてはという言葉をお使いになりまして、財政再建の幅といひますか、そこから余り飛び出ない

で、いわゆる経済再建論といひますか、経済論の分野については新経済社会七カ年計画というのが一年前に作成されましたが、これも中身が余り大したことがないので、どうもこれと財政再建論との結びつきというものが十分でないと思ひますが、大臣、経済の構造変化と政策の研究会というのが大蔵省の中でお考えになってやっておられるようでありまして、これに関連をしまして、経済再建論というものと財政再建論というものと関連、位置づけについて、マクロな立場でひとつお答えをいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 大蔵省内部におきましても勉強を一生懸命しております。

ただ、私どもがかねてみずからの殻に閉じこもっておるという意味ではございせんけれども、いわば財政というものが国民経済の中に果たす役割りというものの偉大さは十分私どもも認識しております。しかし、逆に見れば、また経済運営全体の中の一つの大きな役割りを果たすのが財政であるという立場におきまして、財政再建という角度から見ました場合に、わが国の経済状態の推移というものは当然急激に置くべき大きな問題であるというふうな角度から、いろいろ議論をいたしております。

一例を挙げるならば、たとえば成長率をどう見るかという問題につきましても、おのずから財政の果たす役割りというものは限界がありまして、なお今日はその対応力が非常に少ない状態にございまして、やはり経済全体の成長率等について強勉して、それが経済企画庁を中心としての経済政策全体を考へる場合の一つの私どもの主張の根拠になりましたり、また議論をいたしまして調整をしたりという基礎的な役割りを果たしておる、強勉はしておるといふつもりであります。

○野口委員 もちろん、それは大蔵省のごときでございますから、全然やらないと言っているわけではございませんが、どうも私どもが見る限りにおいて、政策の中の理念の欠如といひますか、そ

ういうような面から見ますと、もう少し前向きな、もっと深く突っ込んだ経済再建論というのが大蔵省内にあってほしいのじゃないだろうかというふうな気がしてならないわけでありまして。

ただ、皮肉な言葉を使ひますと、財政再建案というものは、実はこの前私が本会議で聞き得たというの、今日の時点で聞き得ない、こういうお答えでございまして。世界もそうでありまして、日本経済もそうでありまして、不確定要因の非常に大きなときでありますので、いまの時点で聞き得ないということは、一見まともなようなお答えに聞こえるわけですが、国民の側から見ますと、何か雲をつかんだような言い言葉がありまして、わけのわからないままに進んでいるんじゃないかという気がしてならないわけでありまして。

たとえば、この前お示しになりました中期試算で、A、B、Cという案がそれぞれ示されております。このA、B、Cというそれぞれの案も、大蔵省としては一体どれが一番いいと思うかということに対しては別に御意見がないようでありますけれども、しかし、少なくともA、B、Cという試算をなされたケースから考えますと、どれが一番比較的现实性があるのかというところは当然省としてもお考えになってA、B、Cというのが出てくるんじゃないかと思ひます。

そこで大臣、このA、B、Cのうち、実現が困難ではあると思ひますけれども一番近いものは一体何なんですか。

○竹下国務大臣 あくまでも、すべての仮定を前提に置きまして後年度負担を推計して、そして特例公債からの脱却をいま御指摘になりました三、五、七というところでお示ししたのが中期試算であります。

確かに私は今日まで、特例公債依存体質からの脱却を図るということが先決だという考え方を持っていて、そうして五十九年をめぐるといふことは、たとえこれが実現不可能に終わったといひましたとしても、それなりのわが国の財政の、なにかんぞ歳出

削減等の問題について一つの大きなものであったと思うのであります。したがって、これからこれの将来展望の検討や経済情勢を勘案しながら具体的に検討する問題でございまして、何年というふうなめどが欲しいものではないかというふうには私も思ひます。そこで、臨調等で、本場に財政体質というものを健全にするためには六十年年度全体を通じて、こういふ文章を書かれておりますけれども、十年という大変長いような感じがいたします。それから一方、このA、B、CのAと仮にいたしますと、三年としたのでは現実性が非常に薄いということになりますから、五年とか七年とかというふうなものを政策目標としてめどに置くことは好ましい問題であるというふうな考えをしております。

そこで、数年という言葉を使ひておるわけでございますが、五とか七とか、あるいは場合によっては五年から十年という表現もありますので、確定してこのものだとすることは今日なお申し上げる段階にはない。ただ、五とか七とかというの、先進国のいろんな計画を見ますと、大体中期といへば五年ないし七年というふうなものがございまして、そこで五、七というのを試算として御提示申し上げたこととあります。

○野口委員 仮にCというのを考えてみますと、実現は本当にむずかしい。六十一年度の要調整額、歳入不足額七兆六千億円に達すると言われしておりますし、国会での大蔵省当局の説明によりますと、赤字国債がゼロになる六十五年という年は、国債費としての要消化額は、利払いを含めて実に十九兆六千億円に達します。しかも大臣みずから、償還期には現金でお返しします、こう言っておられるのでありますから、とてもじゃないが無理だということを明らかにした、この展望というか財政の中期試算という名前を出されておられるこのものは、もはや打つ手がない、逆に言う増税しか方法がございせんせんといふことをお示しになったような文章と受け取っていいわけですか。そういうふうに受け取らざるを得ないと思ひ

ありません。

大臣、日本の財政危機というものは、いまだのような観点でとらえていらつしやいまいしょうか。

○竹下国務大臣 いまのわが国の財政危機というのは、結局、国民の財政需要に供給することが困難な状態にある、これが財政危機ではないかな。すなわち、多額の国債費やそれと累増する国債残高に直面しておりますので、確かに財政の対応力が失われておる。いわゆる国民の財政需要にこたえていく財政の対応力、それがなくなっているのが財政危機ということの認識ではないだろうか。

いまおっしゃいました議論はある議論でございますが、日本は、確かに政府は赤字財政でございますが、いまだ国民の貯蓄性志向はまだ世界で一番高いんじゃないかと、そして、よく国際金融危機と言われますように、諸外国から金を調達いたしました。そしてそれが返せなくなりまして手形のジャンプを頼んだり、そういうような危機ではないというふうには思っております。あくまでも国民のニーズに対して財政がトタで対応していく力を失っておるといふ意味の危機だと思っております。

○野口委員 非常にマクロの質問でありますので、お答えがそういうふうになっていくわけでありませうけれども、しかし、国民のニーズに対応し得ないということが一つの財政危機だという意味でとらえるということになりますと、それができないということとを可能にする、つまりニーズにこたえられるという状態にしていこうという、そのときがいわゆる日本におけるところの財政危機を脱したという時期になるわけですか、そういう認識ですか。

○竹下国務大臣 これは財政改革の考え方で明示申し上げておりますが、まずはいま赤字公債からの脱却ということを言っておりますが、基本的には、財政の対応力を回復していくということ、公債、建設国債であれ赤字国債であれ、そういう依存度が下げられて、そして依存度が下げられれば、国民の貯蓄性志向はまた強いわけであ

りますから、いつでも公債政策が弾力的にこれに対応することもできるわけでございますから、やはり財政危機からの脱却という意味においては、特例公債依存体質からの脱却とさらには公債依存度全体の引き下げを図られたときは、財政危機からの脱却という表現の中へ入るのではないかと思っております。

○野口委員 そういたしてまいりますと、先ほどの同僚議員の御質問などにもありましたように、赤字国債の借りかえという問題についても、いまだ今日の認識から言うならば、政府の認識とするならば、そのこともやむを得ないということが最終的には考えられるというように思われますが、大臣、先ほどの御答弁なんかを聞いておきますと、なるべくならばそういうことをやりたくないというふうな御意見ですが、実際はもうやむを得ぬ、そこに足を突っ込んでいけるのだ、こういうことにならざるを得ぬのじゃないでしょうか。

○竹下国務大臣 いま依存度が単年度で見ましても高いわけでございますが、それと同時に、いわば国債残高も大変に高いわけで、累増しておるわけでございます。したがって、この借りかえの時期が当然参ります。

さようしからば、その際は負担増か借りかえを含む公債の発行かあるいは歳出カットかという選択にぎりぎり迫られてくる。それを歳出カットのみで行った場合には、国民に対する行政のサービスの範囲がうんと狭まってくる。したがって、そのところは国民の選択と合意の問題になります。負担者も国民であり受益者も国民であるという観点に立つてなだらかに、いわばいま野口さんの御指摘の財政危機を脱却していく方策としてはなだらかな方策というものもあり得る。しかし、いま借りかえとかいうような問題を安易に念頭に置いたら、歳出削減といういわば腕が鈍つてしまふとでも申しましようか安易になりやすいから、念頭に置いてはならないという心構えであります。

○野口委員 その辺のことについては、まだまだ私も少し理解がいたしかねますが、しかし大臣の

言っておられること、先ほどの質問者の答弁をずっと聞いておりますと、いま私がなぜ二つの議論をとり出して言ったかというところ、サラ金財政だと言われている部分と、それからそうじゃないのだ、日本の財政危機というのはよその国で言われているような財政危機じゃない、まだまだ余裕のある財政危機なんだ、いわば国債依存の問題にしてももう少し踏み込んでやってもいいし、あるいは経済七カ年計画、またそれを見直そうといういま現在の中にあっても、まだまだもつと前向きに、何もびくびくしてやらなくて、もつと大胆に国債の発行についてもやってもいいんじゃないかという議論が一部にあると言われてる向きもあるようでありまして、実際、この国債を五十九年度脱却というのが事実上できなくなつて、そして六十何年になるのかわからないわけですから、これが示されていない今日にあって、やはり不安感というものは国民の中に残っていることは間違いないわけですね。

それで、いわゆる財政危機脱却の時期というのはいつなのか、あるいはまた、どの辺までで特例国債を発行しなくてもいいようになるのかということを示すことがやはり大臣としての役目だろうと思ひますし、任務だと思ひます。それが今日幾ら内外の流動性が激しいからといって、その面だけで五年から十年というのは非常に大ざっぱな、五年から十年というのは、その間というのは五年間あるわけですね。

この前の大臣にも言つたのですけれども、特に日本の場合には大蔵大臣を一年か二年しかやらないのです。自分のやらない任期中にいろいろやつたものが、次の大臣のときには全然違うような話が出てきては困つたものであります。大蔵大臣だけでなく日本の閣僚というのはそうなんですけれども、どうも任期が短くて、自分の本当にやろうとしておる仕事ができないんじゃないかということ、この前もそんな話をしたことがあるのです。オーストラリアなんかの大蔵大臣といふのは五年も六年もやっていたらつちやうて、ず

いぶん長い間、自分が発想した財政計画なんかは自分の手で修正もしあるいはまたそれを実行もしというふうなことが行われているのであります。

この前は、たまたま渡辺大臣、めづらしいことでございますが二年おやりになった。竹下大臣は、途中でお休みになつて今度は二回目。その意味では、友人というよりも、本当に日本の財政危機突破についての関心といふことが、そういうものには非常に強いはずであります。そのことをずっと眺めてこられて、そのお答えが今日なお、たとえば赤字国債脱却の見通しはと言われたときに五年から十年、こういうような答えが出てくるようではどうも心もとないような気がするのですが、大臣、本当にいまの段階でもつとさくばらんに、こういうふうにするればこのぐらゐの年度に縮められるとか、あるいは内容的に、増税なら増税に踏み切るその時期をどの辺のところの設けられ、この赤字国債発行の脱却が早まるのか、そういった具体的なものをこういう場で話していただけないものでしょうか、いかがなものですか。

○竹下国務大臣 これはなかなかむずかしいお話でございますが、先ほど来わが国の財政危機に対する基本的な考え方というところについて、世界の国々のあるいは国際金融危機とかいうような御意見を交えてのお話のときにございまして、確かに私ども、毎日と申していいくらい外国のお客さんにお会いいたします。そうすれば、私どもが日本のいわば財政の現状をお話ししたとしても、すぐ返ってくる答えは、担税力があるからといって税を取られたらいかでしようかと、あるいは、世界で一番貯蓄をよけいしているんだからもつと国債を発行されても一向に構わぬではないですかとか、そういう意味においては、国民生活のファンダメンタルズも含めて、それは経済全体で見れば、外から見ればそれなりの評価をいただいております。いやなところ、その基本も、私は決して政治のかじ取りがよかつたとは思いません。日本の国民が勤勉であり、賢明であつ

たからだと思っております。

しかし、さはさりながら、担当しておる財政を眺めてみますと、まさに御指摘のように危機的状況にある。そうすれば、一つのめどというものは、公債依存率全体の問題を引き下げていくことが最終の目標であります。一つは赤字公債売却の期間、せつかく五十九年というものを、たとえできなかったにしてもあれだけ国民の中に定着した一つの考え方であったわけですから、したがって私の見識においても、いつまでも五年だ、十年だ、セペラルイヤーズだ、数年だというようにことを言っていて心よしとしているわけではございません。したがって、少なくともこの辺だけは、経済審議会で御議論をお願いしておる問題も含めて、やはりきちんとした数値をお示しするということのための検討は急がなければならぬ。これもまた、めどをつけるのも五年か十年先ですというようないろいろな考えであつてはならぬと思っております。

それから、御意見にございましたが、大臣がかわる。確かにかわりますが、まあしかし、私の場合のようにいわば出戻りというのは、希望者がなければ出戻りもあるわけでありまして。しかし、日本の官僚機構というものは世界のどの国に比しても優秀でございますので、それだけに政策の継続性というものはそこに存在をしておる。したがって、責任の所在だけはそこつかさ、つかさに任命された大臣が背負っていかねばならない問題であるというふうに考えておるわけでございします。だから、私も御要望にこたえて、その経済審議会のお勉強と相まって、先ほどは五十九年度予算編成の際にはという御意見もございましたが、できるだけ御検討いただくための手がかりとなるべきものは作成して提示申し上げる努力を怠るべきはならぬというふうに思っております。

○野口委員 それでは別の話をいたしますが、大臣、最近景気対策の一環として公共事業投資の前倒し七五〇というのを決められましたようにですが、それも一つ景気対策に必要だということ

実行されるわけでありまして、減税ですね、この減税は、何か大臣の御発表では来年の一月とかいうようなことを新聞で拝見しておりますけれども、その実施時期はどういう意味で来年の一月という言葉が出てきたのでしょうか。

○竹下国務大臣 この所得税減税問題は、何としても与野党の合意という至上命題のもとにございします。それを受けられた議長見解、また官房長官発言と、こう統一しておるわけでございします。

したがって、これを真剣に検討をしなければならぬことは事実でございますが、ただ、時期あるいは規模等につきましては、なお国会における議論を踏まえまして、財源問題等を含めそれらを正確に整理して、税制調査会等の御議論に基づいて方向を出していかねばならぬというふうに考えておりますので、現段階で具体的方法、規模、時期を明示するわけにはまいりません。

したがって、所得税減税は来年一月ということをおっしゃることは私もございせん。むしろ国会における議論の中で、少なくとも一月からとかいう御議論はいただいておりますが、いま私どもとしては、官房長官発言で申しておりますような線に沿って、先ほど申し上げました手順を経て検討を進めていくという考え方であります。

○野口委員 それに関連して、自民党の幹事長さんが景気を浮揚するに役立つ減税という言葉を出しにしまして、そんなよろこい減税をやるうと言っているのではない、やるからには景気浮揚に役立つ減税をしたい、こういうお話があったわけでありまして。

その景気を浮揚するという点について、この前も実は大臣にお聞きしようと思いましたが、時間がなくて梅澤主税局長からお聞きはいたしました。大臣に改めてお聞きをいたしますが、計数的には景気を浮揚する金額というのは出てこない、どのくらいすれば景気を浮揚する金額になるかというのはいくらもないんだ、これはあくまでも心理的なものだということ塩崎経済企画庁長官も言われているようですが、大臣は、一体

景気を浮揚するに役立つ減税というのはどういう理解でございしますか。

○竹下国務大臣 そのところ、やはり各党の代表者の方の高度な判断で景気浮揚に役立つという表現をお使いになっておると思うわけでございします。

したがって、景気浮揚に役立つ額で示すということになります。これは金額に結びつけますということになると、これを計量的に申し上げるということとはなかなかむずかしい問題でございします。仮に、もし景気浮揚に役立つというある種の金額を計量的に想定して、その財源を景気を逆に足を引っ張るもので求めた場合には、その趣旨に沿わなくなりますので、そのところが、いまのような国会の問答等を踏まえながらこれから検討していくべき重大なポイントの一つではなからうかとこのように考えております。

いま一つ、心理的効果云々の問題がございしますが、それは大体景気というの、いわゆるインフレーションとかデフレーションとかあるいは企業マインドとかいう言葉がございしますように、経済学とは心理学だという言葉もございします。その言葉自体を私も否定するものではないと思いますが、各般の検討の中に出てくるものではないかなというふうに思っております。

○野口委員 それはそれとしまして、景気浮揚というの、景気を刺激をして経済活動というものをより躍動せしめるというふうな、活発化するというのですか、そういうためにやるということでありまして、景気浮揚に役立つということだから、一体景気浮揚に役立つという意味はどういう立場を言うのかということ調べてみましたら、こう書いてあります。

予算の支出を早目にやる、二つ目、予算規模をふくらませる、三つ目、大幅に減税をする、しかもそれを早期に行う、こういうことが、まだそのほかには金融政策として日銀の公定歩合、預金準備率を引き下げる等というふうないろいろな手が

あると書いてありますが、その前段に、私が申し上げましたように大幅に減税を早期にやる、こういうことが実は景気刺激に非常に役立つんだ、これは経済辞典の中にそう書いてあるんですが、これからいいますと、大臣のおっしゃっておられる、少なくとも金額的な面は別として時期的な問題というのは、たとえ予算も、先ほども言いましたように公共事業投資の前倒しをやる、早く使う、これは一つの景気刺激策だ。減税も来年の一月などというふうなことを言われておつては、とてもじゃないが役に立たないのでありまして、早期に実現をせよというふうな意味が、その意味では大臣、思い切つて減税の時期というのはいま、そういうふうな考えはございせんでしょうか。

○竹下国務大臣 これは、経済原則からいいます景気対策と云えば、いま野口委員御指摘の問題等々がそれに当たると思っております。したがって、どちらかと言えば今日まで景気に対する財政の対応力がありましただけに、日本の景気対策と言えはば公共投資等の拡大であった。アメリカ的景気対策というのは消費刺激に伴ういわば減税政策であったということ十年前ぐらいにいろいろ言われておりましたが、いま、その点非常に判断のむずかしいところになっております。

ただ、この各党合意の文書を読んでみましても「国民世論の動向にこたえ、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、」こう書いてございします。なるほどこの財源というものが、またその出方によってはいわば前段の景気浮揚というものを減殺するようなものであつてはならないというふうなことも念頭に置きながら、しかも「五十八年中に国会に提出するとの確約があったことを承知いたしております。」この官房長官が発言をいたしておりますので、それこそ各方面の意見を聞きながら税制調査会等で予見なしに御議論をいただいで出していくべき結論ではなからうかというふうに考えております。

○池田参考人　いま御指摘の場外問題でございますが、これは確かに、ミニ場外と申しますか小さ

いものは、ロンドンとかパリとかに参りますと、喫茶店とかたばこ屋の店先とかという形で随所に売っております。ベッティングハウスと書いてかなりはでな宣伝もしておるようでございますが、いま最初にお話ございましたように、日本の場合は一つは歴史的な民族感情と申しますか、大きいものだけではなくて、小さいものをつくることについてもなかなかの抵抗感がございます。特に自分の町の中にそういう施設ができることについての本質的な反対といえますか、感覚的な反対といふものはどうして先走ってまいります。したがって、その数をたくさんつくるといふことは、小さいから案で大きいからむずかしいということではなくて、むしろ、その施設を自分の町の中に持つてこられることに對する町民の納得を得るための時間というものが非常にかかるのが現状でございます。

いま私どもは、現に広島市の駅そばに、これはすでに町民の納得を得まして現在かなり大型のもので、つくりつつございます。その他二、三現在計画中のものもございすけれども、全体として、どうもミニ場外という形で話が乗り切れるという可能性はきわめて少ないような感じがするわけでございます。

それからもう一つは、これは法律のたてまえて全部人に委託ができないのが私どもの仕事でございます。したがって、中央競馬会が自分でやるということになりますと、現金を分散して、かなりの額になりますものから、防備の薄いところへそういう形で置くということが、何かあったときの問題点として果たして大丈夫なのかどうかという問題点もございす。

それからまた、馬券払い戻しを効率的にやっていくということになりますと、当然、現在御承知のようにコンピュータを使いまして全部端末機に入れないわけにはまいせんが、それらについての故障関係が起るといふことになりまして、そこでも実は、大型の場外馬券売り場でも売りどめをする時期を場内と合わせるといふ問題があった、

それがなかなかコンピュータのダウンを恐れてできない状況にございす。そこいらが、細かくなつてまいりますとますますその故障関係についてもある程度配慮をしていかなければいかぬというふうな技術的な問題もあることはございす。したがって、いま御指摘がございましたような方向ができれば私もますます大賛成なところでございすけれども、現状なかなかその時期と場所が選べないというのが実情でございます。

○野口委員 終わります。

○森委員 廣瀬秀吉君。

○廣瀬委員 最初に、きのうの新聞の記事が少し気になりましたので、大蔵大臣に質問したいのです。

朝日の朝刊でございますが、北海道と福岡の知事選が革新の側が勝利をしたことによつて一番ショックを受けたのは大蔵省だといふような報道がなされておるわけであります。これは、次に衆参ダブル選挙が恐らくあるだろうと大蔵省は読んでおつた、そうすれば五十九年度で大型間接税に踏み切ることができたら、こう読んでおつたのに、それがどうやらできなくなつたらしいといふようなことで大変ショックを受けている、こういうような中身の記事であります。これは大蔵大臣、そのような構えでおつたのでありましようか。大型間接税は五十九年度にも実行する、こういうのが大蔵省の考えですか。そのことをまず伺いたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは、理論的に消費一般にかかる税制を否定するものではございせんが、いわゆる五十九年度大型間接税を実施するといふようなことは、検討したことも、また指示を受けたことも指示をしたこともございせん。したがつて、単なる憶測記事ではございせんが、官僚機構というものは、その一人一人には主義主張がそれぞれございまして、政治的な中立の立場において日本経済、財政全体を考へるものでございすので、そのようなショックを受けたこともなければ欣喜雀躍したこともまたないであらうと

思つております。

○廣瀬委員 大型間接税を五十九年度にやるという考えは、いまのところ全く持つてない、こういうように確認してよろしうございすかね。

○竹下国務大臣 もとより検討したこともありま

せん。

○廣瀬委員 先ほど同僚の野口委員から、五十八年度における減税の問題について質問がございました。

これは大臣も御案内のように、与野党幹事長・書記長会議で与野党の二階堂幹事長が胸をたいて必ず実行をする、こういう表明をいたしました。与野党の幹事長である私が言つてそれを内閣が聞かぬといふことならば中曾根内閣は崩壊するであろうといふところまで幹事長は明確に言明されて、しかも、それは景気回復にかなりの貢献をし得るような規模のもの、こういう表現をなさつております。言わず語らずのうちにその会談では、少なくとも一兆円以上であらう、こういう受けとめ方をその場でしておるはずであります。特に五十七年度の景気も非常に低迷して、当初五・三％の実質経済成長率と見通しておつたのが三・一％、これはどうにか達成できるのではないかとこのようにあります。

そういう経験にかんがみて、ことしも五・六％、実質三・四％の経済成長という経済見通しを立てておられるわけでありまして、輸出の動向なり多方面にわたる景気指標をいろいろ検討してみても、そう景気が回復するといふ状況にはないのではないかと思つてあります。そういう問題については、五十八年度は一体どういふふうにお見通しか、その中における一兆円以上の減税というものの位置づけは、われわれは、国民とともにこれは正しい要求でありまた実現するべき政策目標であらうと思つておるわけでありまして、景気の見通しと同時にその一兆円減税の正当性、こういうものを認められるかどうかという二つの点をお伺ひします。

○竹下国務大臣 まず、五十八年度の景気見通しでございます。

いま御指摘がございましたように、五十七年度の経済成長、下方修正した三・一％、これは一三月のQ Eを見るまでもなく確実になったではないかと思つておるわけでございす。したがつて、五十八年度の政府見通しは三・四％ということと掲げておるわけでございす。これは、原油価格の下落あるいは円安から円高へ転換したという為替相場、そしてアメリカの景気が若干なりとも底離れをしたといふようなことを考えれば、内需を中心として三・四％は達成可能な数値ではないか、それだけに、それをより確実なものにするために去る五日に経済対策というものを発表いたしましたわけでございす。その確実な実施と相まつて、私は、三・四％の成長をより確実なものに結果としてしなければならぬと思つておるわけであります。

そこで、それと見合う減税問題であります。各党合意をなされたものであり、そして、その裏打ちとして議長見解というものが発表されております。これに對しては、その合意をなされた事情を承知しております。趣旨の官房長官発言もございすので、これに對し真剣な検討を進めていかなければならぬ課題でございます。

ただ、その中で、いまの段階では自然増収が見込めるといふ時期にはなからうかと私は思ひます。したがつて、五十八年度の税収の土台になります五十七年度の決算が確定します時期が、これが検討をなされていくまずスタート台ではないか。そうすれば、それまでの間に国会等で議論された問題点を念査して正確にこれを報告していかなければならぬ。したがつて、あらゆる予見を持たないで税調の議論にまずお任せする、こういうことに手段としてはなからうかと思つてございす。参議院におきましても委員長見解がありまして、七月末とは言わずとも早目に検討を開始しろという見解もございすので、それらに沿つて検討を進めていかなければならぬといふふうに考えております。

○廣瀬委員 いまの大臣の答弁の中で、何らの予見も持たずに税調の諮問をする、こういうことが

ポイントだったと思うのですが、それでは、ずっと午前中からの答弁、ところどころ私も聞いておったわけですが、日本の議会制民主政治はおのずから政党政治でもあります。その政党の代表者である与野党の幹事長・書記長会談、そこで合意したものが今度政府の手に渡ると、それはもう何らの予断を持たずに税調に、こういうことで税調に行つてしまえば、そこでこれはやるべきでないという結論を出されたらそれはもうやらぬ、こういうことになる可能性も非常に強いと見てもいいわけでありませう。

いままでも税調隠れみの論ということがしばしば言われてきたわけでありませうが、税調はずっと今日まで大体において大蔵省の考へた方向で答申を出してきているという感じが言われてきたわけですね。したがって、その意味では大蔵大臣の政治家としての決断、こういうものが景気回復の、俗な言葉で呼び水のような形で、経済心理学、経済学は心理学でもあるという面も強調された大蔵大臣でもございませうから、そういう意味で国民の経済的な心理といふものに呼びかける、アピールするといふ感じが、そういう形で決断が必要だろと私は思うのですが、まさきり白紙でということでは、これは竹下大蔵大臣とあるうお方の発言とも思われないう。すでにそういう段階も経ておるわけでありませうから、去年の減税小委員会のような形で、財源を野党で見つけてくださいといううなことで責任逃れをするのではなくて、やはりこれは大蔵省自身が積極的に無理のない財源を見つけてながら、国民の要望にこたえて心理的な明るさを、そして特に内需の振興、個人消費の振興、こういうようなところに結びつけていく、そういうリーダーシップを発揮していただかなければならぬ問題ではないか、こう思うのですが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 私があらゆる予見を持たないでと申しましたのは、言ってみれば、政府税調に対して財源はこのもので検討していただきたいという予見を持つてはならぬという意味でございます。

当然のこととして、私どもが報告をします中には、各党合意の問題、そして本委員会を初めとする各委員会でも議論された減税論議、そういうものを正確にお伝えするわけでございますので、全く否定的な答えが税調でなされるというふうなものではないと思つております。

ただ、私どもも行政を預つておる者といひまして、最終的にはもちろん政府の責任でやらなければならぬ問題でございますけれども、従来の手法に従つて税制調査会等においての御議論の過程は、貴重な過程として通らなければならぬという程ではなからうか。いま一つは、減税小委員会等において貴重な御議論をなすつていただいたという議論に対して、さらに追つかけてこれの意見等を承つて正確に報告をすべきものではなからうか。言ってみれば、私どもが野党の皆さんを引き込んで共同責任においてやめたいようにとか、そういう考えを持つておるわけでは全くありません。

○広瀬委員 いずれにいたしましても、大蔵大臣としては、先ほどの経緯を踏まえて五十八年度中の減税は実施しなければならぬ、そういう責任を政府も負つた、こういうふうにお考えであることは間違ひありませんか。

○竹下国務大臣 これは官房長官発言にもございませうに、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を行うための財源を確保して、そして五十八年度中に法律案を提出するとの約束があつたことを承知しておりますという言葉が、言ってみれば政府側の統一した見解であるというふうに承つていただいて結構ではなからうかと思ひます。

○広瀬委員 いつごろ税調に諮問されますか。

○竹下国務大臣 御案内のように、政府税調といふのは三年の任期がありまして、その最初の任期に当たつて、広く国税、地方税のあり方について、こういう諮問を申し上げておるわけでございます。

したがつて、今回国会で議論があり、与野党合意のなされた問題を正確に報告いたしますなら

ば、これに対する新たな諮問という形ではございませうが、いわゆる協議に入つていただけたというふうな期待も、確信もいたしておるわけでありませう。その本格議論の土台となるものが整理されるといへば、私は、厳密に言へば、やはり七月末の五十七年度の決算が確定した時期といふことを再三国会でも申し上げておるわけでありませう。

○広瀬委員 この減税ができる限り早く実現するように、年度内といつても、先ほどの質問でもございまして五十九年の一月からだといふようなことにならないように、いざ大蔵委員会に所得税法の改正等もからなければならぬだらうと思ひますから、年内に実施できるように最善の努力を要請したいと思つておるわけでありませう。

いま私がこの減税の問題を取り上げましたのも、ここ六年来にわたつてずっと景気の低迷が続いて、まさに戦後最長の不況が続いておるわけでありまして、その中でも、GNPの中で最もウエートの高い個人消費の落ち込みが活性化しない、活発化しない、それが一番大きな原因になつて景気も低迷しておる。したがつて、いろいろ景気を占う民間設備投資の動向等でも、物が売られなければ設備投資も活発にならないわけでありまして、さらにまた不況を克服するためには、昔は大体住宅政策を振興するというようなことが常識的だったわけでありませうが、この住宅着工の問題なども、一月段階あたりで年率に直すと百三十一万戸ペースぐらゐに乗つたといふので幾らか明るい面もあるのですけれども、公営住宅等についても建設戸数は予算規模でもかなり減つておるわけでありまして、この点についても余り期待できないのではないかと。

輸出の問題でも、五十七年度が対前年度比一〇・一％減少といふようなことで、対前年比で輸出額がまさに二けた減少したといふのは三十年ぶりだと言われるような状況である。しかも、国内の景気低迷を反映して輸出ドライブがかかったにしても、いまECがガットに提訴するとか、ある

いはアメリカが農畜産物等についてまたガットに提訴するといふような状況もあるわけでありませうし、アメリカの景気が少しは上向いたのではないかと、あるいはドイツあたりを中心にECも幾らか上向いたのではないかと、あるいは東南アジア、ASEAN諸国等も幾らか景気回復の兆しが見え始めたのではないかと、いふふうに見られるとか、そういう海外要因はあるにしても、輸出が急速に伸びるということも予想されないのではないかと。うんと落ちた後ですから、あるいはその回復があるかとも思ひますが、それ以上に今度は、日本からの輸出ドライブの要因はあるにしても、海外からの貿易摩擦といふような形で、リアクションが出てくるといふようなこともあるのじゃないか。

さらに、失業率などは二・七二％になつた。これは、数字の使い方が変わったとかといふことで、閣議でも問題になつたといふことでありますが、いづれにしても、百六十万人といふ最近にない数字を数えているといふようなこともありますし、金利も公定歩合が下がるのじゃないか、〇・五％なり一％なり、その間くらいで下がるのじゃないかと言われておつたけれども、これもどうやらまだ下がる見込みもない。あるいはまた、景気動向に対して石油の値下がりといふようなことで二十九ドル体制になつたといふことでありますけれども、これなどもやはり国際経済的に見ればプラス面とマイナス面と両方ある。そういうようなことで、なかなか景気回復といふのはむずかしい。

そういうようなことになれば、まず減税問題といふものを主体にして国民の個人消費に火をつけていく。こういうところから出発しないと、やはり経済の進展といふもの、経済が活発化するといふようなことがない、いつまでたつても財政危機は相当な努力をしても直らぬのではないかと、こういうふうに思われるわけでありませうから、その辺のところを十分踏まえて、減税といふものがこれからのそういう経済の活性化に向けての突破口を開くような立場でぜひひとつやつていただきた

い、こういうように思っておる次第であります。景気の見通しについて、私が大分悲観的な見通しを諸要因について申し上げたのですけれども、それについてそうではないというようなことがあれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いまの景気分析でそれぞれ申されたことは、私は、大きく反論する何物もないと思つております。

強いて申しますならば、確かにアメリカの景気が若干でも底入れしたということになれば、あるいは外需に期待を持つということもあり得るでしょう。しかし、それは御指摘のとおりEC、米国のいわば通商摩擦問題というものがあからそう大きな期待はできないということも、私もそのとおりだと思つております。

いま一つ、石油の価格下落の問題であります。石油が下がったということは、簡単に言うとな産油国の富が先進消費国に移転するわけでございます。日本経済全体に与える影響は中長期的に見ればいいことに決まつておると思ひます。ただ、それに伴つて産油国への輸出というものは下がっていくと思ふわけにはいかないかも知れません。しかし、総じてはいい方向に行くであらう。しかし問題は、これを税収の面で見た場合に、やはり石油価格の下落というものは、端的な例で言へば、従価税であります税はそれだけ下がつて減収になります。それから、いまストックを持つておる多くの石油企業というものが、いわば消費者の買い控え等からいつて値を崩して、場合によつては乱売競争をしてまでもつないでいかなければならぬということになれば、当面は、在庫のいわば評価がえ等をいたしますならば、これは結果としては大変な減収になるでございまして、う。しかし中期的に見た場合には、わが国経済全体に及ぼす影響はやはりプラスの方向に働いていくということも事実であると思ふわけでありま

す。したがつて、幸い何はさておいて世界で一番物価が安定しておりますので、それに伴う消費需要

の増加というようなことに支えられて、まさに、もう高度経済成長の夢を追うわけにはもろろんまりませんが、私は、なだらかに回復の方向に歩んでいく三・四％という成長率というものは実質達成し得る可能性のある数値であるといふに考へております。

○広瀬委員 そうあつてほしいという願望は私もそう思つておるわけなんですけれども、さて、この個人消費を中心にして景気の問題を論ずる場合に、ことしの春闘において、きょう春闘の相場づくりにかなり大きなウェイトを持つております。金労協に一致に回答が行われた。去年から見ると半分以上の賃上げ率であります。鉄鋼のごときは三・一四％、去年の二分の一以下、こういうことになつております。あるいは造船重機、まあ電機は去年の半分というほどではないにしても五％を割り込んでいくというふうなことになると思ひます。

そこで、予算の税収見積もり、この中では七％というところで給付総額がふえるであらう、こういうふうに見ておるわけですが、この現実の春の賃上げ、これはもうこの一カ月ぐらいの間にほとんどが決まる、今週、来週あたりで大体相場が決まるわけですが、私鉄も五％にならないというふうな状況でございまして、そうしますと、大体三・四、五％ぐらいで賃上げ率が落ちついてしまふのではないかと、こういう懸念もあるわけでありま

す。これを基礎にしながら、せめて五％程度にはなるのかというふうなことは人事院勧告の凍結以来日経連あたりがあるいは経団連あたりが言つておつた。それが現実にはこういう形だということになれば、これはやはり税収見積もりにおける所得税特に給与所得税の見積もり、これはいまのところ税収の中で一番ウェイトが高い税目でありまして、この見積もりも大きなそを来した、現実にはそうなるのじゃないか、そういう感じがするわけでありま

す。○梅澤政府委員 五十八年度の源泉所得税の見積もりに当たりまして、ただいま委員が御指摘になりましたように、経済見通しにおきまして雇用者所得の伸びをそのままマクロ的の推計の基礎に置いております。予算の説明等で七％程度とお示ししておりますが、厳密に申しますと六・六と見積もつております。この六・六はさらに分解いたしました。一人当たり雇用者所得の伸びが五・二でございまして、それに雇用者の伸びが一・三％。これを掛け合わせたものであります。

いま、春闘との関連で問題を御指摘になつておるわけでございますが、これは企画庁の所管の問題でございまして、政府の経済見通しにおきましては春闘の相場を予測に入れておるわけではございません。したがつて、政府の見通しにございまして一人当たり雇用者所得と春闘の相場とは直に結びつかないわけでございますが、昨年度の毎勤統計等から見まして、それから現在の経済動向から見まして、この政府見通しにおきまして雇用者所得の推移、現時点で直ちに修正する必要はないのではないかと考へております。

○広瀬委員 大蔵省が出した「税制改正の要綱」というところでは、租税及び印紙収入予算の説明」というところでは、少なくとも七％という数字になつておるわけですね。これが六・六であるにしても、六・九であるにしても、いずれにしても五・二という数字があつた、それを基礎に置いておる。それに雇用者数の伸びを掛け合わせた数字で割り出した。ところが今度の場合に、労働四団体あたりについてみますと、これは総体的に落ちつくところは三・四、五％ぐらいではないか。中小企業なども、これから賃上げをやるのでしようけれども、大企業よりはかなり下回るのが通例であるし、中小企業を取り巻く今日の経済状況は非常にシビアなものであるということになれば、これも相当見込み違いになる可能性のあるのではないか、こういうふうに思ふのです。

大蔵省は、このところ、財政危機になつてから見込み違いばかりやつておるわけですね。税収不足が五十六年度でも二兆何千億、五十七年度でも六兆とか、恐らく五十八年度でも相当な税の落ち込みがあるのじゃないかというふうなことがあつておるわけですね。そうなりますと、今度の場合のように、税収見積もりを誤つては、その分、五十九年度には特例公債から脱却するという目標はとうに崩れていくというふうなことになるし、そして今度の財確法のようにいろいろなところから洗いざらい取るところから財源調達、財源確保をしなければならぬ、こういうことにもなるわけですね。ですから、こういう問題についてもしっかりと見方を見方を持ちながら、少し山が掛かっているような見方をしないでやつていく、こういうことが当然必要であらうと思ふわけでございます。

そういう点で、特別会計からあるいは特殊法人などから一般会計に納付させる、こういうことは決して好ましいことと大蔵省も思つておるはずのものではないと思ふのですが、大臣、これはどうなのではないか。こういうふうな扱いというのは、これからどのくらい続けられるものでしょうか。国の歳入の大部分は健全な税収によつていくというのが安定的な国の予算のあり方であらうと思ふのです。そういう点で今日の事態を、特に五十七年度も大変な補正予算を組まざるを得なかつたという状況、そして五十八年度でも相当な税収欠陥が見込まれるのではないかと、こういうふうなおそれもある。この税収の見通し等について、大蔵大臣、どのように考へておられますか。

○竹下国務大臣 五十八年度の税収ということになりますと、まさにこれからの問題であります。一応そのけたになる五十七年度補正後の税収の見込み、こういうことになりますと、正確には七月の下旬ということになります。二月末税収等々の推移を見ても、大物の三月決算の法人が残つておりますけれども、これは大蔵省の数字ではなく、私が個人的に一％は誤差のうちというように考へておるわけですが、三十兆あれば三千億、こういうことになりま

いて誤差のうちにおさまってもいいものだなという期待を持っておるわけでございます。

したがって、五十八年度の税収ということになりますと、まさに始まったばかりでございますが、三・四％という成長率を先般決めた経済対策、また、いわば円高基調とか米国経済の底離れとか原油価格の下落、そういうようなものと相まってより確実なものになれば、税収についてもその見込みに大変な狂いを生ずることがないことをいまの場合期待しておるという表現にとどまるでございます。ところが、そういう感じでございます。

○広瀬委員 予算の執行が始まったばかりで税収欠陥があるだろうということは、大蔵大臣とうてい言えないだろうと思うのですが、そのおそれ多分にあるということでもあります。

私が言いたいのは、税収は、租税正義の原則に従ってきちんとしたやり方がとられる、公平の原則と言ってもいいわけでありますが、そういうものが確立されておればもっと確保できるはずである、こういうふうに思うのです。この大蔵省が出した説明によりまして、事業者、営業業者、個人事業者、こういう人たちの所得の伸びというのは三％に見えている、そして法人の税収見込みもにおいては五％しか見ていない、こういうようなことで納得できるような合理的な根拠というのは何かあるのですか。

いままでの傾向値を見たとか何とかという説明をされるのは、われわれとうてい納得できないのだけれども、サラリーマンに重く、そして企業や事業所得者に甘いあるいは法人に甘いというような重税感、不公平感というようなものに一層拍車をかけるようなこういう見込みも、そういうような形でいけば、今度は執行に当たると税収がどうなるか、個人事業者は三％ぐらいいく伸びないだろうという頭でそれからの税の調査もやるのじゃないか、法人なんかについてもそういうものが一つの基準になるのじゃないか。主税局がそういう見込みもしているのだということになれば、税の執行面にもそれは微妙に影響する、そういうふう

うな面もあるだろうと思うのです。そういう点で、合理的な根拠があるならば説明してほしい。

○梅澤政府委員 いま委員が御指摘になりました点について、若干説明をお許し願いたいのでございますが、五十八年度の税収見込みの際に給与所得、事業所得、農業所得等につきまして税収見込みもしておりますのは、委員御指摘のとおりでございます。

特に五十八年度の局面では、給与所得については先ほど推計の計数的根拠を申し上げましたが、事業所得につきましては政府のマクロ的な見通しはございません。したがって、従来から課税実績と経済動向等を勘案いたしまして、主税局と申しますか税制当局の責任において見込みもっております。

ただ、給与所得の伸びと事業所得の伸びが五十八年度において若干開差が出ておりますのは、近年、四十年代、五十年代を通じてわが国の経済の雇用所得化というものが進んでおります。同時に、それは税制面で見ますと給与所得化が進んでいるということにもなるわけでございます。たとえば青色申告者の事業主の場合は、家族の給与と入るは実は給与所得ということとでそれらの方に入っておりますし、たとえば法人課税を課税されまして、事業主の報酬本体そのものが給与所得として入っております。したがって、非常に大ざっぱに言ってしましますと、現在の事業所得というのは、あたかも法人における利益と同じように経済の循環に対して振幅が非常に大きくなるわけでございます。たとえば過去二、三年来ずっと見てみますと、ある年には事業所得の方が給与所得の伸びよりも高い年もござい

ます。五十八年度はたまたまそういう局面になったというところでございます。

したがって、この見通しの数字の開差をもつて、世間でよく言われます事業所得者と給与所得者の所得の捕捉率の差というふうにおとり願いますと、そこは若干違ふということも申し上げなければならぬと思ひますが、私も税制当局と

いたしまして、制度上の議論をいたしまして、給与所得者と事業所得者の所得捕捉の公平という点については常に重大な関心を持っております。これは申し添えたいと思ひます。

○広瀬委員 国税庁にちょっと伺っておきますが、五十七年度で個人事業者あるいは法人の調査をどの程度やっておられるか、そして、やった調査の結果、修正申告をされたあるいは更正決定をしたというふうなことで、どれくらいのパーセントで、法人、個人を問わず調査したものの中に正しい申告がなされていなかった、そういうものが法人と個人に分けてどのくらいあって、どのくらい調査の結果に基づいて税収が得られたのか、そういう数字についてちょっとお示しをいただきたいと思ひます。

○角政府委員 一番最近の計数と申しますと、申告所得税は昭和五十五年分になります。それから、法人税は昨年の六月末に終わった昭和五十六事務年度でございます。その数字で申し上げます。

申告所得税から申しますと、営業業者を中心とした数字で申し上げます。三百六十万件が対象となる納税者の数でございますが、そのうち調査をいたしましたのが四十七万件、いわゆる実調率というところで申し上げますと四・一％でございます。このうち、更正ないし修正申告をいたしました件数は十三万八千件でございますから、そういう更正割合と申しますと、その割合は九三・五％というところでございます。この十三万八千件の更正等によりまして増減所得四千六百五十一億円ということでございます。これに基づきます税額、加算税も含めまして千九百四十四億円ということでございます。これが申告所得税でございます。

法人税の方は、大法人などは国税局の調査課が所管しておりますが、税務署と調査課所管と合わせた数字で申し上げます。対象となる件数は百八十万件でございますが、このうち、五十六事務年度で調査をいたしましたのが十八万八千件、いわゆる実調率で申しますと一〇・四％というところで

ございます。この調査件数のうち、更正ないし修正申告を徴しましたものは十五万三千件でございます。したがって、更正等の割合は一・五％というところでございます。こういう更正等の結果の増減所得九千八百三十七億円でございます。これに対応いたします追徴税額三千三百三十九億円ということでございます。

○広瀬委員 まさに驚くべき数字なんです。これは、もちろん調査を必要とすると思うようなところに重点的に行くという気持ちもあるだろうし、それだけでも、私は必ずしもそうではないと思うのです。これは、国税庁が全く職員数も少ない、そういうようなことで調査が行き届かない、三年ぐらいい前でしたが、予算委員会の分科会

で、ちょうど竹下さんが大蔵大臣のときに、私この問題を取り上げてやったことがあるのですが、実調率が法人一〇％になったというのは、それでも幾分か上がったのです。あのときに私が大分厳しく質問をした結果幾らかでも改善されたなと思っておりますが、個人事業者の方ではわずかに四・一％ですか、そんなところだ、こういうことであります。これでいきますと、これはずっと調査をされないで、四％というのですから二十五年、四半世紀からなければ全部の調査ができない。全部が悪いことをしているなどとは私も全く思いませんけれども、そういう点でもこれは余りにも少な過ぎるじゃないか。しかも、やってみれば、個人の場合で千九百四十四億円の追加税収が得られる。さらに三千三百三十九億円、これは法人の方ですが、そういうものが得られる。一〇％ですから十分の一をやっただけでもこれだけの税収が得られる。それじゃ、そのほかのやらなかったところはみんな問題がまるきりなかったか、あるいは過少申告をやっていないか。いろいろな脱法的な税逃れ、租税回避的なあの手の手をやっておる、いろいろな問題でそういうものもあるのじゃないかと思うのです。

この点について、西ドイツあたりでは、人口大体五十六、七百万ぐらいい、約六千万と見ていいの

でしようが、税務職員が全体で十七万三千九百十三名、これは一九八二年のドイツの資料であります。日本の国税職員は大体五万三千人というところで、ずっとほとんど変わってないですね。これだけ税収もふくんでる中で、これが変わってない。人口の規模から考えても六分の一であるというように非常に少ない。そういうことで税収漏れが、これはよく取れと言っているではありませんけれども、税を逃れている。合法的に、調査をされないために、自主申告というこの制度もまさに性善説に基づいてやっているわけですから、調査をしてみればやはりそういうことがある。そのほか全部そういうことと同じ数字が出ることは私も思っておりません。これは、いろいろな情報を得たりなんかにして国税局調査なり国税庁調査なりというのをはやるわけですから、善意の一般のところでもかなりの租税回避的あるいは脱税的な行為をやっているというふうなものが非常に大きいだろうと思うのです。

そういうものについて、やはり租税正義の実現、公平の原則を実現させていくということが非常に大事だという観点からは、大蔵大臣、もう少し税務職員をふやして正しい納税が行われるというふうな点で、増税しろとか何とかというこの以前に、公正な租税正義の実現という形においてさらに税収が得られる面というのは非常に大きいものがあるのじゃないか。安易にこういうように財確法を出して、あつちからこつちからかき集めるというふうなもの、これは最後の最後の手段としてはいいかも知れぬけれども、その前にやるべき方策というものがあつたんじゃないかというのを私は強く感ずるわけで、その辺のところ、大臣いかがですか。

○竹下国務大臣 確かに御指摘の点は、言ってみれば財確法というふうな税外収入源にいろいろ手をつける、これはさることながら、その前にもっと税の公平あるいは確実な捕捉、それらに対して意を払うべきであるということでありまして、その一つの方法として、先ほど来御議論のございました

た実調率引き上げの問題があります。税務署は、これはいまも御指摘にありましたとおり、各種の資料、情報等から見まして過少申告の疑いのある納税者について実調というものは行わなければならないから、いわば実調率が拡大して、それが比例的に増差税額に出るというものであります。それが必ずしもございません。しかしながら、申告水準向上に対する牽制効果、これも十分にございまして、今後とも、厳しい財政事情のもとではございまして、関係方面の理解を得て要員の確保に努めていかなければならぬ。そうしてまた、コンピュータ化の拡大等々内部事務の合理化も図っていかねばならぬと思っております。

その要員確保の問題について格別の御指摘がありました。私も行政改革というのをやっておりますと、ときに、まず随分始め、すなわち行政管理局と大蔵省から始めて、こういう環境に置かれてございまして、その中にあって、税務職員の要員の問題につきましては心を砕いておりますが、現実問題として、その数字からすれば非常に小さい数字にすぎないわけでございます。他と比べればという問題は別といたしまして、したがって、まさに関係方面、こういう御議論を踏まえまして、職員の確保に努めていかなければならぬ、そういう考え方でございまして、十分ひとつその面も積極的に配慮をしておきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、

さて、ちょっと話題を変えますが、五十九年度に特例公債からの脱却ということをずっと公約してまいった歴代内閣であります。これからの本当の脱却ができる年次、参議院等におきまして大蔵大臣が六十二年ぐらいいまでかかるんじゃないか、あるいは六十二年までかかるというふうなお話もあったやに聞いておるわけですが、本当に本音で特例公債からの脱却を実現する時期を大蔵大臣はいつに想定をされておられるのか、その辺をひとつ。

○竹下国務大臣 これが非常にむずかしいところでございます。確かに財政改革の一つのめどとして、特例公債からの脱却の時期というのは五十九年ということが非常に印象づけられておりましただけに、それが断念せざるを得ない状態になった今日、新たなめどの設定をした方が好ましいと私も考えております。

しかし、事実、たとえ国際経済の不透明さがあつたといえ、余りにもその目標と現実とが乖離した場合に政治不信というものをもちたす傾向もある。そうなる、私も度々ある程度めどをお示しします。一つの確信を得るに至るものもろの情勢の分析が必要であるという立場に立ちます。やはり中期試算で出したいと思つた三年、五年、七年、十年と言えども余りにも近過ぎる。とはいえ、一方臨調等で、本当の財政再建というものは六十年代全体にわたって施行しなければならぬと言われておりました。十年と言えどもまた長過ぎる。そういうことになれば、私どもは中期試算で複数でお示ししておるものとすれば、五とか七とかいうようなところ、一つの着目をしてこれから検討してみなければいかぬ課題ではないかと思つております。それこそ国会の議論等を中心にして、何とかできるだけ早期に経済審議会の議論も踏まえながら固めていかなければならぬ重大な課題だという認識にはございまして、

○広瀬委員 少なくとも政府が一たん公約したものが、これはもう破綻をしておることは明確なんでありまして、いつまで虚勢を張つて、と言つては言い過ぎかもしれないけれども、やれないものをやるという形は、やはり国民の不信を招くものにもなるだろうと思つて、実現可能な性のある数字を速やかに発表して、それに向かつて努力をしていただきたい、こういうふうに思つております。

すが、これは厳格に守る用意がありますか。

○竹下国務大臣 まず、国債の償還は、それを持つていらつしやる方に対して確実に現金で償還を行う、これが大切な大前提であります。これは四条公債であつても特例公債であつても、まさに同じことであると思つております。

そこで、その償還期限が来た場合に、国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算にもございまして、大量の予算繰り入れが必要となるのが六十二年度、あるいは六十一年度とも読めるでございまして、それまでに経済事情や歳入歳出の動向を踏まえて検討していかなければならないということでありまして、まさに私どもが赤字国債の発行をお許しいただきます、今度言えは財確法でございまして、それらについてもそのことを前提にお願ひしておるわけでございまして、安易に借りかえなどというのを考えてはならないというふうな思つております。時間もあることでございまして、その際、理論的に言えれば歳出カットがあるいは負担増があるいは借りかえをも含む公債発行という三つが考えられるところでございますけれども、いま借りかえについて決めておるという状態にはもちろんございせん。

非常に重大な問題でございまして、まさにこれから各方面の意見、特に国会の場を通じての国民との対話の中に真意が那边にあるかということを探るというふうなことを考えております。

○広瀬委員 次に、また質問を変えますが、五十六年の財確法によつて電電公社から一年当たり千二百億ずつ、四年間にわたつて四千八百億、順次国庫納付をする、こういうことになつておつたわけでありまして、五十九年度の分を五十八年度に繰り上げて、五十八年度中に二千四百億引上げ、こういうことになるわけでありまして、前にどなたかの質問のときに、単年度では一千億ぐらいの利益といふか余剰金ぐらいいしか出ないというのがいまの現状だという話をちつと私も聞いて

たわけであります。

そこで、五十九年度分は五十八年度中に納付してしまふことになると思いますが、もしそういうようなことでさらにこれが——これは経営形態の問題で、どうも臨調では特殊法人化しろなどということを言われておりますし、公社制度がそのまゝ続くかどうかということももちろん関係するのではありませんか、これについて大蔵大臣は、六十年以降も電電公社がそのまま続いているから、またそういう場合があり得る、こういうふうにお考えでしょうか。あるいは、五十八年度に五十九年度の二千四百億をやるのだから五十九年度にもさらにやるかということ、五十九年度、六十年、そういうようなところをずっと延長してこういう臨時の国庫納付金というものをやる気持ちがあるのかどうか。これをまず大蔵大臣から伺つて、その後公社の方から、経営の状況その他、こういうことでやったのでは将来電話料なり電報料金の値上げというものに結びつくおそれがないかどうか、その辺のところを聞いておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 五十六年度の財確法に基づく臨時国庫納付金の納付は、この法律を通していただきますと完了するわけでございます。したがつて一つの区切りはつくわけであります。

それで、私も先般来、専売の問題、電電の問題等いろいろ御質問がありますと、経営形態の問題がどうしても臨調答申等々行革大綱等に基づきますと念頭を離れませんし、したがつて非常に不確定な要素があるものでちゅうちょしたお答えもいたしておりましたが、いま、ある種の前提を置いての御意見を交えての御質問でございましたので、国の財政状況、公社の財務状況もいま明確でございませんで、絶対にやらないと確言はできませんけれども、このような納付金をイメージに考えるべきものではないというふうに考えております。

○岩下説明員 お答えいたします。
五十九年度あるいはそれ以降の問題についての

お尋ねでございすけれども、現在の国庫納付金それ自体があくまで臨時かつ特例なものというところで定められたわけでございます。四千八百億円という総額を五十八年度に前倒しをすることによりまして五十八年度中に完納することになるわけでございますから、五十九年度以降はこの種の措置は当然あり得ないというふうに私は考へております。

ただいまの先生の方からの財務状況についてのお尋ねでございすけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、五十八年度は予算で収支の差額は一千三百億円でございます。公社の場合、御存じのとおり、収支差額はすべて利用者の方々のサービスの改善あるいは拡充のための設備投資の原資としてその年度に充当されておるわけでございす。したがつて、経営の努力によりまして生み出されたものは、やはりすべて利用者の方々のお役に立つようなものに使うべきであると考えておりますし、具体的には、私どもがINSと呼んでおります高度情報通信システムの形成あるいは御要望の強い通話料の遠近格差の是正、こういったものに経営の努力の結果を充てたいというふうにいま考へておるわけでございまして、そういう意味合いも含めまして、五十九年度以降はこういった措置はないものというふうに理解しておるわけでございす。

○広瀬委員 電電公社も最近では最も進んだ先端技術の研究開発というところで光ファイバの時代だなどと言われると、私どもも素人ですが、どんなシステムでどういうものなのかは十分わからないのですけれども、そういう時代になっている。しかも、これからは情報産業と言われるような時代を迎えている。そういうような場合に、企業努力によつて得た利益を安易に国が常に吸い上げてしまふというようなことについては、電電公社は研究施設等もかなりすぐれたものも持っているから、いつまでもこんなことをやって、大変な技術革新の先端を行つていものに水をかけることのないような配慮というものが

が必要だろう、こういうふうにも思つておるわけでございます。

もう時間もありませんから、もう一つ質問をして終わりたいと思うのですが、自動車損害賠償責任再保険特会から今回二千五百六十億繰り入れるということなんですが、これは後日お返しをする、こういうことになっておるわけですが、後日というのはい体いつなんですか。それをはっきりさしていただきたい。

○窪田政府委員 これは運輸大臣と大蔵大臣との覚書がございまして、「原則として昭和六十一年度から六十七年度までの間において分割して、一般会計から自賠特会へ繰り戻すこととする。」でございます。

原則としてという意味は、現在のところでは国の財政状況、特会の状況を明確にし得ませんので、いろいろな状況が考えられます。その状況に対応し得るようにするという意味で原則としてという言葉を使つておりますが、六十一年から六十七年の間に分割して返す、こういうことでございます。

○広瀬委員 最後に、大蔵大臣に確かめておきたいのですが、特別会計も三十八ある。特殊法人なんかもかなりの数に上つてゐる。そういうようなところから一般会計に、財政難である、財政危機である、苦しいところなんだ、国も苦しいんだからという形で洗いざらい後またまだやる可能性はある、あるいはまた同じような措置で特会や特殊法人あたりから国庫納付金をせよ、あるいは一時借り入れて後で戻す、そういう考えが来年度についてもあるのでしょうか。ことし一年の措置にとどめて、本格的な基本的な立場を踏まえたしっかりとした税収の確保という形の上で財政危機を乗り切つていくのか。その辺のところ、どういふお考えかお聞かせいただいて質問を終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 元来、国の歳入は租税等一般的な歳入をもつて充てるといふのがやはり本筋でございます。

したがつて、税外収入ということにつきましては、今年度は五十六年度の繰り戻しの問題等もございまして、本当に各方面に御協力をいただきながらこのような措置をとつてきたわけであります。したがつて、税外収入ということになりますと、まだまだ国有財産の問題でありますとかいろいろの指摘も受けておりますので、鋭意これが確保のための努力を重ねてまいらなければならぬことは当然のことといたしまして、今年度のような相当な金額を税外収入として充当するということとは非常にむづかしいことではないか、そういうふうな理解の上に立つて、やはり財政のあるべき本来の姿というもののどのようにしてたどりついていくかということに、まず基本的な考え方立つて対応していかなければならない課題であるというふうに考へております。

○広瀬委員 終わります。

○森委員 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十一分散会

昭和五十八年四月二十五日印刷

昭和五十八年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局